

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容

# 目 次

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更	1
2. 施設管理の実施に関する計画の変更	1
3. 定期事業者検査の判定方法の変更	1
4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更	1

別紙－1：発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更前後表

別紙－2：施設管理の実施に関する計画の変更前後表

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更  
別紙－１のとおり
2. 施設管理の実施に関する計画の変更  
別紙－２のとおり
3. 定期事業者検査の判定方法の変更  
なし
4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更  
なし

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い  
システムについて定量的に定める施設管理の  
目標に関する変更前後表



発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由	PRA モデルの更新に伴い蓄電池の非待機時間 目標値を変更			
変更後	(8/17)			
	保全活動管理指標			
系統名	要求機能	MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	備考
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3) [リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	-	
特高開閉所設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
変更前	(8/17)			
	保全活動管理指標			
系統名	要求機能	MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	備考
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3) [リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <105時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	-	
特高開閉所設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由	<p style="text-align: center;">高浜発電所原子炉施設保安規定変更の 反映に伴う記載追加 (警報なし津波対応の反映)</p>																																																																		
変更後	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">要求機能</th> <th colspan="2">保全活動管理指標</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>MPFF回数 目標値</th> <th>非待機時間 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">制御棒駆動装置(電気系)</td> <td>原子炉の緊急停止機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>トリップ遮断器 モード1.2&lt;1時間/2サイクル/トレイン モード3.4(トリップ遮断器が閉じている場合) &lt;48時間/2サイクル/トレイン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉建屋</td> <td>・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全上特に重要な関連機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質放出の防止機能(MS-2)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災防護機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水による損傷防止機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付属建屋</td> <td>竜巻防止機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取水口・放水口設備</td> <td>安全上特に重要な関連機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水防護機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>取水路防潮ゲート &lt;240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用) -</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水防護機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波監視機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災防護機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(13/17)</p>				系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考	MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリップ遮断器 モード1.2<1時間/2サイクル/トレイン モード3.4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン		事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-		原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	-		安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-		放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	-		火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-		浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用) -		浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考																																																															
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値																																																																
制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリップ遮断器 モード1.2<1時間/2サイクル/トレイン モード3.4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン																																																																
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-																																																																
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	-																																																																
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-																																																																
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	-																																																																
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-																																																																
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用) -																																																																
	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
変更前	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">要求機能</th> <th colspan="2">保全活動管理指標</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>MPFF回数 目標値</th> <th>非待機時間 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">制御棒駆動装置(電気系)</td> <td>原子炉の緊急停止機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>トリップ遮断器 モード1.2&lt;1時間/2サイクル/トレイン モード3.4(トリップ遮断器が閉じている場合) &lt;48時間/2サイクル/トレイン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">原子炉建屋</td> <td>・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全上特に重要な関連機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質放出の防止機能(MS-2)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災防護機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水による損傷防止機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>付属建屋</td> <td>竜巻防止機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">取水口・放水口設備</td> <td>安全上特に重要な関連機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水防護機能(MS-1)</td> <td>&lt;1回/サイクル</td> <td>取水路防潮ゲート &lt;240時間/2サイクル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浸水防護機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波監視機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災防護機能(MS-2相当)</td> <td>&lt;2回/サイクル</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(13/17)</p>				系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考	MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリップ遮断器 モード1.2<1時間/2サイクル/トレイン モード3.4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン		事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-		原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	-		安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-		放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	-		火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-		浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル		浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-		火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考																																																															
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値																																																																
制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリップ遮断器 モード1.2<1時間/2サイクル/トレイン モード3.4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン																																																																
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-																																																																
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	-																																																																
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-																																																																
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	-																																																																
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-																																																																
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル																																																																
	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-																																																																

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由	高浜発電所原子炉施設保安規定変更の 反映に伴う記載追加 (送水車導入に伴う記載の見直し)																																			
変更後	(16/17)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">要求機能</th> <th colspan="2">保全活動管理指標</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>MPFF回数 目標値</th> <th>非待機時間 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">重大事故等対 処設備</td> <td>使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     海水から使用済燃料ピットへの注水                      使用済燃料ピットへのスプレイ                      使用済燃料ピットの監視                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td style="text-align: center;">&lt;240時間/2サイクル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     海水を用いた復水タンクへの補給                      &lt;240時間/2サイクル                      復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給(復水タンク)                      &lt;72時間/2サイクル                      復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給(燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ)                      &lt;720時間/2サイクル                      燃料取替用水タンク                      &lt;1時間/2サイクル                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目)                      &lt;720時間/2サイクル                      蓄電池(安全防護系用)                      可搬式整流器                      &lt;240時間/2サイクル                      代替所内電気設備                      &lt;72時間/2サイクル                      燃料油貯油そう、タンクローリー                      &lt;48時間/2サイクル                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装設備(-)</td> <td style="text-align: center;">&lt;2回/サイクル</td> <td>                     記録以外                      &lt;720時間/2サイクル                      記録                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     中央制御室非常用循環系                      &lt;72時間/2サイクル                      可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計                      &lt;240時間/2サイクル                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考	MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	重大事故等対 処設備	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットの監視		発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル		重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給(復水タンク) <72時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給(燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ) <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル		電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル		計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録		中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	
系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考																																
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値																																	
重大事故等対 処設備	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットの監視																																	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル																																	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給(復水タンク) <72時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給(燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ) <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル																																	
	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル																																	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録																																	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル																																	
変更前	(16/17)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">系統名</th> <th rowspan="2">要求機能</th> <th colspan="2">保全活動管理指標</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>MPFF回数 目標値</th> <th>非待機時間 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">重大事故等対 処設備</td> <td>使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     海水から使用済燃料ピットへの注水                      使用済燃料ピットへのスプレイ                      使用済燃料ピットの監視                      ガソリン用ドラム缶による燃料補給                      &lt;48時間/2サイクル                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td style="text-align: center;">&lt;240時間/2サイクル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     海水を用いた復水タンクへの補給                      &lt;240時間/2サイクル                      復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給                      &lt;720時間/2サイクル                      燃料取替用水タンク                      &lt;1時間/2サイクル                      復水タンク                      &lt;72時間/2サイクル                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源設備(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目)                      &lt;720時間/2サイクル                      蓄電池(安全防護系用)                      可搬式整流器                      &lt;240時間/2サイクル                      代替所内電気設備                      &lt;72時間/2サイクル                      燃料油貯油そう、タンクローリー                      &lt;48時間/2サイクル                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>計装設備(-)</td> <td style="text-align: center;">&lt;2回/サイクル</td> <td>                     記録以外                      &lt;720時間/2サイクル                      記録                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央制御室(SA-2)</td> <td style="text-align: center;">&lt;1回/サイクル</td> <td>                     中央制御室非常用循環系                      &lt;72時間/2サイクル                      可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計                      &lt;240時間/2サイクル                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考	MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	重大事故等対 処設備	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットの監視 ガソリン用ドラム缶による燃料補給 <48時間/2サイクル		発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル		重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 復水タンク <72時間/2サイクル		電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル		計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録		中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	
系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考																																
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値																																	
重大事故等対 処設備	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットの監視 ガソリン用ドラム缶による燃料補給 <48時間/2サイクル																																	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル																																	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 復水タンク <72時間/2サイクル																																	
	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル																																	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録																																	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル																																	

施設管理の実施に関する計画の  
変更前後表

# 施設管理の実施に関する計画の変更

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">目 次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉本体</td><td>1/46</td></tr> <tr><td>[炉心]</td><td></td></tr> <tr><td>[原子炉容器]</td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン</td><td>36/46</td></tr> <tr><td>[その他設備]</td><td></td></tr> <tr><td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td>37/46</td></tr> <tr><td>[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]</td><td></td></tr> <tr><td>[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]</td><td></td></tr> <tr><td>[復水器]</td><td></td></tr> <tr><td>[蒸気タービンに附属する熱交換器]</td><td></td></tr> <tr><td>[燃料取替用水設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉冷却系統施設</td><td>3/46</td></tr> <tr><td>[一次冷却材の循環設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[主蒸気・主給水設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[その他設備]</td><td></td></tr> <tr><td>補助ボイラー</td><td>42/46</td></tr> <tr><td>[その他発電用原子炉の附属施設]</td><td></td></tr> <tr><td>[浸水防護施設]</td><td>43/46</td></tr> <tr><td>[常用電源設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[火災防護施設]</td><td></td></tr> <tr><td>[非常用電源設備]</td><td>44/46</td></tr> <tr><td>[非常用発電装置]</td><td></td></tr> <tr><td>[その他の電源装置]</td><td></td></tr> <tr><td>土木建築設備</td><td>46/46</td></tr> <tr><td>敷地内土木構造物</td><td>46/46</td></tr> <tr><td>プラント総合</td><td>46/46</td></tr> <tr><td>非常用取水設備</td><td>46/46</td></tr> <tr><td>[取水設備]</td><td></td></tr> <tr><td>補機駆動用燃料設備</td><td>46/46</td></tr> <tr><td>[燃料貯蔵設備]</td><td></td></tr> <tr><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>20/46</td></tr> <tr><td>[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]</td><td>24/46</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td></td></tr> <tr><td>[放射線管理用計測装置]</td><td></td></tr> <tr><td>[生体遮蔽装置]</td><td></td></tr> <tr><td>[換気設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[その他設備]</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納施設</td><td>31/46</td></tr> <tr><td>[原子炉格納容器]</td><td></td></tr> <tr><td>[圧力低減設備その他の安全設備]</td><td></td></tr> <tr><td>原子力設備</td><td>36/46</td></tr> <tr><td>[その他設備]</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表-1：クラス1機器使用期間中検査7年計画          別表-2：クラス2機器使用期間中検査10年計画          別表-3：クラス3機器使用期間中検査10年計画          別表-4：クラス1機器N1基金使用部位特別検査7年計画          別表-5：クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画          別表-6：原子炉格納容器使用期間中検査10年計画          別表-7：重大事故クラス2機器使用期間中検査10年計画          別表-8：重大事故クラス3機器使用期間中検査10年計画</p>	機器又は系統名	ページ	原子炉本体	1/46	[炉心]		[原子炉容器]		蒸気タービン	36/46	[その他設備]		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	37/46	[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]		[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]		[復水器]		[蒸気タービンに附属する熱交換器]		[燃料取替用水設備]		[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]		原子炉冷却系統施設	3/46	[一次冷却材の循環設備]		[主蒸気・主給水設備]		[その他設備]		補助ボイラー	42/46	[その他発電用原子炉の附属施設]		[浸水防護施設]	43/46	[常用電源設備]		[火災防護施設]		[非常用電源設備]	44/46	[非常用発電装置]		[その他の電源装置]		土木建築設備	46/46	敷地内土木構造物	46/46	プラント総合	46/46	非常用取水設備	46/46	[取水設備]		補機駆動用燃料設備	46/46	[燃料貯蔵設備]		放射性廃棄物の廃棄施設	20/46	[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]		[原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]	24/46	放射線管理施設		[放射線管理用計測装置]		[生体遮蔽装置]		[換気設備]		[その他設備]		原子炉格納施設	31/46	[原子炉格納容器]		[圧力低減設備その他の安全設備]		原子力設備	36/46	[その他設備]		<p style="text-align: center;">目 次</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>ページ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉本体</td><td>1/36</td></tr> <tr><td>[炉心]</td><td></td></tr> <tr><td>[原子炉容器]</td><td></td></tr> <tr><td>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td><td>17/36</td></tr> <tr><td>[燃料取扱設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[使用済燃料貯蔵設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[燃料取替用水設備]</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉冷却系統施設</td><td>3/36</td></tr> <tr><td>[一次冷却材の循環設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[主蒸気・主給水設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[その他設備]</td><td></td></tr> <tr><td>補助ボイラー</td><td>33/36</td></tr> <tr><td>[その他発電用原子炉の附属施設]</td><td></td></tr> <tr><td>[浸水防護施設]</td><td>34/36</td></tr> <tr><td>[常用電源設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[火災防護施設]</td><td></td></tr> <tr><td>[非常用発電装置]</td><td></td></tr> <tr><td>[その他の電源装置]</td><td></td></tr> <tr><td>土木建築設備</td><td>36/36</td></tr> <tr><td>敷地内土木構造物</td><td>36/36</td></tr> <tr><td>プラント総合</td><td>36/36</td></tr> <tr><td>非常用取水設備</td><td>36/36</td></tr> <tr><td>[取水設備]</td><td></td></tr> <tr><td>放射性廃棄物の廃棄施設</td><td>15/36</td></tr> <tr><td>[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]</td><td>18/36</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td></td></tr> <tr><td>[放射線管理用計測装置]</td><td></td></tr> <tr><td>[生体遮蔽装置]</td><td></td></tr> <tr><td>[換気設備]</td><td></td></tr> <tr><td>[その他設備]</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納施設</td><td>27/36</td></tr> <tr><td>[原子炉格納容器]</td><td></td></tr> <tr><td>[圧力低減設備その他の安全設備]</td><td></td></tr> <tr><td>原子力設備</td><td>28/36</td></tr> <tr><td>[その他設備]</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表-1：クラス1機器使用期間中検査7年計画          別表-2：クラス2機器使用期間中検査10年計画          別表-3：クラス3機器使用期間中検査10年計画          別表-4：クラス1機器N1基金使用部位特別検査7年計画          別表-5：クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画          別表-6：原子炉格納容器使用期間中検査10年計画          別表-7：重大事故クラス2機器使用期間中検査10年計画          別表-8：重大事故クラス3機器使用期間中検査10年計画</p>	機器又は系統名	ページ	原子炉本体	1/36	[炉心]		[原子炉容器]		核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	17/36	[燃料取扱設備]		[使用済燃料貯蔵設備]		[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]		[燃料取替用水設備]		原子炉冷却系統施設	3/36	[一次冷却材の循環設備]		[主蒸気・主給水設備]		[その他設備]		補助ボイラー	33/36	[その他発電用原子炉の附属施設]		[浸水防護施設]	34/36	[常用電源設備]		[火災防護施設]		[非常用発電装置]		[その他の電源装置]		土木建築設備	36/36	敷地内土木構造物	36/36	プラント総合	36/36	非常用取水設備	36/36	[取水設備]		放射性廃棄物の廃棄施設	15/36	[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]		[原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]	18/36	放射線管理施設		[放射線管理用計測装置]		[生体遮蔽装置]		[換気設備]		[その他設備]		原子炉格納施設	27/36	[原子炉格納容器]		[圧力低減設備その他の安全設備]		原子力設備	28/36	[その他設備]		<p>①書類体裁変更に伴うページ数の変更 目次のページ数について、同修正を実施。</p> <p>②記載の適正化 (施設区分の適正化)</p> <p>③大飯3号機に加圧器スプレ配管溶接部欠陥指示事象の水平展開によるクラス1配管特別検査の追加</p>
機器又は系統名	ページ																																																																																																																																																																							
原子炉本体	1/46																																																																																																																																																																							
[炉心]																																																																																																																																																																								
[原子炉容器]																																																																																																																																																																								
蒸気タービン	36/46																																																																																																																																																																							
[その他設備]																																																																																																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	37/46																																																																																																																																																																							
[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]																																																																																																																																																																								
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]																																																																																																																																																																								
[復水器]																																																																																																																																																																								
[蒸気タービンに附属する熱交換器]																																																																																																																																																																								
[燃料取替用水設備]																																																																																																																																																																								
[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]																																																																																																																																																																								
原子炉冷却系統施設	3/46																																																																																																																																																																							
[一次冷却材の循環設備]																																																																																																																																																																								
[主蒸気・主給水設備]																																																																																																																																																																								
[その他設備]																																																																																																																																																																								
補助ボイラー	42/46																																																																																																																																																																							
[その他発電用原子炉の附属施設]																																																																																																																																																																								
[浸水防護施設]	43/46																																																																																																																																																																							
[常用電源設備]																																																																																																																																																																								
[火災防護施設]																																																																																																																																																																								
[非常用電源設備]	44/46																																																																																																																																																																							
[非常用発電装置]																																																																																																																																																																								
[その他の電源装置]																																																																																																																																																																								
土木建築設備	46/46																																																																																																																																																																							
敷地内土木構造物	46/46																																																																																																																																																																							
プラント総合	46/46																																																																																																																																																																							
非常用取水設備	46/46																																																																																																																																																																							
[取水設備]																																																																																																																																																																								
補機駆動用燃料設備	46/46																																																																																																																																																																							
[燃料貯蔵設備]																																																																																																																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	20/46																																																																																																																																																																							
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]																																																																																																																																																																								
[原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]	24/46																																																																																																																																																																							
放射線管理施設																																																																																																																																																																								
[放射線管理用計測装置]																																																																																																																																																																								
[生体遮蔽装置]																																																																																																																																																																								
[換気設備]																																																																																																																																																																								
[その他設備]																																																																																																																																																																								
原子炉格納施設	31/46																																																																																																																																																																							
[原子炉格納容器]																																																																																																																																																																								
[圧力低減設備その他の安全設備]																																																																																																																																																																								
原子力設備	36/46																																																																																																																																																																							
[その他設備]																																																																																																																																																																								
機器又は系統名	ページ																																																																																																																																																																							
原子炉本体	1/36																																																																																																																																																																							
[炉心]																																																																																																																																																																								
[原子炉容器]																																																																																																																																																																								
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	17/36																																																																																																																																																																							
[燃料取扱設備]																																																																																																																																																																								
[使用済燃料貯蔵設備]																																																																																																																																																																								
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]																																																																																																																																																																								
[燃料取替用水設備]																																																																																																																																																																								
原子炉冷却系統施設	3/36																																																																																																																																																																							
[一次冷却材の循環設備]																																																																																																																																																																								
[主蒸気・主給水設備]																																																																																																																																																																								
[その他設備]																																																																																																																																																																								
補助ボイラー	33/36																																																																																																																																																																							
[その他発電用原子炉の附属施設]																																																																																																																																																																								
[浸水防護施設]	34/36																																																																																																																																																																							
[常用電源設備]																																																																																																																																																																								
[火災防護施設]																																																																																																																																																																								
[非常用発電装置]																																																																																																																																																																								
[その他の電源装置]																																																																																																																																																																								
土木建築設備	36/36																																																																																																																																																																							
敷地内土木構造物	36/36																																																																																																																																																																							
プラント総合	36/36																																																																																																																																																																							
非常用取水設備	36/36																																																																																																																																																																							
[取水設備]																																																																																																																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	15/36																																																																																																																																																																							
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]																																																																																																																																																																								
[原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]	18/36																																																																																																																																																																							
放射線管理施設																																																																																																																																																																								
[放射線管理用計測装置]																																																																																																																																																																								
[生体遮蔽装置]																																																																																																																																																																								
[換気設備]																																																																																																																																																																								
[その他設備]																																																																																																																																																																								
原子炉格納施設	27/36																																																																																																																																																																							
[原子炉格納容器]																																																																																																																																																																								
[圧力低減設備その他の安全設備]																																																																																																																																																																								
原子力設備	28/36																																																																																																																																																																							
[その他設備]																																																																																																																																																																								

変更前

④ (1/46)

1. 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
原子炉本体 【炉心】	照射済燃料集合体 ※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	23回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による
	照射済燃料集合体 (取出燃料) ※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	23回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による
	燃料集合体 ① 157体	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	23回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による
	内挿物 ※ 1式	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	23回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による
	(1) 制御棒クラスタ (2) バーナブルボイズン (3) プラギングデバイス (4) 2次中性子源							
原子炉本体のうち炉心		1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後
原子炉本体 【原子炉容器】	原子炉容器	1. 開放点検	高	13M	○	23回		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱設備】	制御棒クラスタ案内管支持ピン 104本	1. 外観点検	高	3F	○	21回	構造健全性検査	
	燃料移送装置 1式	1. 機能・性能試験 (リフティングフレーム)	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査	一部先行実施
		1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
	燃料取扱クレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
		2. 分解点検他	高	39M~195M	○	23回		
	使用済燃料ピットクレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査 1次系換気空調設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		2. 分解点検他	高	39M~195M	○	23回		
	新燃料エレベータ	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		2. 分解点検他	高	39M~195M	○	22回		
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		2. 簡易点検 (年次点検)	高	12M	○	23回		
	燃料取扱工具 1式	1. 外観点検	高	1F	○	23回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
	ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置 1台	1. 機能・性能試験	高	X※	—	22回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	※MOX新燃料受入時のみ実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中
		2. 外観点検	高	X※	—	22回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
	燃料仮置ラック	1. 外観点検	高	1F	○	23回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵設備】	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取扱設備】その他機器 1式	1. 分解点検他	高・低	13M~91M	○	23回		一部BMあり 一部プラント運転中
	事故時監視計器 2個	1. 特性試験	高	13M	○	24回	プラント状態監視設備機能検査	
	水位監視計器 2個	②	高	13M	○	24回		
	1次系計測制御装置 1式	1. 特性試験	高・低	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	
使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置 1式	1. 機能・性能試験	高	13M	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵設備】その他機器 1式	1. 特性試験他	高	13M	○	24回			

変更後

③ (1/36)

1. 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
原子炉本体 【炉心】	照射済燃料集合体 ※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	24回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による
	照射済燃料集合体 (取出燃料) ※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	24回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による
	燃料集合体 ① 157体	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	24回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による
	内挿物 ※ 1式	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	24回	燃料集合体炉内配置検査	※：炉心設計による
	(1) 制御棒クラスタ (2) バーナブルボイズン (3) プラギングデバイス (4) 2次中性子源							
原子炉本体のうち炉心		1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後
原子炉本体 【原子炉容器】	原子炉容器	1. 開放点検	高	13M	○	24回		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱設備】	制御棒クラスタ案内管支持ピン 104本	1. 外観点検	高	3F	—	24回	構造健全性検査	
	燃料移送装置 1式	1. 機能・性能試験 (リフティングフレーム)	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査	一部先行実施
		1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
	燃料取扱クレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
		2. 分解点検他	高	39M~195M	○	24回		
	使用済燃料ピットクレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱装置機能検査 1次系換気空調設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		2. 分解点検他	高	39M~195M	○	24回		
	新燃料エレベータ	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		2. 分解点検他	高	39M~195M	○	24回		
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		2. 簡易点検 (年次点検)	高	12M	○	24回		
	燃料取扱工具 1式	1. 外観点検	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
	ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置 1台	1. 機能・性能試験	高	X※	○	22回	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	※MOX新燃料受入時のみ実施 プラント運転中又は定期事業者検査停止中
		2. 外観点検	高	X※	○	22回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
	燃料仮置ラック	1. 外観点検	高	1F	○	24回	燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵設備】	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取扱設備】その他機器 1式	1. 分解点検他	高・低	13M~91M	○	24回		一部BMあり 一部プラント運転中
	事故時監視計器 2個	1. 特性試験	高	13M	○	24回	プラント状態監視設備機能検査	
	水位監視計器 2個	②	高	13M	○	24回		
	1次系計測制御装置 1式	1. 特性試験	高・低	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	
使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置 1式	1. 機能・性能試験	高	13M	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵設備】その他機器 1式	1. 特性試験他	高	13M	○	24回			

変更理由

①記載の適正化 (※を追記)

②記載の適正化

(保全重要度の適正化により、3A使用済燃料ピット水位スイッチの保全重要度を「高」から「低」に変更した。保全を見直したものでない。) 変更前は次ページ参照

③記載の適正化

(過去実績の記載を削除)

変更前は次ページ参照  
以降の記載について、実績が発生した項目に対し同修正を実施。

④記載の適正化

書類体裁変更に伴うページ数の変更  
以降の点検計画について、同修正を実施

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(2/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】	事故時監視計器 水位監視計器 温度監視計器	1. 特性試験	高	13M	○	23回	プラント状態監視設備機能検査	21回施設定検時に設置
	1次系計測制御装置	1. 特性試験	高	13M	○	23回	計測制御系監視機能検査	一部21回施設定検時に設置
	使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他機器	1. 特性試験	高	13M	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
		2. 分解点検(ポンプ)	高	1Y	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
		2. 分解点検(電動機)	高	10Y	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	消防ポンプ	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
		1. 外観・機能点検	高	6M	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	大容量ポンプ(取水用)	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
		2. 分解点検	高	10Y	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	使用済燃料ピット浄化冷却設備	1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	低	1F	○	23回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	
		A使用済燃料ピットポンプ・電動機	1. 分解点検(ポンプ)	低	78M	○	23回	先行実施 (振動診断: 3M)
	1. 分解点検(電動機)	低	CBM	○	12回			
	2. 簡易点検(潤滑油入替)	低	13M	○	23回			
	B使用済燃料ピットポンプ・電動機	1. 分解点検(ポンプ)	低	78M	○	21回	先行実施 (振動診断: 3M)	
		1. 分解点検(電動機)	低	CBM	○	13回		
	2. 簡易点検(潤滑油入替)	低	13M	○	23回			
	A使用済燃料ピットフィルタ	1. 開放点検	低	130M	○	18回	先行実施	
B使用済燃料ピットフィルタ		1. 開放点検	低	130M	○	19回	先行実施	
A使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検(管側)	低	195M	○	18回	先行実施		
	1. 開放点検(胴側)	低	195M	○	21回	先行実施		
	2. 非破壊試験	低	195M	○	18回	1次系熱交換器検査		
	B使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検(管側)	低	195M	○	17回	先行実施 保全の有効性評価結果No. 2の反映	
B使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検(胴側)	低	195M	○	21回	先行実施		
	2. 非破壊試験	低	195M	○	17回	1次系熱交換器検査		
	C使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検(ガスケットパッキン取替)	低	130M	○	13回	先行実施 13回施設定検時に設置	

変更後

(2/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】	③ 送水車	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
		2. 分解点検(ポンプ)	高	10Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 2021.3より設置
		2. 分解点検(電動機)	高	78M	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No. 44の反映
	大容量ポンプ(取水用)	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No. 44の反映
		2. 分解点検	高	10Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No. 44の反映
	使用済燃料ピット浄化冷却設備	1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	低	1F	○	24回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	
		A使用済燃料ピットポンプ・電動機	1. 分解点検(ポンプ)	低	78M	○	23回	先行実施 (振動診断: 3M)
	1. 分解点検(電動機)	低	CBM	○	12回			
	2. 簡易点検(潤滑油入替)	低	13M	○	24回			
	B使用済燃料ピットポンプ・電動機	1. 分解点検(ポンプ)	低	78M	○	24回	先行実施 (振動診断: 3M)	
		1. 分解点検(電動機)	低	CBM	○	13回		
	2. 簡易点検(潤滑油入替)	低	13M	○	24回			
	A使用済燃料ピットフィルタ	1. 開放点検	低	130M	○	18回	先行実施	
		B使用済燃料ピットフィルタ	1. 開放点検	低	130M	○	19回	先行実施
	A使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検(管側)	高	195M	○	18回	先行実施	
1. 開放点検(胴側)		高	195M	○	21回	先行実施		
2. 非破壊試験		高	195M	○	18回	1次系熱交換器検査		
B使用済燃料ピット冷却器		1. 開放点検(管側)	高	195M	○	24回	先行実施	
B使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検(胴側)	高	195M	○	21回	先行実施		
	2. 非破壊試験	高	195M	○	24回	1次系熱交換器検査		
	C使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検(ガスケットパッキン取替)	高	130M	○	24回	先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査		
	2. 分解点検	高・低	130M	○	24回	1次系弁検査	一部先行実施	
	3. 簡易点検(特性試験)	高・低	65M~208M	○	24回	1次系弁検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他機器	1. 分解点検他	高	78M~130M	○	23回		一部先行実施	
	1. 分解点検他	低	13M~130M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施	
	A燃料取替用水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	○	23回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M)
B燃料取替用水ポンプ・電動機	2. 分解点検(ポンプ)	高	130M	○	21回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
	2. 分解点検(電動機)	高	52M	○	23回			
	3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M~26M	○	24回			
	3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M~26M	○	24回			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】	1. 機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査		
	2. 分解点検	高	130M	○	23回	1次系安全弁検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】その他	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1次系弁検査		
	2. 分解点検	高	156M	○	23回	1次系弁検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】その他機器	1. 分解点検他	高	104M~130M	○	24回		一部先行実施	
	1. 分解点検他	低	104M~130M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施	

変更理由

- ①記載の適正化  
(保全重要度の適正化により、3A使用済燃料ピット水位スイッチの保全重要度を「高」から「低」に変更した。保全を見直したものでない。) 変更後は次ページ参照
- ②記載の適正化  
(過去実績の記載を削除) 変更後は次ページ参照  
以降の記載について、実績が発生した項目に対し同修正を実施。
- ③記載の適正化  
(原子炉施設保安規定変更に伴い、消防ポンプから送水車に変更したことによる変更)
- ④記載の適正化  
(保全重要度の適正化により、使用済燃料ピット冷却器の保全重要度を「低」から「高」に変更した。保全を見直したものでない。)
- ⑤記載の適正化  
(保全重要度の適正化により3A使用済燃料ピット浄化ライン切替弁他の保全重要度を「高」から「低」に変更した。保全を見直したものでない。) 変更前は次ページ参照
- ⑥記載の適正化  
(ギヤカップリンググリス入れ替えをカウントしたことによる周期の変更) 変更前は次ページ参照
- ⑦保全の有効性評価の反映

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】 その他の弁	1. 機能・性能試験 2. 分解点検	高・低	B	—	23回	1次弁検査	一部先行実施	
				130M	—	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】 その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検 (特性試験)	高・低	B	—	23回	1次系弁検査		
				65M	—	23回			
				65M	—	20回			
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】 その他機器	1. 分解点検他 1. 分解点検他	高	104M~130M	—	23回		一部先行実施	
				低	13M~130M	—	23回	一部BMあり 一部先行実施	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】	A燃料取替用水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ポンプ) 2. 分解点検 (電動機) 3. 簡易点検 (潤滑油入替他)	高	B※	—	23回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
					130M	—	21回		
					52M	—	23回		
		B燃料取替用水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ポンプ) 2. 分解点検 (電動機) 3. 簡易点検 (潤滑油入替他)	高	B※	—	21回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
					130M	—	19回		
52M					—	21回			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】 その他の弁		1. 機能・性能試験 2. 分解点検	高	B	—	22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
				130M	—	23回	1次系弁検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】 その他の弁駆動部		1. 機能・性能試験 2. 分解点検	高	B	—	23回	1次系弁検査		
				156M	—	23回			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取替用水設備】 その他機器		1. 分解点検他 1. 分解点検他	高	104M~130M	—	23回		一部先行実施	
				低	104M~130M	—	23回	一部BMあり 一部先行実施	
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の循環設備】	A蒸気発生器	③ 伝熱管 3,272本	高	1. 非破壊試験	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査		
				2. 開放点検	○	23回			
				3. 簡易点検 (スラッジランシング)	○	23回			
				4. 簡易点検 (ガスケット取替他)	○	23回			
	A蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1. 非破壊試験	高	10Y	—	23回		
					13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
	B蒸気発生器	③ 伝熱管 3,248本	1. 非破壊試験 2. 開放点検 3. 簡易点検 (スラッジランシング) 4. 簡易点検 (ガスケット取替他)	高	13M	○	23回		
					13M	○	23回		
					13M	○	23回		
					13M	○	23回		
	B蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1. 非破壊試験	高	10Y	—	23回		
					13M	○	23回		

(3/46)

変更後

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の循環設備】	A蒸気発生器	③ 伝熱管 3,272本	高	1. 非破壊試験	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査		
				2. 開放点検	○	24回			
				3. 簡易点検 (スラッジランシング)	○	24回			
				4. 簡易点検 (ガスケット取替他)	○	24回			
	A蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1. 非破壊試験	高	10Y	—	23回		
					13M	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
	B蒸気発生器	③ 伝熱管 3,247本	1. 非破壊試験 2. 開放点検 3. 簡易点検 (スラッジランシング) 4. 簡易点検 (ガスケット取替他)	高	13M	○	24回		
					13M	○	24回		
					13M	○	24回		
					13M	○	24回		
	B蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1. 非破壊試験	高	10Y	—	23回		
					13M	○	24回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
	C蒸気発生器	④ 伝熱管 3,261本	1. 非破壊試験 2. 開放点検 3. 簡易点検 (スラッジランシング) 4. 簡易点検 (ガスケット取替他)	高	13M	○	24回		
					13M	○	24回		
					13M	○	24回		
					13M	○	24回		
	C蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1. 非破壊試験	高	10Y	—	23回		
					13M	○	24回		
	加圧器安全弁	3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	1. 機能・性能試験 2. 漏えい試験 3. 分解点検	高	1F	○	24回	加圧器安全弁機能検査	
					B	○	24回	加圧器安全弁漏えい検査	
					13M	○	24回	加圧器安全弁分解検査	
	加圧器逃がし弁	3-PCV-454C	1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 漏えい試験 3. 分解点検	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査	
					26M	—	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
	加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-454C	1. 分解点検 2. 簡易点検 (特性試験)	高	13M	○	24回	加圧器逃がし弁分解検査	
13M					○	24回			
加圧器逃がし弁	3-PCV-455A	1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 漏えい試験 3. 分解点検	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査		
				1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査		
				26M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査		
加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455A	1. 分解点検 2. 簡易点検 (特性試験)	高	13M	○	24回			
				13M	○	24回			
加圧器逃がし弁	3-PCV-455B	1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 漏えい試験 3. 分解点検	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査		
				1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査		
				26M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査		
加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455B	1. 分解点検 2. 簡易点検 (特性試験)	高	13M	○	24回			
				13M	○	24回			
加圧器逃がし弁	3-PCV-456B	1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 漏えい試験 3. 分解点検	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁機能検査		
				1F	○	24回	加圧器逃がし弁漏えい検査		
				26M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査		
加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-456B	1. 分解点検 2. 簡易点検 (特性試験)	高	13M	○	24回			
				13M	○	24回			
加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054A	1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 分解点検 3. 簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高	1F	○	24回	加圧器逃がし弁元弁機能検査		
				130M	—	21回			
				65M	—	23回			
加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054A	1. 分解点検	高	156M	—	21回			

(3/36)

変更理由

- ①記載の適正化  
(全重要度の適正化により 3 A使用済燃料ピット浄化ライン切替弁他の保全重要度を「高」から「低」に変更した。保全を見直したものでない。) 変更後は前ページ参照
- ②記載の適正化  
(ギヤカップリングングリス入れ替えをカウントしたことによる周期の変更) 変更後は前ページ参照
- ③記載の適正化  
(3号機第24回定期事業者検査にて実施した施設に伴う本数の変更)
- ④記載の適正化  
(3号機第24回定期事業者検査にて実施した施設に伴う本数の変更) 変更前は次ページ参照



施設管理の実施に関する計画の変更

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																																																																																																							
<p style="text-align: right;">(4/46)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>実施数（機器名）</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度</th> <th>保全方式又は頻度</th> <th>今回の実施計画</th> <th>前回実施時期（定検回次）</th> <th>検査名</th> <th>備考（○内は適用する設備診断技術）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原子炉冷却系統施設 〔一次冷却材の循環設備〕</td> <td rowspan="4">C蒸気発生器 伝熱管 3,262本</td> <td>1. 非破壊試験</td> <td rowspan="4">高</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="4">蒸気発生器伝熱管体積検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 開放点検</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 簡易点検（スラッジランシング）</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 簡易点検（ガスケット取替他）</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C蒸気発生器給水入口管台</td> <td rowspan="2">1箇所</td> <td>1. 非破壊試験</td> <td rowspan="2">高</td> <td>10Y</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 漏えい試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加圧器安全弁</td> <td rowspan="3">3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057</td> <td>1. 機能・性能試験</td> <td rowspan="3">高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="3">加圧器安全弁機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 漏えい試験</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="2">加圧器安全弁漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>3. 分解点検</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="2">加圧器安全弁分解検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁</td> <td rowspan="3">3-PCV-454C</td> <td>1. 機能・性能試験（駆動部含む）</td> <td rowspan="3">高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 漏えい試験</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>3. 分解点検</td> <td>26M</td> <td>○</td> <td>22回</td> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁分解検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁駆動部</td> <td rowspan="2">3-PCV-454C</td> <td>1. 分解点検</td> <td rowspan="2">高</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 簡易点検（特性試験）</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁</td> <td rowspan="3">3-PCV-455A</td> <td>1. 機能・性能試験（駆動部含む）</td> <td rowspan="3">高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 漏えい試験</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>3. 分解点検</td> <td>26M</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁分解検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁駆動部</td> <td rowspan="2">3-PCV-455A</td> <td>1. 分解点検</td> <td rowspan="2">高</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 簡易点検（特性試験）</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁</td> <td rowspan="3">3-PCV-455B</td> <td>1. 機能・性能試験（駆動部含む）</td> <td rowspan="3">高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 漏えい試験</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁漏えい検査</td> </tr> <tr> <td>3. 分解点検</td> <td>26M</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁分解検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁駆動部</td> <td rowspan="2">3-PCV-455B</td> <td>1. 分解点検</td> <td rowspan="2">高</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 簡易点検（特性試験）</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">加圧器逃がし弁元弁</td> <td rowspan="4">3V-RC-054A</td> <td>1. 機能・性能試験（駆動部含む）</td> <td rowspan="4">高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="4">加圧器逃がし弁元弁機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 分解点検</td> <td>130M</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 簡易点検（グラウンドパッキン取替）</td> <td>35M</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 分解点検</td> <td>156M</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁元弁駆動部</td> <td rowspan="2">3V-RC-054A</td> <td>1. 分解点検</td> <td rowspan="2">高</td> <td>156M</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 簡易点検</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁元弁</td> <td rowspan="3">3V-RC-054B</td> <td>1. 機能・性能試験（駆動部含む）</td> <td rowspan="3">高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td rowspan="3">加圧器逃がし弁元弁機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 分解点検</td> <td>130M</td> <td>—</td> <td>22回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 簡易点検（グラウンドパッキン取替）</td> <td>35M</td> <td>—</td> <td>22回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁元弁駆動部</td> <td>3V-RC-054B</td> <td>1. 分解点検</td> <td>高</td> <td>156M</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）	原子炉冷却系統施設 〔一次冷却材の循環設備〕	C蒸気発生器 伝熱管 3,262本	1. 非破壊試験	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査		2. 開放点検	13M	○	23回		3. 簡易点検（スラッジランシング）	13M	○	23回		4. 簡易点検（ガスケット取替他）	13M	○	23回		C蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1. 非破壊試験	高	10Y	—	23回			2. 漏えい試験					加圧器安全弁	3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	加圧器安全弁機能検査		2. 漏えい試験	B	○	23回	加圧器安全弁漏えい検査	3. 分解点検	13M	○	23回	加圧器安全弁分解検査	加圧器逃がし弁	3-PCV-454C	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査		2. 漏えい試験	1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査	3. 分解点検	26M	○	22回	加圧器逃がし弁分解検査	加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-454C	1. 分解点検	高	13M	○	23回			2. 簡易点検（特性試験）	13M	○	23回		加圧器逃がし弁	3-PCV-455A	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査		2. 漏えい試験	1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査	3. 分解点検	26M	—	23回	加圧器逃がし弁分解検査	加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455A	1. 分解点検	高	13M	○	23回			2. 簡易点検（特性試験）	13M	○	23回		加圧器逃がし弁	3-PCV-455B	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査		2. 漏えい試験	1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査	3. 分解点検	26M	—	23回	加圧器逃がし弁分解検査	加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455B	1. 分解点検	高	13M	○	23回			2. 簡易点検（特性試験）	13M	○	23回		加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054A	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁元弁機能検査		2. 分解点検	130M	—	21回		3. 簡易点検（グラウンドパッキン取替）	35M	—	23回		4. 分解点検	156M	—	21回		加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054A	1. 分解点検	高	156M	—	21回			2. 簡易点検					加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054B	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁元弁機能検査		2. 分解点検	130M	—	22回		3. 簡易点検（グラウンドパッキン取替）	35M	—	22回		加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054B	1. 分解点検	高	156M	—	21回			<p style="text-align: center;">なし</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化 (3号機第24回定期事業者検査にて 実施した施設に伴う本数の変更) 変更後は前ページ参照</p>
機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（○内は適用する設備診断技術）																																																																																																																																																																																																																																	
原子炉冷却系統施設 〔一次冷却材の循環設備〕	C蒸気発生器 伝熱管 3,262本	1. 非破壊試験	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査																																																																																																																																																																																																																																		
		2. 開放点検		13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
		3. 簡易点検（スラッジランシング）		13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
		4. 簡易点検（ガスケット取替他）		13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
C蒸気発生器給水入口管台	1箇所	1. 非破壊試験	高	10Y	—	23回																																																																																																																																																																																																																																			
		2. 漏えい試験																																																																																																																																																																																																																																							
加圧器安全弁	3V-RC-055 3V-RC-056 3V-RC-057	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	加圧器安全弁機能検査																																																																																																																																																																																																																																		
		2. 漏えい試験		B	○	23回		加圧器安全弁漏えい検査																																																																																																																																																																																																																																	
		3. 分解点検		13M	○	23回			加圧器安全弁分解検査																																																																																																																																																																																																																																
加圧器逃がし弁	3-PCV-454C	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査																																																																																																																																																																																																																																		
		2. 漏えい試験		1F	○	23回		加圧器逃がし弁漏えい検査																																																																																																																																																																																																																																	
		3. 分解点検		26M	○	22回			加圧器逃がし弁分解検査																																																																																																																																																																																																																																
加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-454C	1. 分解点検	高	13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
		2. 簡易点検（特性試験）		13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
加圧器逃がし弁	3-PCV-455A	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査																																																																																																																																																																																																																																		
		2. 漏えい試験		1F	○	23回		加圧器逃がし弁漏えい検査																																																																																																																																																																																																																																	
		3. 分解点検		26M	—	23回			加圧器逃がし弁分解検査																																																																																																																																																																																																																																
加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455A	1. 分解点検	高	13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
		2. 簡易点検（特性試験）		13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
加圧器逃がし弁	3-PCV-455B	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査																																																																																																																																																																																																																																		
		2. 漏えい試験		1F	○	23回		加圧器逃がし弁漏えい検査																																																																																																																																																																																																																																	
		3. 分解点検		26M	—	23回			加圧器逃がし弁分解検査																																																																																																																																																																																																																																
加圧器逃がし弁駆動部	3-PCV-455B	1. 分解点検	高	13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
		2. 簡易点検（特性試験）		13M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																			
加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054A	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁元弁機能検査																																																																																																																																																																																																																																		
		2. 分解点検		130M	—	21回																																																																																																																																																																																																																																			
		3. 簡易点検（グラウンドパッキン取替）		35M	—	23回																																																																																																																																																																																																																																			
		4. 分解点検		156M	—	21回																																																																																																																																																																																																																																			
加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054A	1. 分解点検	高	156M	—	21回																																																																																																																																																																																																																																			
		2. 簡易点検																																																																																																																																																																																																																																							
加圧器逃がし弁元弁	3V-RC-054B	1. 機能・性能試験（駆動部含む）	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁元弁機能検査																																																																																																																																																																																																																																		
		2. 分解点検		130M	—	22回																																																																																																																																																																																																																																			
		3. 簡易点検（グラウンドパッキン取替）		35M	—	22回																																																																																																																																																																																																																																			
加圧器逃がし弁元弁駆動部	3V-RC-054B	1. 分解点検	高	156M	—	21回																																																																																																																																																																																																																																			

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(6/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)			
① 原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-531A 3V-MS-532A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C	1.機能・性能試験 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査			
					B	○	24回				
					26M	○	24回				
		3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-531B 3V-MS-532B 3V-MS-530C 3V-MS-531C 3V-MS-532C	1.機能・性能試験 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査			
					B	○	23回				
					26M	○	23回				
					1F	○	24回			主蒸気逃がし弁機能検査 最終ヒートシンク熱輸送設備動作検査	
					B	○	24回				
					13M	○	24回				
		3-PCV-3610 3-PCV-3620 3-PCV-3630	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	24回	主蒸気逃がし弁漏えい検査			
					B	○	24回				
					13M	○	24回				
	3-PCV-3610 3-PCV-3620 3-PCV-3630	1.分解点検 2.簡易点検 (特性試験)	高	13M	○	24回					
				13M	○	24回					
				1F	○	24回			主蒸気隔離弁機能検査		
				B	○	24回					
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検 2.分解点検 2.分解点検	高	39M	○	23回	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査				
				39M	○	22回					
				39M	○	24回					
				39M	○	24回					
	原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高	B	○	24回	2次系弁検査 2次系弁検査				
				52M~130M	○	24回					
				65M	○	24回					
				B	○	24回			2次系弁検査		
52M~156M	○	24回									
1式 原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他の弁駆動部	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 (特性試験)	高	13M~52M	○	24回						
			13M~260M	○	24回						
			13M~195M	○	24回						
1式 原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他機器	1.分解点検他	低	13M~195M	○	24回		一部BMあり				

変更後

(5/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)			
① 原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備]	主蒸気安全弁	3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-530A 3V-MS-531A 3V-MS-532A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C	1.機能・性能試験 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査			
					B	○	24回				
					26M	○	24回				
		3V-MS-526B 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-531B 3V-MS-532B 3V-MS-530C 3V-MS-531C 3V-MS-532C	1.機能・性能試験 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	24回	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査			
					B	○	23回				
					26M	○	23回				
					1F	○	24回			主蒸気逃がし弁機能検査 最終ヒートシンク熱輸送設備動作検査	
					B	○	24回				
					13M	○	24回				
		3-PCV-3610 3-PCV-3620 3-PCV-3630	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	24回	主蒸気逃がし弁漏えい検査			
					B	○	24回				
					13M	○	24回				
	3-PCV-3610 3-PCV-3620 3-PCV-3630	1.分解点検 2.簡易点検 (特性試験)	高	13M	○	24回					
				13M	○	24回					
				1F	○	24回			主蒸気隔離弁機能検査		
				B	○	24回					
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検 2.分解点検 2.分解点検	高	39M	○	23回	2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査				
				39M	○	22回					
				39M	○	24回					
				39M	○	24回					
	原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高	B	○	24回	2次系弁検査 2次系弁検査				
				52M~130M	○	24回					
				65M	○	24回					
				B	○	24回			2次系弁検査		
52M~156M	○	24回									
1式 原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他の弁駆動部	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 (特性試験)	高	13M~52M	○	24回						
			13M~260M	○	24回						
			13M~195M	○	24回						
1式 原子炉冷却系統施設 [主蒸気・主給水設備] その他機器	1.分解点検他	低	13M~195M	○	24回		一部BMあり				

変更理由

- ①記載の適正化  
(主蒸気隔離弁駆動部は単体で分解できないこと、主蒸気隔離弁と分解点検周期が同一であることによる記載の削除。保全を見直したものはない)
- ②A主蒸気隔離弁バイパス弁 I / P 変換器他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更。保全を見直したものはない。
- ③記載の適正化  
(保全重要度の適正化によりA主給水流量制御弁リミットスイッチ他の保全重要度を「高」から「低」に変更した。保全を見直したものはない。)

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(7/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [余熱除去設備]	A余熱除去ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は2.回施設定期検査より追加	
		2.分解点検(ポンプ)	高	78M	—	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
		2.分解点検(電動機)	高	130M	—	21回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M	○	23回			
		1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	1次系ポンプ機能検査		(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は2.回施設定期検査より追加
		2.分解点検(ポンプ)	高	78M	—	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
	B余熱除去ポンプ・電動機	2.分解点検(電動機)	高	130M	—	21回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M	○	23回			
		1.開放点検	高	130M	—	18回			
		2.非破壊試験	高	130M	—	18回	1次系熱交換器検査		
		1.開放点検	高	130M	—	17回			
		2.非破壊試験	高	130M	—	17回	1次系熱交換器検査		
低圧注入系主要弁	3V-RH-041A	1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は2.回施設定期検査より追加	
	3V-RH-041B	1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3-PCV-601	1.分解点検	高	130M	—	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
	3-PCV-611	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-193A	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
	3V-SI-193B	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-202A	1.分解点検	高	130M	—	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-202B	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-202C	1.分解点検	高	130M	○	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-203A	1.分解点検	高	130M	—	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-203B	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-203C	1.分解点検	高	130M	○	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-208A	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-208B	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-209A	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-209B	1.分解点検	高	130M	—	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	低圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	—	22回		
	原子炉冷却系統施設[余熱除去設備]その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回		1次系弁検査
2.分解点検			高	52M~130M	○	24回	1次系弁検査		
3.簡易点検(グランドパッキン取替)			高	52M~130M	○	24回			
原子炉冷却系統施設[余熱除去設備]その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1次系弁検査		
		2.分解点検	高	52M~156M	○	24回			
		3.簡易点検(特性試験)	高	13M~208M	○	24回			
原子炉冷却系統施設[余熱除去設備]その他機器	1式	1.分解点検他	高	130M~260M	○	24回			
その他AM(代替再循環)機器	1式	1.分解点検他	高	130M~156M	—	21回	1次系弁検査		

変更後

(6/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [余熱除去設備]	A余熱除去ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は2.回施設定期検査より追加	
		2.分解点検(ポンプ)	高	78M	—	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
		2.分解点検(電動機)	高	130M	—	21回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M	○	24回			
		1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	1次系ポンプ機能検査		(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は2.回施設定期検査より追加
		2.分解点検(ポンプ)	高	78M	—	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
	B余熱除去ポンプ・電動機	2.分解点検(電動機)	高	130M	—	21回			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M	○	24回			
		1.開放点検	高	130M	—	18回			
		2.非破壊試験	高	130M	—	18回	1次系熱交換器検査		
		1.開放点検	高	130M	—	17回			
		2.非破壊試験	高	130M	—	17回	1次系熱交換器検査		
低圧注入系主要弁	3V-RH-041A	1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は2.回施設定期検査より追加	
	3V-RH-041B	1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3-PCV-601	1.分解点検	高	130M	—	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
	3-PCV-611	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-193A	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
	3V-SI-193B	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-202A	1.分解点検	高	130M	—	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-202B	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-202C	1.分解点検	高	130M	○	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-203A	1.分解点検	高	130M	—	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-203B	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-203C	1.分解点検	高	130M	○	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-208A	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-208B	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-209A	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	3V-SI-209B	1.分解点検	高	130M	—	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	低圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	—	22回		
	原子炉冷却系統施設[余熱除去設備]その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回		1次系弁検査
2.分解点検			高	52M~130M	○	24回	1次系弁検査		
3.簡易点検(グランドパッキン取替)			高	52M~130M	○	24回			
原子炉冷却系統施設[余熱除去設備]その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1次系弁検査		
		2.分解点検	高	52M~156M	○	24回			
		3.簡易点検(特性試験)	高	13M~208M	○	24回			
原子炉冷却系統施設[余熱除去設備]その他機器	1式	1.分解点検他	高	130M~260M	○	24回			
その他AM(代替再循環)機器	1式	1.分解点検他	高	130M~156M	—	21回	1次系弁検査		

変更理由

①保全の有効性評価結果に伴う周期の変更  
 ②A余熱除去冷却器バイパス流量制御弁駆動部付帯点検他の追加に伴う周期の変更。保全を見直したものでない。  
 変更前は次ページ参照

変更前

(8/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 【余熱除去設備】	低圧注入系主要弁	3V-SI-209A	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		3V-SI-209B	1. 分解点検	高	130M	—	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
	低圧注入系主要弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	156M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加
		1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(グラントパッキン取替)	高	B 52M~130M 52M~130M	○ ○ ○	23回 23回 23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査 1次系弁検査	
	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査	
			2. 分解点検 3. 簡易点検(特性試験)	高	52M~156M 130M~260M	○ ○	22回 23回		
	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他機器	1式	1. 分解点検他	高	130M~260M	○	23回		
			1. 分解点検他	高	130M~156M	—	21回	1次系弁検査	1回施設定期検査時に設置
	原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】	高圧及び低圧注入系 【余熱除去設備 (低圧注入機能) を含む】	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	非常用炉心冷却系機能検査	
			1. 機能・性能試験 (状態監視含む)	高	6M	○	23回		グラント運転中 【対象設備】 ・A、B、C充てん/高圧注入ポンプ ・A、B余熱除去ポンプ
その他原子炉注水系		1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	その他原子炉注水系機能検査	【対象設備】 ・A高圧注入系 ・B高圧注入系(自己冷却) ・C高圧注入系(海水による電動機冷却) ・A低圧注入系 ・B低圧注入系(海水による電動機冷却) 21回施設定期検査より追加	

変更後

(7/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】	高圧及び低圧注入系 【余熱除去設備 (低圧注入機能) を含む】	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	非常用炉心冷却系機能検査		
		1. 機能・性能試験 (状態監視含む)	高	6M	○	23回		【対象設備】 ・A高圧注入系 ・B高圧注入系(自己冷却) ・C高圧注入系(海水による電動機冷却) ・A低圧注入系 ・B低圧注入系(海水による電動機冷却)	
高圧注入系主要弁	3-LCV-121D 3-LCV-121E 3V-SI-023A 3V-SI-023B 3V-SI-042A 3V-SI-042B 3V-SI-099A 3V-SI-099B 3V-SI-099C 3V-SI-048A 3V-SI-048B 3V-SI-048C 3V-SI-106A 3V-SI-106B 3V-SI-106C 3V-SI-087A 3V-SI-087B 3V-SI-087C 3V-SI-088	1. 分解点検	高	130M	○	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1. 分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	260M	—	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	260M	—	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	260M	—	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1. 分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1. 分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1. 分解点検	高	260M	—	—	—	19回施設定期検査時に設置	
		1. 分解点検	高	260M	—	—	—	19回施設定期検査時に設置	
		1. 分解点検	高	260M	—	—	—	19回施設定期検査時に設置	
		1. 分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	260M	—	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
		高圧注入系主要弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	156M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査
1. 機能・性能試験 (弁、弁駆動部含む)	高			1F	○	24回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査		
蓄圧注入系主要弁	3V-SI-132A 3V-SI-132B 3V-SI-132C 3V-SI-134A 3V-SI-134B 3V-SI-134C 3V-SI-136A 3V-SI-136B 3V-SI-136C	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	○	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	○	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1. 分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
		1. 分解点検	高	130M	—	24回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
蓄圧注入系主要弁駆動部	1式	1. 分解点検	高	156M	○	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		

変更理由

- ① A余熱除去冷却器バイパス流量制御弁駆動部付帯点検他の追加に伴う周期の変更。保全を見直したものはない。  
変更後は前ページ参照
- ② 検査制度見直しに伴う運転中の定期事業者検査記載の削除

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(10/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術		
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	蓄圧注入系	1.機能・性能試験(弁、弁駆動部含む)	高	1F	○	23回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	その他原子炉注水系機能検査は21回施設定期検査より追加		
	蓄圧注入系主要弁	3V-SI-132A	1.分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-132B	1.分解点検	高	130M	-	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-132C	1.分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-134A	1.分解点検	高	130M	-	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-134B	1.分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-134C	1.分解点検	高	130M	-	19回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-136A	1.分解点検	高	130M	○	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-136B	1.分解点検	高	130M	○	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
		3V-SI-136C	1.分解点検	高	130M	○	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は21回施設定期検査より追加	
蓄圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	-	23回				
A蓄圧タンク		1.開放点検	高	130M	-	21回				
B蓄圧タンク		1.開放点検	高	130M	-	21回				
C蓄圧タンク		1.開放点検	高	130M	-	21回				
ほう酸注入タンク		1.開放点検	高	130M	-	21回				
燃料取替用水タンク		1.開放点検	高	130M	-	17回				
格納容器再循環サンプ		1.外観点検	高	1F	○	23回				
格納容器再循環サンプスクリーン		1.外観点検	高	10Y	-	23回	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン検査	20回施設定期検査時に設置		
燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	その他原子炉注水系機能検査	21回施設定期検査時に設置 21回施設定期検査より追加		
		2.分解点検(ポンプ)		130M			-		-	その他原子炉注水系ポンプ分解検査
		2.分解点検(電動機)		78M			-		-	
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		130M			○		23回	

変更後

(8/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術				
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	A蓄圧タンク	1.開放点検	高	130M	-	21回						
		B蓄圧タンク	1.開放点検	高	130M	-	21回					
		C蓄圧タンク	1.開放点検	高	130M	-	21回					
		ほう酸注入タンク	1.開放点検	高	130M	-	21回					
		燃料取替用水タンク	1.開放点検	高	130M	-	17回					
		格納容器再循環サンプ	1.外観点検	高	1F	○	24回					
			1.外観点検	高	10Y	-	23回	原子炉格納容器再循環サンプスクリーン検査				
		燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	その他原子炉注水系機能検査	21回施設定期検査時に設置 21回施設定期検査より追加		
				2.分解点検(ポンプ)		130M			-		-	その他原子炉注水系ポンプ分解検査
				2.分解点検(電動機)		78M			-		-	
3.簡易点検(潤滑油入替他)	20M			○		24回						
恒設代替低圧注水系		1.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	21回施設定期検査時に設置 その他原子炉注水系機能検査は21回施設定期検査より追加				
		2.分解点検(ポンプ)		130M			-		-	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査		
恒設代替低圧注水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B	-	-	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	21回施設定期検査時に設置 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.47の反映				
		2.分解点検(ポンプ)		130M			-		-			
		2.分解点検(電動機)		78M			-		-			
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		20M			○		24回			
原子炉冷却系統施設[非常用炉心冷却設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査					
		2.分解点検		52M~260M			○		24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
原子炉冷却系統施設[非常用炉心冷却設備] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1次系弁検査					
		2.分解点検		52M~156M			○		24回	1次系弁検査		
		3.簡易点検(特性試験)		26M~208M			○		24回	1次系弁検査		
原子炉冷却系統施設[非常用炉心冷却設備] その他の機器	1式	1.分解点検他	高	13M~260M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施				
		1.分解点検他		20M~208M			○		24回			

変更理由

- ① 保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
- ② 保全の有効性評価結果に伴う周期の変更  
変更前は次ページ参照
- ③ 特定重大事故等対処施設設置に伴う追加  
変更前は次ページ参照
- ④ ほう酸注入タンク循環出口第一止め弁用リミットスイッチ他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更、保全を見直したものでない。  
変更前は次ページ参照
- ⑤ Aほう酸注入循環ポンプ出口逆止弁他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更、保全を見直したものでない。  
変更前は次ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	恒設代替低圧注水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	21回施設定検時に設置 その他原子炉注水系機能検査は21回施設定期検査より追加
	恒設代替低圧注水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B	-	-		21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	-	-	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	21回施設定検時に設置 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
		2.分解点検(電動機)	高	78M	-	-		21回施設定検時に設置
	⑥ 原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備] その他の弁	1.機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
		2.分解点検	高	52M~260M	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査	
	原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備] その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査	
		2.分解点検	高	52M~156M	○	22回		
		3.簡易点検(特性試験他)	高	13M~104M	○	23回		
	原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備] その他機器	1.分解点検他	高	13M~260M	○	23回		
1.分解点検他		低	26M~260M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施	
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備]	化学体積制御系	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	化学体積制御系機能検査	定期事業者検査起動後
	A 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
		1.分解点検(電動機)	高	104M	-	21回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	26M	○	23回		
	B 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	117M	-	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
		1.分解点検(電動機)	高	104M	-	20回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	26M	○	23回		
	C 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	117M	-	21回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
		1.分解点検(電動機)	高	104M	-	23回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	26M	○	23回		
	体積制御タンク	1.開放点検	高	130M	-	20回		
	冷却材フィルタ	1.開放点検	高	130M	-	21回		
	A冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	-	21回		先行実施
	B冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	-	20回		先行実施

(11/46)

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備]	化学体積制御系 A 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	化学体積制御系機能検査	定期事業者検査起動後	
		1.分解点検(ポンプ)	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加	
		1.分解点検(電動機)	高	104M	-	21回			
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	26M	-	24回			
		B 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	117M	-	22回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 3M)
			1.分解点検(電動機)	高	104M	○	20回		
			2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	26M	○	24回		
		C 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	117M	-	21回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回施設定期検査より追加
			1.分解点検(電動機)	高	104M	-	23回		
	2.簡易点検(潤滑油入替他)		高	26M	○	24回			
	体積制御タンク	1.開放点検	高	130M	-	20回			
	冷却材フィルタ	1.開放点検	高	130M	-	21回			
	A冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	-	21回		先行実施	
	B冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	-	20回		先行実施	
	非再生冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	-	19回			
		1.開放点検(胴側)	高	195M	-	19回			
		2.非破壊試験	高	130M	-	19回	1次系熱交換器検査		
	その他原子炉注水系主要弁	3V-CS-218	1.分解点検	高	130M	-	24回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		3V-CS-219	1.分解点検	高	130M	○	18回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-CS-233	1.分解点検	高	130M	○	18回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-CS-234	1.分解点検	高	130M	-	21回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2.分解点検	高	13M~260M	○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施
1式		1.機能・性能試験	高	B	○	24回	1次系弁検査		
		2.分解点検	高	13M~156M	○	24回			
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他機器	1式	3.簡易点検(特性試験他)	高・低	13M~260M	○	24回			
		1.分解点検他	高	13M~260M	○	24回		一部先行実施	
		1.分解点検他	低	13M~260M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施	
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]	補助給水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	補助給水系機能検査		
	A 電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	○	15回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M)	
		1.分解点検(電動機)	高	104M	-	21回			
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M	○	24回			
	B 電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	-	16回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M)	
		1.分解点検(電動機)	高	104M	-	22回			
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M	○	24回			
	タービン動補助給水ポンプ	1.機能・性能試験	高	B	○	21回	2次系ポンプ機能検査		
		2.分解点検	高	52M	○	21回	補助給水系ポンプ分解検査	駆動部のタービン含む	
		3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	13M	○	24回			

(9/36)

変更理由

- ① 保全の有効性評価結果に伴う周期の変更  
変更後は前ページ参照
- ② ほう酸注入タンク循環出口第一止め弁用リミットスイッチ他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。  
変更後は前ページ参照
- ③ 冷却材脱塩塔入口抽出水切替弁リミットスイッチ他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。  
変更前は次ページ参照
- ④ 記載の適正化  
(支持構造物CS-232-11N (化学体積制御系統)の保全重要度を「低」から「高」に変更した。保全を見直したものでない。  
変更前は次ページ参照
- ⑤ Aほう酸注入循環ポンプ出口逆止弁他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。  
変更後は前ページ参照
- ⑥ 特定重大事故等対処施設設置に伴う追加  
変更後は前ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前		変更後		変更理由					
		なし		<p>①冷却材脱塩塔入口抽出水切替弁リミットスイッチ他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更。保安全を見直したものでない。 変更後は前ページ参照</p> <p>②記載の適正化 (支持構造物CS-232-11N (化学体積制御系統)の保安全重要度を「低」から「高」に変更した。保安全を見直したものでない。 変更後は前ページ参照</p>					
(12/46)									
機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保安全の重要度	保安全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備]	非再生冷却器	1. 開放点検 (管側)	高	130M	—	19回			
		1. 開放点検 (胴側)		195M	—	19回			
		2. 非破壊試験		130M	—	19回	1 次系熱交換器検査		
	その他原子炉注水系主要弁	3V-CS-218	1. 分解点検	高	130M	○	17回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-CS-219	1. 分解点検	高	130M	—	18回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-CS-233	1. 分解点検	高	130M	—	18回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
		3V-CS-234	1. 分解点検	高	130M	—	21回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	21回施設定期検査より追加
	原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1 次系弁検査 1 次系安全弁検査	
			2. 分解点検		13M~260M	○	23回	1 次系弁検査 1 次系逆止弁検査	一部先行実施
	原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高①	B	○	23回	1 次系弁検査	
2. 分解点検				13M~156M	○	23回			
3. 簡易点検 (特性試験他)			高・低②	13M~63M	○	23回			
原子炉冷却系統施設 [化学体積制御設備] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~200M	○	23回		一部先行実施	
		1. 分解点検他	低	13M~208M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施	
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]	補助給水系	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	IF	○	23回	補助給水系機能検査		
	A 電動補助給水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	15回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M)	
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	21回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
	B 電動補助給水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	16回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M)	
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	22回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
	タービン動補助給水ポンプ	1. 機能・性能試験	高	B	—	21回	2 次系ポンプ機能検査		
		2. 分解点検		52M	—	21回	補助給水系ポンプ分解検査	駆動部のタービン含む	
		3. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
	原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	2 次系弁検査	
			2. 分解点検		52M~130M	○	23回	2 次系弁検査	
			3. 簡易点検 (グランド入替)		52M	—	23回		
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備] その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	23回	2 次系弁検査		
		2. 分解点検		52M~156M	○	23回			
		3. 簡易点検 (特性試験)		13M~52M	○	23回			

変更前

(13/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]	原子炉冷却系統施設[蒸気タービンの附属設備]その他の弁	1. 1式 1. 分解点検他	高	26M~260M	○	23回		一部21回施設定検時に設置
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	原子炉補機冷却系	1. 機能・性能試験(弁、弁駆動部含む)	高	1F	○	23回	原子炉補機冷却系機能検査	
A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 3. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	22回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 1.2M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
大容量ポンプ	3台	1. 機能・性能試験 2. 分解点検	高	1Y 10Y	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	アラウンド運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
A原子炉補機冷却水冷却器	A原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験 4. 機能・性能試験	高	13M 13M 13M X※	○	23回	1次系熱交換器検査	
B原子炉補機冷却水冷却器	B原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験 4. 機能・性能試験 5. 開放点検	高	13M 13M 13M X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※: 1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施

変更後

(10/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]	原子炉冷却系統施設[蒸気タービンの附属設備]その他の弁	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(グランド入替)	高	B 52M~130M 52M	○	24回	2次系弁検査	
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(特性試験)	高	B 52M~156M 13M~52M	○	23回	2次系弁検査	
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]その他機器	1式	1. 分解点検他	高	26M~260M 65M~130M	○	24回		
原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系	1. 機能・性能試験(弁、弁駆動部含む)	高	1F	○	24回	原子炉補機冷却系機能検査	
A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	24回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	24回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	22回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 1.2M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検(ポンプ) 2. 分解点検(電動機) 3. 簡易点検(潤滑油入替他)	高	B※ 130M 104M 26M	○	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
大容量ポンプ	3台	1. 機能・性能試験 2. 分解点検	高	1Y 10Y	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	アラウンド運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
A原子炉補機冷却水冷却器	A原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験 4. 機能・性能試験	高	13M 13M 13M X※	○	24回	1次系熱交換器検査	
B原子炉補機冷却水冷却器	B原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検 2. 非破壊試験 3. 漏えい試験 4. 機能・性能試験 5. 開放点検	高	13M 13M 13M X※	○	24回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※: 1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う周期の変更



施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(14/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術)		
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	B原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	23回	1次系熱交換器検査			
		2.非破壊試験		13M	○	23回				
		3.漏えい試験		13M	○	23回				
		4.機能・性能試験		X※	○	23回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5.開放点検		X※	○	23回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	
	C原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	23回	1次系熱交換器検査			
		2.非破壊試験		13M	○	23回				
		3.漏えい試験		13M	○	23回				
		4.機能・性能試験		X※	○	23回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5.開放点検		X※	○	23回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	
	D原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	23回	1次系熱交換器検査			
		2.非破壊試験		13M	○	23回				
		3.漏えい試験		13M	○	23回				
		4.機能・性能試験		X※	○	23回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		5.開放点検		X※	○	23回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	
	原子炉補機冷却水サージタンク	1.開放点検	高	130M	—	21回				
	原子炉補機冷却水サージタンクパキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	—	17回	1次系真空破壊弁検査			
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	2.機能・性能試験	高	1F	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	21回施設設定時に設置 21回施設定期検査より追加		
	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の弁	1.機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施		
					○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査			
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	—	22回	1次系弁検査				
				○	23回					
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の機器	1.分解点検他	高	13M~260M	○	23回		一部先行実施			
				○	23回					
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の機器	1.分解点検他	低	13M~195M	○	23回		一部BMあり			
				○	23回					

変更後

(11/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術)						
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	C原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	24回	1次系熱交換器検査							
		2.非破壊試験		13M	○	24回								
		3.漏えい試験		13M	○	24回								
		4.機能・性能試験		X※	—	24回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施				
		5.開放点検		X※	—	24回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査					
		D原子炉補機冷却水冷却器		1.開放点検	高	13M			○	24回	1次系熱交換器検査			
				2.非破壊試験		13M			○	24回				
				3.漏えい試験		13M			○	24回				
				4.機能・性能試験		X※			—	24回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
				5.開放点検		X※			—	24回			原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事構造・強度事業者検査	
	原子炉補機冷却水サージタンク	1.開放点検	高	130M	—	21回								
	原子炉補機冷却水サージタンクパキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	—	17回	1次系真空破壊弁検査							
	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	2.機能・性能試験	高	1F	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査							
					○	24回								
	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の弁	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施						
					○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査							
	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	—	22回	1次系弁検査							
					○	24回								
	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の機器	1.分解点検他	高	13M~260M	○	24回		一部先行実施						
					○	24回								
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備] その他の機器	1.分解点検他	低	65M~208M	○	24回		一部BMあり							
				○	24回									
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備]	原子炉補機冷却海水系	1.機能・性能試験(弁・弁駆動部含む)	高	1F	○	24回	原子炉補機冷却海水系機能検査							
					A海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験			高	B※	—	24回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断：3M(対象：電動機)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
						2.分解点検(ポンプ)				52M	—	24回		
						2.分解点検(電動機)				104M	—	24回		
	B海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	—	23回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断：3M(対象：電動機)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施						
		2.分解点検(ポンプ)		52M	—	23回								
		2.分解点検(電動機)		104M	—	23回								
	C海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	—	24回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断：3M(対象：電動機)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施						
		2.分解点検(ポンプ)		52M	—	24回								
		2.分解点検(電動機)		104M	—	22回								
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の弁	1.分解点検	高	117M	○	24回	2次系弁検査								
				○	24回									
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	○	24回									
				○	24回									
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の機器	1.分解点検他	高	13M~195M	○	24回									
				○	24回									
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の機器	1.分解点検他	低	13M~195M	○	24回		一部BMあり							
				○	24回									

変更理由

- ①原子炉補機冷却水サージタンクベント弁リミットスイッチ他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。
- ②記載の適正化  
(原子炉補機冷却水サージタンク補給弁(脱塩水)リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)
- ③記載の適正化  
(弁棒グリスアップは分解点検と同時に実施するため、記載を削除。保全を見直したものでない)  
変更前は次ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

①記載の適正化  
(弁棒グリスアップは分解点検と併せて実施するため記載を統一。保全を見直したものでない)  
変更後は前ページ参照

②保全の有効性評価結果に伴う周期の変更  
(潤滑油の分析結果の反映による変更)  
変更前は次ページ参照

変更後

(12/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 [原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	格納容器サンプ、格納容器内凝縮液量測定装置に係る設備	1.機能・性能試験	高	13M	○	24回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	
		2.特性試験		13M	○	24回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	
計測制御系統施設 [制御材]	照射済制御棒クラスタ ※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による
	照射済バーナブルボイズン ※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による
	照射済プラグインデバイス ※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による
	照射済2次中性子源 ※ 1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による
計測制御系統施設 [制御棒駆動装置]	制御棒クラスタ 計48本	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	制御棒駆動系機能検査 制御棒クラスタ動作検査	
	A制御棒駆動装置MGセット(発電機・電動機)	1.機能・性能試験	高	B※	○	24回		(振動診断: 3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(発電機)		78M	-	24回		
		2.分解点検(電動機)		CEM	○	13回		
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	B制御棒駆動装置MGセット(発電機・電動機)	1.機能・性能試験	高	B※	○	24回		(振動診断: 3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(発電機)		78M	○	21回		
		2.分解点検(電動機)		CEM	-	24回		
B制御棒駆動装置MGセット(発電機・電動機)	2.分解点検(電動機)	高	13M	○	24回		(振動診断: 3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施	
	3.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	24回			
計測制御系統施設 [工学的安全施設等の作動信号]	ATWS緩和設備 1式	1.機能・性能試験	高	13M	○	24回	重大事故時安全停止回路機能検査	
		2.特性試験		13M	○	24回	重大事故時安全停止回路機能検査	
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	Aほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	-	22回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No. 3の反映
		2.分解点検(ポンプ)		78M	-	22回	ほう酸ポンプ分解検査	
		2.分解点検(電動機)		78M	-	22回	ほう酸ポンプ分解検査	
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		13M~39M	○	24回		
	Bほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	○	23回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No. 4の反映
		2.分解点検(ポンプ)		78M	-	23回	ほう酸ポンプ分解検査	
		2.分解点検(電動機)		78M	○	21回	ほう酸ポンプ分解検査	
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		13M~39M	○	24回		
	Cほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	-	21回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No. 5の反映
		2.分解点検(ポンプ)		78M	-	21回	ほう酸ポンプ分解検査	
		2.分解点検(電動機)		78M	-	21回	ほう酸ポンプ分解検査	
		3.簡易点検(潤滑油入替他)		13M~39M	○	24回		
A 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	24回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 6M(対象:ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
	2.分解点検(ポンプ)		CEM	○	7回			
	2.分解点検(電動機)		78M	-	24回			
	2.分解点検(電動機)		26M	○	24回			
	3.簡易点検(潤滑油入替)		26M	○	24回			
B 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	-	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断: 6M(対象:ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
	2.分解点検(ポンプ)		CEM	-	8回			
	2.分解点検(電動機)		78M	-	23回			
	2.分解点検(電動機)		26M	-	24回			
	3.簡易点検(潤滑油入替)		26M	-	24回			

(15/46)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術				
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備]	原子炉補機冷却海水系	1.機能・性能試験(弁、弁駆動部含む)	高	1F	○	23回	原子炉補機冷却系機能検査					
		A海水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	-		21回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M(対象:電動機)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
				2.分解点検(ポンプ)		52M	-		21回	2次系ポンプ分解検査		
				2.分解点検(電動機)		104M	-		20回			
	B海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	-	23回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M(対象:電動機)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施				
		2.分解点検(ポンプ)		52M	-	23回	2次系ポンプ分解検査					
		2.分解点検(電動機)		104M	-	23回						
	C海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B※	○	22回	2次系ポンプ機能検査	(振動診断: 3M(対象:電動機)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施				
		2.分解点検(ポンプ)		52M	○	21回	2次系ポンプ分解検査					
	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備]その他の弁	1式	1.分解点検	高	117M	-	21回	2次系弁検査				
			2.簡易点検(弁棒グリスアップ)		13M	○	22回					
			1.機能・性能試験		B	○	21回					
2.分解点検			117M		○	21回						
1.分解点検他			高		13M~195M	○	23回					
1.分解点検他			低		13M~195M	○	23回					
1.機能・性能試験			高		13M	○	23回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査				
2.特性試験			高		13M	○	23回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査				
計測制御系統施設 [制御材]			照射済制御棒クラスタ ※ 1式		1.外観点検	高	1F	○		23回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による
			照射済バーナブルボイズン ※ 1式		1.外観点検	高	1F	○		23回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による
			照射済プラグインデバイス ※ 1式		1.外観点検	高	1F	○		23回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による
			照射済2次中性子源 ※ 1式		1.外観点検	高	1F	○		23回	制御棒クラスタ検査	※: 炉心設計による

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由	変更後	変更前																																																																																																																																																																																			
<p>保全の有効性評価結果に伴う周期の変更 (潤滑油の分析結果の反映による周期の変更) 変更後は前ページ参照</p>	<p>なし</p>	<p style="text-align: right;">(16/46)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>実施数 (機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度</th> <th>保全方式又は頻度</th> <th>今回の実施計画</th> <th>前回実施時期 (定検回次)</th> <th>検査名</th> <th>備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">計測制御系統施設 [制御棒駆動装置]</td> <td>制御棒クラスタ</td> <td>計48本</td> <td>1.機能・性能試験</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>制御棒駆動系機能検査 制御棒クラスタ動作検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">A制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)</td> <td rowspan="3"></td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="3">高</td> <td>B※</td> <td>○</td> <td>21回</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (発電機)</td> <td>78M</td> <td>○</td> <td>21回</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (電動機)</td> <td>CBM</td> <td>—</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)</td> <td rowspan="3"></td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="3">高</td> <td>B※</td> <td>○</td> <td>21回</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (発電機)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>21回</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (電動機)</td> <td>CBM</td> <td>○</td> <td>14回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設 [工学的安全施設等の作動信号]</td> <td rowspan="2">ATWS緩和設備</td> <td rowspan="2">1式</td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="2">高</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>重大事故時安全停止回路機能検査</td> <td rowspan="2">21回施設定期時に設置 21回施設定期検査より追加</td> </tr> <tr> <td>2.特性試験</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>重大事故時安全停止回路機能検査</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]</td> <td rowspan="3">Aほう酸ポンプ・電動機</td> <td rowspan="3"></td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="3">高</td> <td>B※</td> <td>—</td> <td>22回</td> <td>ほう酸ポンプ機能検査</td> <td rowspan="3">(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (ポンプ)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>22回</td> <td>ほう酸ポンプ分解検査</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (電動機)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>22回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">Bほう酸ポンプ・電動機</td> <td rowspan="3"></td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="3">高</td> <td>B※</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td>ほう酸ポンプ機能検査</td> <td rowspan="3">(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (ポンプ)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td>ほう酸ポンプ分解検査</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (電動機)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">Cほう酸ポンプ・電動機</td> <td rowspan="3"></td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="3">高</td> <td>B※</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td>ほう酸ポンプ機能検査</td> <td rowspan="3">(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (ポンプ)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td>ほう酸ポンプ分解検査</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (電動機)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>21回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">A 1次系補給水ポンプ・電動機</td> <td rowspan="3"></td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="3">低</td> <td>B※</td> <td>○</td> <td>21回</td> <td>1次系ポンプ機能検査</td> <td rowspan="3">(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (ポンプ)</td> <td>CBM</td> <td>—</td> <td>7回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (電動機)</td> <td>78M</td> <td>○</td> <td>21回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 1次系補給水ポンプ・電動機</td> <td rowspan="3"></td> <td>1.機能・性能試験</td> <td rowspan="3">低</td> <td>B※</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td>1次系ポンプ機能検査</td> <td rowspan="3">(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (ポンプ)</td> <td>CBM</td> <td>—</td> <td>8回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.分解点検 (電動機)</td> <td>78M</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Aほう酸タンク</td> <td rowspan="2"></td> <td>1.開放点検</td> <td rowspan="2">高</td> <td>195M</td> <td>—</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.開放点検</td> <td>高</td> <td>195M</td> <td>○</td> <td>14回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)	計測制御系統施設 [制御棒駆動装置]	制御棒クラスタ	計48本	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	制御棒駆動系機能検査 制御棒クラスタ動作検査		A制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)		1.機能・性能試験	高	B※	○	21回		(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施	2.分解点検 (発電機)	78M	○	21回	2.分解点検 (電動機)	CBM	—	13回	B制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)		1.機能・性能試験	高	B※	○	21回		(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施	2.分解点検 (発電機)	78M	—	21回	2.分解点検 (電動機)	CBM	○	14回	計測制御系統施設 [工学的安全施設等の作動信号]	ATWS緩和設備	1式	1.機能・性能試験	高	13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査	21回施設定期時に設置 21回施設定期検査より追加	2.特性試験	13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査	計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	Aほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	2.分解点検 (ポンプ)	78M	—	22回	ほう酸ポンプ分解検査	2.分解点検 (電動機)	78M	—	22回		Bほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	—	23回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	2.分解点検 (ポンプ)	78M	—	23回	ほう酸ポンプ分解検査	2.分解点検 (電動機)	78M	—	21回		Cほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	—	21回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	2.分解点検 (ポンプ)	78M	—	21回	ほう酸ポンプ分解検査	2.分解点検 (電動機)	78M	—	21回		A 1次系補給水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	○	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	2.分解点検 (ポンプ)	CBM	—	7回		2.分解点検 (電動機)	78M	○	21回		B 1次系補給水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	—	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	2.分解点検 (ポンプ)	CBM	—	8回		2.分解点検 (電動機)	78M	—	23回		Aほう酸タンク		1.開放点検	高	195M	—	23回			1.開放点検	高	195M	○	14回	
機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)																																																																																																																																																																													
計測制御系統施設 [制御棒駆動装置]	制御棒クラスタ	計48本	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	制御棒駆動系機能検査 制御棒クラスタ動作検査																																																																																																																																																																													
	A制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)		1.機能・性能試験	高	B※	○	21回		(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																												
			2.分解点検 (発電機)		78M	○	21回																																																																																																																																																																														
			2.分解点検 (電動機)		CBM	—	13回																																																																																																																																																																														
	B制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)		1.機能・性能試験	高	B※	○	21回		(振動診断：3M) ※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																												
			2.分解点検 (発電機)		78M	—	21回																																																																																																																																																																														
2.分解点検 (電動機)			CBM		○	14回																																																																																																																																																																															
計測制御系統施設 [工学的安全施設等の作動信号]	ATWS緩和設備	1式	1.機能・性能試験	高	13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査	21回施設定期時に設置 21回施設定期検査より追加																																																																																																																																																																												
			2.特性試験		13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査																																																																																																																																																																													
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	Aほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	—	22回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																												
			2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	22回	ほう酸ポンプ分解検査																																																																																																																																																																													
			2.分解点検 (電動機)		78M	—	22回																																																																																																																																																																														
	Bほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	—	23回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																												
			2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	23回	ほう酸ポンプ分解検査																																																																																																																																																																													
			2.分解点検 (電動機)		78M	—	21回																																																																																																																																																																														
	Cほう酸ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	高	B※	—	21回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																												
			2.分解点検 (ポンプ)		78M	—	21回	ほう酸ポンプ分解検査																																																																																																																																																																													
			2.分解点検 (電動機)		78M	—	21回																																																																																																																																																																														
	A 1次系補給水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	○	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																												
			2.分解点検 (ポンプ)		CBM	—	7回																																																																																																																																																																														
			2.分解点検 (電動機)		78M	○	21回																																																																																																																																																																														
B 1次系補給水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験	低	B※	—	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																													
		2.分解点検 (ポンプ)		CBM	—	8回																																																																																																																																																																															
		2.分解点検 (電動機)		78M	—	23回																																																																																																																																																																															
Aほう酸タンク		1.開放点検	高	195M	—	23回																																																																																																																																																																															
		1.開放点検		高	195M	○	14回																																																																																																																																																																														

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後

(13/36)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（ ）内は適用する設備診断技術）	
計測制御系統施設 〔ほう酸注入機能を有する設備〕	Aほう酸タンク	1.開放点検	高	195M	—	23回			
	Bほう酸タンク	1.開放点検	高	195M	—	24回			
	Aほう酸タンクアトモス弁	1.分解点検	高	130M	—	21回	1次系真空破壊弁検査		
	Aほう酸タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	—	21回	1次系真空破壊弁検査		
	Bほう酸タンクアトモス弁	1.分解点検	高	130M	—	19回	1次系真空破壊弁検査		
	Bほう酸タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	—	19回	1次系真空破壊弁検査		
	1次系純水タンク	1.開放点検	低	195M	—	14回			
	1次系純水タンクアトモス弁	1.分解点検	低	130M	—	21回	1次系真空破壊弁検査		
	1次系純水タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	低	130M	—	21回	1次系真空破壊弁検査		
	ほう酸フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回			
	計測制御系統施設〔ほう酸注入機能を有する設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
			2.分解点検		130M	○	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
	計測制御系統施設〔ほう酸注入機能を有する設備〕その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	19回	1次系弁検査	
			2.分解点検		156M	—	19回		
	計測制御系統施設〔ほう酸注入機能を有する設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	91M～221M	○	24回		
1.分解点検他			低		104M～234M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施
計測制御系統施設 〔ほう酸再生設備〕	ほう酸再生抽出水冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	18回		先行実施	
		1.開放点検(胴側)		195M	—	22回			
	ほう酸再生再熱器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	18回		先行実施	
		2.非破壊試験		130M	—	18回	1次系熱交換器検査		
	ほう酸再生前置熱交換器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	18回		先行実施	
		2.非破壊試験		130M	—	18回	1次系熱交換器検査		
	計測制御系統施設〔ほう酸再生設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	—	21回	1次系安全弁検査	一部先行実施
			2.分解点検		130M	—	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
	計測制御系統施設〔ほう酸再生設備〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	104M～130M	○	24回		一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施
			1.分解点検他		低	156M	—	23回	
	計測制御系統施設 〔制御用空気設備〕	格納容器外制御用空気圧縮機	2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	高	1F	○	24回	制御用空気圧縮系機能検査
		A格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1.分解点検（圧縮機） 1.分解点検（電動機） 2.簡易点検（Vベルト調整）	高	26M	—	24回		（振動診断：3M（対象：電動機）） 保全の有効性評価結果No.6の反映
CBM					—	13回			
26M					○	24回			
B格納容器外制御用空気圧縮機・電動機		1.分解点検（圧縮機） 1.分解点検（電動機） 2.簡易点検（Vベルト調整）	高	26M	○	24回		（振動診断：3M（対象：電動機）） 保全の有効性評価結果No.7の反映	
				CBM	—	14回			
格納容器内制御用空気圧縮機		2台	1.機能・性能試験（圧縮機、電動機含む）	高	1F	○	24回	制御用空気圧縮系機能検査	

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う周期の変更  
変更前は次ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(18/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
計測制御系統施設 【制御用空気設備】	格納容器外制御用空気圧縮機 2台	1.機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	高	1F	○	23回	制御用空気圧縮系機能検査	
	A格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1.分解点検(圧縮機) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(Vベルト調整) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	26M 78M 26M	○ - ○	23回 13回 22回		(振動診断:3M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.8の反映
	B格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1.分解点検(圧縮機) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(Vベルト調整) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	26M 78M 26M	○ - ○	22回 14回 23回		(振動診断:3M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.8の反映
	格納容器内制御用空気圧縮機 2台	1.機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	高	1F	○	23回	制御用空気圧縮系機能検査	
	A格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1.分解点検(圧縮機) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(Vベルト調整) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	26M 78M 26M	○ ○ ○	23回 21回 22回		(振動診断:3M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.8の反映
	B格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1.分解点検(圧縮機) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(Vベルト調整) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	26M 78M 26M	○ - ○	22回 21回 23回		(振動診断:3M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.8の反映
	計測制御系統施設【制御用空気設備】その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 130M~260M	- ○	23回 23回	1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設【制御用空気設備】その他の弁駆動部	1.分解点検	高	156M	○	21回		
	計測制御系統施設【制御用空気設備】その他機器	1.分解点検他	高	13M~260M	○	23回		一部BMあり
計測制御系統施設 【その他設備】	1.原子炉保護系ロジック回路 2.安全防護系ロジック回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	安全保護系機能検査	保全の有効性評価結果No.3,4の反映
	1.原子炉施設保安規定に定める原子炉トリップ、工学的安全施設の始動、原子炉格納容器隔離等を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 (1)1次冷却材等計測装置 伝送器 設定器 保護継電器 (2)核計測装置 設定器	1.特性試験	高・低	13M	○	23回	安全保護系設定値確認検査	
	2.重要な指示計器 (1)1次冷却材等計測装置 (2)核計測装置							

変更後

(14/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
計測制御系統施設 【制御用空気設備】	A格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1.分解点検(圧縮機) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(Vベルト調整) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	26M 78M 26M	○ - ○	23回 24回 24回		(振動診断:3M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.8の反映
	B格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1.分解点検(圧縮機) 1.分解点検(電動機) 2.簡易点検(Vベルト調整) 2.簡易点検(潤滑油入替)	高	26M 78M 26M	○ ○ ○	24回 21回 24回		(振動診断:3M(対象:電動機)) 保全の有効性評価結果No.8の反映
	計測制御系統施設【制御用空気設備】その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 130M~195M	- ○	23回 23回	1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設【制御用空気設備】その他の弁駆動部	1.分解点検	高	156M	-	24回		
	計測制御系統施設【制御用空気設備】その他機器	1.分解点検他	高	13M~260M	○	24回		保全の有効性評価結果No.10の反映 一部BMあり
計測制御系統施設 【その他設備】	1.原子炉保護系ロジック回路 2.安全防護系ロジック回路	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	安全保護系機能検査	保全の有効性評価結果No.11の反映
	1.原子炉施設保安規定に定める原子炉トリップ、工学的安全施設の始動、原子炉格納容器隔離等を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 (1)1次冷却材等計測装置 伝送器 設定器 保護継電器 (2)核計測装置 設定器	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	安全保護系設定値確認検査	
	2.重要な指示計器 (1)1次冷却材等計測装置 (2)核計測装置							
	事故時試験採取設備 格納容器ガス燃料採取系統設備	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	アラーム状態監視設備機能検査	
	計測制御系統施設 破壊板	1.分解点検	高	130M	-	21回	1次系破壊板検査	
	1.制御棒制御系 2.加圧器水位制御系 3.加圧器圧力制御系 4.蒸気発生器水位制御系	1.特性試験 2.機能・性能試験	高	13M 1F	○ ○	24回 24回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
	1次系及び2次系計測制御装置	1.特性試験	高・低	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後
	伊外核計測装置 中性子領域計測装置 中間領域計測装置 出力領域計測装置	1.特性試験	高	13M	○	24回	核計測装置検査	一部定期事業者検査起動後

変更理由

- ①保全の有効性評価結果に伴う周期の変更  
変更後は前ページ参照
- ②保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
- ③格納容器外制御用空気圧縮装置所内用空気逆止弁をその他の弁の弁分解放点検他から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。
- ④特定重大事故等対処施設設置に伴う記載の変更  
変更前は次ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(19/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
計測制御系統施設 [その他設備]	事故時試料採取設備 格納容器ガス試料採取系統設備	1. 特性試験	高	13M	○	23回	フロント状態監視設備機能検査	① 部分施設化検時に設置 保全の有効性評価結果No. 5, 6の反映
	計測制御系統施設 破壊板	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	フロント状態監視設備機能検査	
	計測制御系統施設 破壊板	1. 分解点検	高	130M	—	21回	1次系破壊板検査	
	1. 制御系制御系	1. 特性試験	高	13M	○	23回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
	2. 加圧器水位制御系	2. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	計測制御系機能検査	
	3. 加圧器圧力制御系							
	4. 蒸気発生器水位制御系							
	1次系及び2次系計測制御装置	1. 特性試験	高・低	13M	○	23回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後 保全の有効性評価結果No. 7, 8の反映
	炉外核計測装置	1. 特性試験	高	13M	○	23回	核計装設備検査	一部定期事業者検査起動後
	中性子源領域計測装置							
	中間領域計測装置							
	出力領域計測装置							
	炉内核計装装置	1. 機能・性能試験	高・低	1F	○	23回	核計装設備検査	
		2. 分解点検	高	13M	○	23回		
		3. 簡易点検(特性試験)	高	13M	○	23回		
	炉内計装用シンプルチューブ	1. 非破壊試験	高	52M	○	20回	炉内計装用シンプルチューブ体積検査	
	制御棒位置指示装置	1. 特性試験	高	13M	○	23回	制御棒位置指示装置設定値検査	
	1. パーミッシュロジック回路 原子炉保護系	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	安全保護系機能検査	
	2. パーミッシュロジック回路 安全防護系							
	3. 安全防護系							
総合インターロック 1. タービントリップによる原子炉、発電機トリップ回路	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	総合インターロック検査		
2. 発電機トリップによる原子炉、タービントリップ回路								
3. 原子炉トリップによるタービン、発電機トリップ回路								
原子炉の停止制御回路	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	原子炉の停止制御回路健全性確認検査		
可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	21回施設定期検査より追加	
計測制御系統施設[その他設備]その他の弁	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
	2. 分解点検	高	78M~260M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
計測制御系統施設[その他設備]その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系弁検査		
	2. 分解点検	高	65M~156M	○	23回			
	3. 簡易点検(特性試験)	高	65M	○	23回			

変更後

(15/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
計測制御系統施設 [その他設備]	炉内核計装装置	1. 機能・性能試験	高・低	1F	○	24回	核計装設備検査	
		2. 分解点検	高	13M	○	24回		
		3. 簡易点検(特性試験)	高	13M	○	24回		
	炉内計装用シンプルチューブ	1. 非破壊試験	高	52M	—	24回	炉内計装用シンプルチューブ体積検査	
	制御棒位置指示装置	1. 特性試験	高	13M	○	24回	制御棒位置指示装置設定値検査	
	1. パーミッシュロジック回路 原子炉保護系	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	安全保護系機能検査	
	2. パーミッシュロジック回路 安全防護系							
	3. 安全防護系							
	総合インターロック 1. タービントリップによる原子炉、発電機トリップ回路	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	総合インターロック検査	
	2. 発電機トリップによる原子炉、タービントリップ回路							
	3. 原子炉トリップによるタービン、発電機トリップ回路							
	原子炉の停止制御回路	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉の停止制御回路健全性確認検査	
	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	可搬型重大事故等対処設備機能検査	
計測制御系統施設[その他設備]その他の弁	1. 機能・性能試験	高・低	B	—	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
	2. 分解点検	高	78M~260M	○	24回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
計測制御系統施設[その他設備]その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系弁検査		
	2. 分解点検	高	65M~156M	○	24回			
	3. 簡易点検(特性試験)	高	65M~208M	○	24回			
計測制御系統施設[その他設備]その他機器	1. 分解点検他	高	13M~208M	○	24回		保全の有効性評価結果No. 12, 13, 14, 15の反映	
	1. 分解点検他	低	12M~260M	○	24回		保全の有効性評価結果No. 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22の反映	
放射性廃棄物の廃棄施設 [気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	ガス圧縮機	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	低	1F	○	24回	気体廃棄物処理系機能検査	
	Aガス圧縮機・電動機	1. 分解点検	低	52M	—	24回		(振動診断: 4M)
	Bガス圧縮機・電動機	1. 分解点検	低	52M	○	21回		(振動診断: 4M)
	水素再結合装置	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	低	1F	○	24回	気体廃棄物処理系機能検査	
	A水素再結合装置	1. 分解点検他	低	130M	○	24回		
	B水素再結合装置	1. 分解点検他	低	130M	○	24回		
	1次系破壊板	1. 分解点検	高	130M	—	24回	1次系破壊板検査	先行実施
	ほう酸回収装置	1. 機能・性能試験	低	1F	○	24回	液体廃棄物処理系機能検査	先行実施
	ほう酸回収装置(弁、機器)	1. 分解点検他	低	65M~130M	○	24回		先行実施
		2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)	低	130M	—	24回		
	腐液蒸発装置	1. 機能・性能試験	低	1F	○	24回	液体廃棄物処理系機能検査	先行実施
	腐液蒸発装置(弁、機器)	1. 分解点検他	低	65M~156M	○	24回		先行実施
		2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)	低	130M	○	24回		

変更理由

- ①特定重大事故等対処施設設置に伴う記載の変更  
変更後は前ページ参照
- ②記載の適正化  
(格納容器B1冷却材サンプリング戻り隔離弁リミットスイッチ他をその他機器分解点検他「高」から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。)
- ③保全の有効性評価の反映  
変更前は次ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由	変更後	変更前																																																																																																																																																																																																																																																																		
	なし	<p style="text-align: right;">(20/46)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>実施数(機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度</th> <th>保全方式又は頻度</th> <th>今回の実施計画</th> <th>前回実施時期(定検回次)</th> <th>検査名</th> <th>備考 ( )内は適用する設備診断技術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">計測制御系統施設 【その他設備】</td> <td rowspan="2">計測制御系統施設【その他設備】その他機器</td> <td>1. 分解点検他</td> <td>高</td> <td>13M~208M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td>保全の有効性評価結果No. 9, 10, 11の反映</td> </tr> <tr> <td>1. 分解点検他</td> <td>低</td> <td>12M~260M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td>保全の有効性評価結果No. 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22の反映</td> </tr> <tr> <td rowspan="20">放射性廃棄物の廃棄施設 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】</td> <td>ガス圧縮機</td> <td>2台</td> <td>1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)</td> <td>低</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>気体廃棄物処理系機能検査</td> </tr> <tr> <td>A ガス圧縮機・電動機</td> <td></td> <td>1. 分解点検</td> <td>低</td> <td>52M</td> <td>○</td> <td>21回</td> <td>(振動診断: 4M)</td> </tr> <tr> <td>B ガス圧縮機・電動機</td> <td></td> <td>1. 分解点検</td> <td>低</td> <td>52M</td> <td>-</td> <td>21回</td> <td>(振動診断: 4M)</td> </tr> <tr> <td>水素再結合装置</td> <td>2台</td> <td>1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)</td> <td>低</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>気体廃棄物処理系機能検査</td> </tr> <tr> <td>A 水素再結合装置</td> <td></td> <td>1. 分解点検他</td> <td>低</td> <td>130M</td> <td>○</td> <td>22回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 水素再結合装置</td> <td></td> <td>1. 分解点検他</td> <td>低</td> <td>130M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次系破壊板</td> <td>12台</td> <td>1. 分解点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>○</td> <td>22回</td> <td>1次系破壊板検査</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収装置</td> <td>1基</td> <td>1. 機能・性能試験</td> <td>低</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>液体廃棄物処理系機能検査</td> </tr> <tr> <td>ほう酸回収装置(弁、機器)</td> <td>1式</td> <td>1. 分解点検他</td> <td>低</td> <td>65M~130M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>先行実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)</td> <td></td> <td>130M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置</td> <td>3基</td> <td>1. 機能・性能試験</td> <td>低</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>液体廃棄物処理系機能検査</td> </tr> <tr> <td>廃液蒸発装置(弁、機器)</td> <td>1式</td> <td>1. 分解点検他</td> <td>低</td> <td>65M~156M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>先行実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)</td> <td></td> <td>130M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機</td> <td></td> <td>1. 機能・性能試験</td> <td>低</td> <td>B※</td> <td>-</td> <td>21回</td> <td>液体廃棄物処理系設備検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(ポンプ)</td> <td></td> <td>CBM</td> <td>-</td> <td>7回</td> <td>先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(電動機)</td> <td></td> <td>91M</td> <td>-</td> <td>21回</td> <td>※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 簡易点検(潤滑油入替)</td> <td></td> <td>39M</td> <td>-</td> <td>22回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機</td> <td></td> <td>1. 機能・性能試験</td> <td>低</td> <td>B※</td> <td>-</td> <td>21回</td> <td>液体廃棄物処理系設備検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(ポンプ)</td> <td></td> <td>CBM</td> <td>-</td> <td>8回</td> <td>先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(電動機)</td> <td></td> <td>78M</td> <td>-</td> <td>21回</td> <td>※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 簡易点検(潤滑油入替)</td> <td></td> <td>39M</td> <td>-</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Aほう酸回収装置給水ポンプ・電動機</td> <td></td> <td>1. 機能・性能試験</td> <td>低</td> <td>B※</td> <td>-</td> <td>21回</td> <td>液体廃棄物処理系設備検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(ポンプ)</td> <td></td> <td>CBM</td> <td>-</td> <td>6回</td> <td>先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(電動機)</td> <td></td> <td>78M</td> <td>-</td> <td>21回</td> <td>※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 簡易点検(潤滑油入替)</td> <td></td> <td>39M</td> <td>-</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Bほう酸回収装置給水ポンプ・電動機</td> <td></td> <td>1. 機能・性能試験</td> <td>低</td> <td>B※</td> <td>-</td> <td>23回</td> <td>液体廃棄物処理系設備検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(ポンプ)</td> <td></td> <td>CBM</td> <td>-</td> <td>7回</td> <td>先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 分解点検(電動機)</td> <td></td> <td>78M</td> <td>-</td> <td>23回</td> <td>※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3. 簡易点検(潤滑油入替)</td> <td></td> <td>39M</td> <td>○</td> <td>21回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	計測制御系統施設 【その他設備】	計測制御系統施設【その他設備】その他機器	1. 分解点検他	高	13M~208M	○	23回		保全の有効性評価結果No. 9, 10, 11の反映	1. 分解点検他	低	12M~260M	○	23回		保全の有効性評価結果No. 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22の反映	放射性廃棄物の廃棄施設 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】	ガス圧縮機	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	低	1F	○	23回	気体廃棄物処理系機能検査	A ガス圧縮機・電動機		1. 分解点検	低	52M	○	21回	(振動診断: 4M)	B ガス圧縮機・電動機		1. 分解点検	低	52M	-	21回	(振動診断: 4M)	水素再結合装置	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	低	1F	○	23回	気体廃棄物処理系機能検査	A 水素再結合装置		1. 分解点検他	低	130M	○	22回		B 水素再結合装置		1. 分解点検他	低	130M	○	23回		1次系破壊板	12台	1. 分解点検	高	130M	○	22回	1次系破壊板検査	ほう酸回収装置	1基	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	液体廃棄物処理系機能検査	ほう酸回収装置(弁、機器)	1式	1. 分解点検他	低	65M~130M	○	23回	先行実施			2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)		130M	○	23回		廃液蒸発装置	3基	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	液体廃棄物処理系機能検査	廃液蒸発装置(弁、機器)	1式	1. 分解点検他	低	65M~156M	○	23回	先行実施			2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)		130M	○	23回		A補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	21回	液体廃棄物処理系設備検査			2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	7回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))			2. 分解点検(電動機)		91M	-	21回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	-	22回		B補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	21回	液体廃棄物処理系設備検査			2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	8回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))			2. 分解点検(電動機)		78M	-	21回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	-	23回		Aほう酸回収装置給水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	21回	液体廃棄物処理系設備検査			2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	6回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))			2. 分解点検(電動機)		78M	-	21回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	-	23回		Bほう酸回収装置給水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	23回	液体廃棄物処理系設備検査			2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	7回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))			2. 分解点検(電動機)		78M	-	23回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	○	21回	
機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術																																																																																																																																																																																																																																																												
計測制御系統施設 【その他設備】	計測制御系統施設【その他設備】その他機器	1. 分解点検他	高	13M~208M	○	23回		保全の有効性評価結果No. 9, 10, 11の反映																																																																																																																																																																																																																																																												
		1. 分解点検他	低	12M~260M	○	23回		保全の有効性評価結果No. 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22の反映																																																																																																																																																																																																																																																												
放射性廃棄物の廃棄施設 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】	ガス圧縮機	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	低	1F	○	23回	気体廃棄物処理系機能検査																																																																																																																																																																																																																																																												
	A ガス圧縮機・電動機		1. 分解点検	低	52M	○	21回	(振動診断: 4M)																																																																																																																																																																																																																																																												
	B ガス圧縮機・電動機		1. 分解点検	低	52M	-	21回	(振動診断: 4M)																																																																																																																																																																																																																																																												
	水素再結合装置	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	低	1F	○	23回	気体廃棄物処理系機能検査																																																																																																																																																																																																																																																												
	A 水素再結合装置		1. 分解点検他	低	130M	○	22回																																																																																																																																																																																																																																																													
	B 水素再結合装置		1. 分解点検他	低	130M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																																													
	1次系破壊板	12台	1. 分解点検	高	130M	○	22回	1次系破壊板検査																																																																																																																																																																																																																																																												
	ほう酸回収装置	1基	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	液体廃棄物処理系機能検査																																																																																																																																																																																																																																																												
	ほう酸回収装置(弁、機器)	1式	1. 分解点検他	低	65M~130M	○	23回	先行実施																																																																																																																																																																																																																																																												
			2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)		130M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																																													
	廃液蒸発装置	3基	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	液体廃棄物処理系機能検査																																																																																																																																																																																																																																																												
	廃液蒸発装置(弁、機器)	1式	1. 分解点検他	低	65M~156M	○	23回	先行実施																																																																																																																																																																																																																																																												
			2. 簡易点検(ガスケットパッキン取替)		130M	○	23回																																																																																																																																																																																																																																																													
	A補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	21回	液体廃棄物処理系設備検査																																																																																																																																																																																																																																																												
			2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	7回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))																																																																																																																																																																																																																																																												
			2. 分解点検(電動機)		91M	-	21回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																																																																																																												
			3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	-	22回																																																																																																																																																																																																																																																													
	B補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	21回	液体廃棄物処理系設備検査																																																																																																																																																																																																																																																												
			2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	8回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))																																																																																																																																																																																																																																																												
			2. 分解点検(電動機)		78M	-	21回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																																																																																																												
		3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	-	23回																																																																																																																																																																																																																																																														
Aほう酸回収装置給水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	21回	液体廃棄物処理系設備検査																																																																																																																																																																																																																																																													
		2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	6回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))																																																																																																																																																																																																																																																													
		2. 分解点検(電動機)		78M	-	21回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																																																																																																													
		3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	-	23回																																																																																																																																																																																																																																																														
Bほう酸回収装置給水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	低	B※	-	23回	液体廃棄物処理系設備検査																																																																																																																																																																																																																																																													
		2. 分解点検(ポンプ)		CBM	-	7回	先行実施 (振動診断: 4M(対象: ポンプ))																																																																																																																																																																																																																																																													
		2. 分解点検(電動機)		78M	-	23回	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施																																																																																																																																																																																																																																																													
		3. 簡易点検(潤滑油入替)		39M	○	21回																																																																																																																																																																																																																																																														

保全の有効性評価の反映  
変更後は前ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
放射性廃棄物の廃棄施設 [気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	使用済樹脂スルースポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	○	21回	固体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断: 6M (対象: ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	7回		
		2.分解点検(電動機)		78M	○	21回		
		3.簡易点検(潤滑油入替)		39M	—	23回		
放射性廃棄物の廃棄施設【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系安全弁検査	一部先行実施
		2.分解点検		13M~260M	○	23回		
放射性廃棄物の廃棄施設【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】その他機器	1式	1.分解点検他	高	10M~130M	○	23回		一部先行実施
		1.分解点検他		低② 12M~260M	○	23回		
放射性廃棄物の廃棄施設 [原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置(最終の流入サンプリング)	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査(最終の流入サンプリング)	※アスファルト定検回次、今回は26回
		2.特性試験						
放射線管理施設 [放射線管理用計測装置]	格納容器内高レンジエリアモニタ	1.特性試験	高	13M	○	23回	エリアモニタ機能検査	21回施設定期検査より追加
		2.特性試験						
放射線管理施設 [放射線管理用計測装置]	格納容器排気筒ガスモニタ(3R-21)	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験		13M	○	23回		
放射線管理施設 [放射線管理用計測装置]	補助建屋排気筒ガスモニタ(3R-25)	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験		13M	○	23回		
廃棄物処理設備排水モニタ(34R-35)	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験		13M	○	23回		
格納容器じんあいモニタ(3R-40)	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験		13M	○	23回		
格納容器ガスモニタ(3R-41)	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験		13M	○	23回		
復水器空気抽出器ガスモニタ(3R-43)	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
		2.特性試験		13M	○	23回		
安全補機室排気ガスモニタ(3R-46)	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験		13M	○	23回		
一般補機室排気ガスモニタ(3R-48A)	1式	1.特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験						
一般補機室排気ガスモニタ(3R-48B)	1式	1.特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験						
使用済燃料ピット排気ガスモニタ(3R-49)	1式	1.特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
		2.特性試験						
建屋内漏洩検知ガスモニタB(3R-50A)	1式	1.特性試験	低	13M	○	23回		
		2.特性試験						
蒸気発生器ブローダウン水モニタ(3R-55)	1式	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
		2.特性試験		13M	○	23回		

(24/46)

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
放射性廃棄物の廃棄施設 [気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	34A 廃液蒸留水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	18回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	7回			
		2.分解点検(電動機)		182M	—	18回			
	34B 廃液蒸留水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	14回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	3回			
		2.分解点検(電動機)		208M	—	14回			
	34 廃液貯蔵タンク循環ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B※	—	24回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(ポンプ)		260M	—	24回			
		2.分解点検(電動機)		91M	—	21回			
	液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の漏えい防止に係る警報機能	1式	1.特性試験	低	13M	○	24回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	
			2.機能・性能試験		1F	○	24回		
	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置(3.4 酸液ドレンタンク水位伝送器)	1台	1.特性検査	低	13M	○	24回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	
2.機能・性能試験									
アスファルト固化設備	1式	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	液体廃棄物処理系アスファルト固化設備機能検査	先行実施	
		2.分解点検		B	—	27回※			
アスファルト固化設備(弁、機器)	1式	1.機能・性能試験	低	195M~260M	○	27回※	1次系安全弁検査	先行実施 ※アスファルト定検回次、今回は28回定検	
		2.分解点検		13M~260M	○	27回※			
		3.簡易点検(グランドパッキン取替)							
使用済樹脂スルースポンプ・電動機	1式	1.機能・性能試験	低	B※	—	24回	固体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断: 6M (対象: ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	—	7回			
		2.分解点検(電動機)		78M	—	24回			
		3.簡易点検(潤滑油入替)		39M	○	23回			
放射性廃棄物の廃棄施設【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	24回	1次系安全弁検査	一部先行実施	
		2.分解点検		13M~260M	○	24回			1次系逆止弁検査 1次系真空破壊弁検査
放射性廃棄物の廃棄施設【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】その他機器	1式	1.分解点検他	高	10M~130M	○	24回		一部先行実施	
		1.分解点検他		低② 12M~260M	○	24回			
放射性廃棄物の廃棄施設 [原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置]	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置(最終の流入サンプリング)	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置機能検査(最終の流入サンプリング)	③ 一部BMあり 一部先行実施 保全の有効性評価結果No.23の反映 ④	
		2.特性試験							
放射線管理施設 [放射線管理用計測装置]	格納容器内高レンジエリアモニタ	1.特性試験	高	13M	○	24回	エリアモニタ機能検査		
		2.特性試験							
放射線管理施設 [放射線管理用計測装置]	格納容器排気筒ガスモニタ(3R-21)	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	放射線監視装置機能検査		
		2.特性試験		13M	○	24回			

(18/36)

変更理由

- ①記載の適正化  
(固化混合蒸発機固化体出口弁をカウ  
ントしたことによる周期の変更、保全  
を見直したものではない。)
- ②ほう酸回収装置蒸留水冷却器出口流  
量伝送器他の保全重要度の見直しに  
伴う周期の変更
- ③保全の有効性評価の反映
- ④記載の適正化  
(不要な記載を削除)
- ⑤特定重大事故等対処施設設置に伴う  
追加





変更理由

変更後

変更前

特定重大事故等対処施設設置に伴う追加

(21/36)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）	
放射線管理施設 〔換気設備〕	34A放射線管理室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ ○	24回 24回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34B放射線管理室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ ○	24回 24回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット	4台	1.機能・性能試験（よう素フィルタ性能検査）	高	1Y	○	24回	可搬型換気空調設備検査	先行実施
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（34号機 一部使用承認設備を対象）	3台	1.機能・性能試験（よう素フィルタ性能検査）	高	1Y	○	24回	可搬型換気空調設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	A補助建屋排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	24回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	B補助建屋排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	24回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	燃料取扱室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	24回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34ペイラ排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	24回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34ホット工作室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	24回 23回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34A中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	○	22回			
	34B中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	○	22回			
	34C中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	21回※		4号設備 ※4号での実績	
	34D中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	21回※		4号設備 ※4号での実績	
	A格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	21回		先行実施	
	B格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	21回		先行実施	
	A補助建屋給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	22回		先行実施	
	B補助建屋給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	21回		先行実施	
	3・4放射線管理室給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	24回		先行実施	
	A格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検（ファン） 2.分解点検（電動機）	低	1F 260M CBM	○ - -	23回 21回 8回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M（対象：電動機）)	
	B格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検（ファン） 2.分解点検（電動機）	低	1F 260M CBM	○ - -	24回 21回 3回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M（対象：電動機）)	

(27/46)

機器又は系統名	実施数（機器名）	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期（定検回次）	検査名	備考（（）内は適用する設備診断技術）	
放射線管理施設 〔換気設備〕	34A放射線管理室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	23回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34B放射線管理室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	23回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	緊急時対策所可搬型空気浄化フィルタユニット	4台	1.機能・性能試験（よう素フィルタ性能検査）	高	1Y	○	23回	可搬型換気空調設備検査	先行実施 21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（34号機 一部使用承認設備を対象）	3台	1.機能・性能試験（よう素フィルタ性能検査）	高	1Y	○	-	可搬型換気空調設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20.9年6月に設置
	A補助建屋排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	23回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	B補助建屋排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	23回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	燃料取扱室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	23回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34ペイラ排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	23回 22回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34ホット工作室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 4F	○ -	23回 23回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	34A中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	22回			
	34B中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	22回			
	34C中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	20回※		4号設備 ※4号での実績	
	34D中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	20回※		4号設備 ※4号での実績	
	A格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	21回		先行実施	
	B格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	21回		先行実施	
	A補助建屋給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	22回		先行実施	
	B補助建屋給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	21回		先行実施	
	3・4放射線管理室給気ユニット	1.開放点検	低	52M	-	22回		先行実施	
	A格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検（ファン） 2.分解点検（電動機）	低	1F 260M CBM	○ - -	23回 21回 8回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M（対象：電動機）)	
	B格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検（ファン） 2.分解点検（電動機）	低	1F 260M CBM	○ - -	23回 21回 3回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M（対象：電動機）)	
	A格納容器排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検（ファン） 2.分解点検（電動機）	低	1F 260M CBM	○ - -	23回 21回 8回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M)	
	B格納容器排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検（ファン） 2.分解点検（電動機）	低	1F 260M CBM	○ - -	23回 21回 3回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M)	

変更理由

特定重大事故等対処施設設置に伴う追加

変更後

(23/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術	
放射線管理施設 [換気設備]	34A中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	○ — —	24回 19回 22回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機))	
	34B中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	○ — —	24回 15回 24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機))	
	34C中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	— — —	23回※ 20回※ 20回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機)) 4号設備 ※4号での実績	
	34D中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	— — —	23回※ 16回※ 20回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機)) 4号設備 ※4号での実績	
	34A中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	○ — —	24回 16回 21回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)	
	34B中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	○ — —	24回 17回 24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)	
	34C中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	— — —	23回※ 16回※ 21回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 4号設備 ※4号での実績	
	34D中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	— — —	23回※ 16回※ 19回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 4号設備 ※4号での実績	
	緊急時対策所可搬型空気浄化ファン	4台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	24回		先行実施
	-----								
	34A放射線管理室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 104M	○ — —	24回 7回 21回	1次系換気空調設備検査	先行実施
	34B放射線管理室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 104M	○ — —	24回 16回 21回	1次系換気空調設備検査	先行実施
34A放射線管理室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 78M	○ — ○	24回 20回 21回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: ファン))	
34B放射線管理室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 78M	○ — —	24回 17回 23回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: ファン))	

(29/46)

変更前

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術	
放射線管理施設 [換気設備]	34A中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	○ — —	23回 19回 22回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機))	
	34B中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	○ — ○	23回 15回 21回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機))	
	34C中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	— — —	20回※ 20回※ 20回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機)) 4号設備 ※4号での実績	
	34D中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	— — —	20回※ 16回※ 20回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機)) 4号設備 ※4号での実績	
	34A中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	○ — —	23回 15回 21回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)	
	34B中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	○ — ○	23回 17回 19回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)	
	34C中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	— — —	21回※ 16回※ 17回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 4号設備 ※4号での実績	
	34D中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	高	1F 260M 117M	— — —	21回※ 16回※ 19回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 4号設備 ※4号での実績	
	緊急時対策所可搬型空気浄化ファン	4台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	23回		先行実施 21回施設定期検査時に設置 21回施設定期検査より追加
	-----								
	34A放射線管理室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 104M	○ — —	23回 7回 21回	1次系換気空調設備検査	先行実施
	34B放射線管理室給気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 104M	○ — —	23回 15回 21回	1次系換気空調設備検査	先行実施
34A放射線管理室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 78M	○ — ○	23回 20回 21回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: ファン))	
34B放射線管理室排気ファン・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検 (ファン) 2.分解点検 (電動機)	低	1F 260M 78M	○ — —	23回 17回 23回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: ファン))	

変更理由

記載の適正化  
(10Yを1Yとしていたことによる  
記載の適正化、保金を見直したもので  
はない。)

変更後

(24/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	A補助建屋給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M(対象：電動機))
		2.分解点検(ファン)		260M	—	21回		
		3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	—	21回		
	B補助建屋給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M(対象：電動機))
		2.分解点検(ファン)		260M	—	21回		
		3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	—	21回		
	A補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M)
		2.分解点検(ファン)		260M	—	15回		
		3.簡易点検(モータ内部清掃)		104M	○	21回		
	B補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M)
		2.分解点検(ファン)		260M	—	16回		
		3.簡易点検(モータ内部清掃)		104M	—	21回		
C補助建屋排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M)	
	2.分解点検(ファン)		260M	—	17回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		104M	—	24回			
A燃料取扱室給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M(対象：電動機))	
	2.分解点検(ファン)		260M	—	21回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	—	7回			
B燃料取扱室給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M(対象：電動機))	
	2.分解点検(ファン)		260M	—	21回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	—	8回			
A燃料取扱室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M)	
	2.分解点検(ファン)		260M	—	20回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	—	21回			
B燃料取扱室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M)	
	2.分解点検(ファン)		260M	—	21回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	—	21回			
34ベイヤ排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	2.分解点検(ファン)		260M	—	20回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	—	18回			
34ホット工作室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
	2.分解点検(ファン)		260M	—	16回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		156M	○	16回			
34廃棄物処理建屋送気ブースタファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
	2.分解点検(ファン)		260M	—	21回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		78M	—	21回			
34廃棄物処理建屋排気ブースタファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査		
	2.分解点検(ファン)		260M	—	21回			
	3.簡易点検(モータ内部清掃)		78M	—	21回			
自動ダンバ	1式	1.機能・性能試験	高・低	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	一部先行実施
		2.分解点検他		65M~130M	○	24回		
放射線管理施設[換気設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	20回	1次系安全弁検査	
		2.分解点検		130M	—	20回		
放射線管理施設[換気設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	1Y~260M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施
		2.分解点検		13M~260M	○	23回		
放射線管理施設 [その他設備]	可搬型気象観測装置	1式	高	1Y	○	23回		21日施設定検時に設置

変更前

(31/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
放射線管理施設 [換気設備]	自動ダンバ	1.機能・性能試験	高・低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	一部先行実施	
		2.分解点検他		65M~130M	—	23回			
	放射線管理施設[換気設備] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	20回	1次系安全弁検査 1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
			2.分解点検		130M	—	20回		
放射線管理施設[換気設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	1Y~260M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施	
		2.分解点検		13M~260M	○	23回			
放射線管理施設 [その他設備]	可搬型気象観測装置	1式	高	1Y	○	23回		21日施設定検時に設置	
原子炉格納容器 [原子炉格納容器]	原子炉格納容器	1.漏えい率試験	高	3F	○	21回	原子炉格納容器全体漏えい率検査	10年に1回は設計圧力にて実施 (第27回において設計圧力にて実施予定)	
		2.非破壊試験		25%/10Y	—	22回			
		3.開放点検		13M	○	23回			
	エアロック	通常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2.分解点検		52M	○	20回		
			3.簡易点検(バックキョウ取替)		13M	○	23回		
		非常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2.分解点検		52M	—	23回		
			3.簡易点検(バックキョウ取替)		13M	○	23回		
	機器搬入口	1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
			2.非破壊試験		25%/10Y	—	22回		
			3.開放点検		13M	○	23回		
配管貫通部	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
		2.開放点検		開放時※	—	21回			
電線貫通部	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
原子炉格納容器隔離弁	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	—	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
格納容器隔離信号(T・V信号)により隔離される弁	70個	1.機能・性能試験(弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	原子炉格納容器隔離弁機能検査		
格納容器スプレィ・隔離信号(P・V信号)により隔離される弁	20個	1.機能・性能試験(弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	原子炉格納容器隔離弁機能検査		

変更前

(32/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)		
原子炉格納施設 [原子炉格納容器]	原子炉格納容器隔離弁	3V-CS-004A	高	52M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CS-004B	高	52M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CS-004C	高	52M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-DP-001A	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-DP-001B	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-DP-003A	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-DP-003B	高	130M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-WL-355	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-WL-019	高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CS-007	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-WL-354	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-WL-018	高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-VR-001A	高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-VR-001B	高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-VR-002A	高	130M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-VR-002B	高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-IA-508A	高	130M	—	17回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CS-308	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CS-310	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CC-489	高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CC-482	高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CC-523	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CC-521	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CC-546	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-CC-544	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		3V-IA-508B	高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
		1式	2.簡易点検(グランドパッキン取替他)	高	65M	—	23回			
		原子炉格納容器隔離弁駆動部	1式	1.分解点検	高	52M~156M	—	23回		
			1式	2.簡易点検(特性試験他)	高	52M~130M	—	23回		
		原子炉格納容器真空逃がし弁	4個	1.機能・性能試験	高	TF	—	23回	原子炉格納容器真空逃がし弁機能検査	
			4個	2.簡易点検(漏えい試験)	高	1F	—	23回		
		原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	23回	1次系弁検査	
			1式	2.分解点検	高	52M~130M	—	23回	1次系弁検査	
1式	3.簡易点検(グランドパッキン取替)		高	52M	—	23回	2次系弁検査			
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	—	23回	1次系弁検査			
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他の機器	1式	2.分解点検	高	13M~65M	—	23回				
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他の機器	1式	1.分解点検他	高	13M~130M	—	23回				
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] その他の機器	1式	1.分解点検他	低	130M	—	22回		一部BMあり		

変更後

(25/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)		
原子炉格納施設 [原子炉格納容器]	原子炉格納容器	1.漏えい率試験	高	3F	—	24回	原子炉格納容器全体漏えい率検査	10年に1回は設計圧力にて実施 (第27回定検において設計圧力にて実施予定)		
		エアロック 通常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
			2.分解点検	高	52M	—	24回			
			3.簡易点検 (パッキン取替他)	高	13M	—	24回			
		エアロック 非常用 1個	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
			2.分解点検	高	52M	—	23回			
			3.簡易点検 (パッキン取替他)	高	13M	—	24回			
		機器搬入口	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
			2.非破壊試験	高	25%/10Y	—	22回	原子炉格納容器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-6]	
			3.開放点検	高	13M	—	24回			
		配管貫通部	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査		
			2.開放点検	高	開放時密	—	21回		※但し、最長1回/10定検	
		電線貫通部	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
		原子炉格納容器隔離弁	1式	1.漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
		格納容器隔離信号 (T・V信号) により隔離される弁	70個	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	原子炉格納容器隔離弁機能検査	
		格納容器スプレー・隔離信号 (P・V信号) により隔離される弁	20個	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	原子炉格納容器隔離弁機能検査	
		原子炉格納容器隔離弁	3V-CS-004A	1.分解点検	高	52M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-CS-004B	1.分解点検	高	52M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-CS-004C	1.分解点検	高	52M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-DP-001A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-DP-001B	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-DP-003A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-DP-003B	1.分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-WL-355	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-WL-019	1.分解点検	高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-CS-007	1.分解点検	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-WL-354	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-WL-018	1.分解点検	高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-VR-001A	1.分解点検	高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-VR-001B	1.分解点検	高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-VR-002A	1.分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-VR-002B	1.分解点検	高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
			3V-IA-508A	1.分解点検	高	130M	—	24回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
3V-CS-308	1.分解点検		高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-CS-310	1.分解点検		高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-CC-489	1.分解点検		高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-CC-482	1.分解点検		高	130M	—	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-CC-523	1.分解点検		高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-CC-521	1.分解点検		高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-CC-546	1.分解点検		高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-CC-544	1.分解点検		高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
3V-IA-508B	1.分解点検		高	130M	—	19回	原子炉格納容器隔離弁分解検査			
1式	2.簡易点検(グランドパッキン取替他)		高	65M	—	24回				
原子炉格納容器隔離弁駆動部	1式		1.分解点検	高	13M~156M	—	24回			
	1式		2.簡易点検(特性試験他)	高	13M~130M	—	24回			

変更理由

- ①抽出水隔離弁用リミットスイッチ他  
その他機器分解点検他「高」他から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。
- ②抽出水隔離弁用リミットスイッチ他  
その他機器分解点検他「高」他から移動したことに伴う変更。保全を見直したものでない。  
変更後は次ページ参照
- ③記載の適正化  
(分解点検を 13M で実施する弁がなかったため、記載を適正化した。保全を見直したものでない。)  
変更後は次ページ参照

変更前

(33/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] 原子炉格納容器	4個	1.機能・性能試験 2.簡易点検 (潤滑油試験)	高	1F 1F	○ ○	24回 24回	原子炉格納容器真空逃がし弁機能検	
	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高	B 52M~130M 52M~130M	○ ○ ○	24回 24回 24回	1次系弁検査 1次系弁検査 2次系弁検査	
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] 原子炉格納容器	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 52M~65M	○ ○	24回 24回	1次系弁検査	
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] 原子炉格納容器	1式	1.分解点検他 2.簡易点検	高	13M~130M 130M	○ ○	24回 24回		一部BMあり
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	原子炉格納容器スプレイ系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む) 2.機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F 1F	○ ○	24回 24回	原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	【対象設備】 ・A原子炉格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入系
	圧力逃がし系	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	原子炉格納容器安全系機能検査	
A原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	19回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回 施設定期検査より追加	
	1.分解点検 (電動機) 2.簡易点検 (潤滑油入替他)	高	130M 26M	— ○	21回 24回			
B原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	23回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M)	
	1.分解点検 (電動機) 2.簡易点検 (潤滑油入替他)	高	130M 26M	— ○	19回 24回			
A格納容器スプレイ冷却器	1.開放点検 (管側) 2.開放点検 (胴側) 2.非破壊試験	高	130M 195M 130M	— — —	19回 19回 19回	1次系熱交換器検査		
	1.開放点検 (管側) 2.非破壊試験	高	130M 195M 130M	— — —	20回 20回 20回	1次系熱交換器検査		
原子炉格納容器スプレイ系主要弁	3V-CP-024A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-024B	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-054A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-054B	1.分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-001A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-001B	1.分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-003A	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-003B	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
原子炉格納容器スプレイ系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	○	20回		

変更後

(26/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
原子炉格納施設 [原子炉格納容器]	4個	1.機能・性能試験 2.簡易点検 (潤滑油試験)	高	1F 1F	○ ○	24回 24回	原子炉格納容器真空逃がし弁機能検	
	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検 (グラウンドパッキン取替)	高	B 52M~130M 52M~130M	○ ○ ○	24回 24回 24回	1次系弁検査 1次系弁検査 2次系弁検査	
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] 原子炉格納容器	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 52M~65M	○ ○	24回 24回	1次系弁検査	
原子炉格納施設 [原子炉格納容器] 原子炉格納容器	1式	1.分解点検他 2.簡易点検	高	13M~130M 130M	○ ○	24回 24回		一部BMあり
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	原子炉格納容器スプレイ系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む) 2.機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F 1F	○ ○	24回 24回	原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	【対象設備】 ・A原子炉格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入系
	圧力逃がし系	1.機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回	原子炉格納容器安全系機能検査	
A原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	19回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は21回 施設定期検査より追加	
	1.分解点検 (電動機) 2.簡易点検 (潤滑油入替他)	高	130M 26M	— ○	21回 24回			
B原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	23回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	(振動診断: 1M)	
	1.分解点検 (電動機) 2.簡易点検 (潤滑油入替他)	高	130M 26M	— ○	19回 24回			
A格納容器スプレイ冷却器	1.開放点検 (管側) 2.開放点検 (胴側) 2.非破壊試験	高	130M 195M 130M	— — —	19回 19回 19回	1次系熱交換器検査		
	1.開放点検 (管側) 2.非破壊試験	高	130M 195M 130M	— — —	20回 20回 20回	1次系熱交換器検査		
原子炉格納容器スプレイ系主要弁	3V-CP-024A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-024B	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-054A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-054B	1.分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-001A	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-001B	1.分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-003A	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
	3V-CP-003B	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	
原子炉格納容器スプレイ系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	156M	○	20回		

変更理由

- ① 抽出水隔離弁用リミットスイッチ他  
その他機器分解点検他「高」他から移動したことに伴う変更。保全を見直した  
たものではない。  
変更前は前ページ参照
- ② 記載の適正化  
(分解点検を 13M で実施する弁がな  
かったため、記載を適正化した。保全  
を見直したものでない。  
変更前は前ページ参照
- ③ 検査制度見直しに伴う運転中の定期  
事業者検査記載の削除

変更理由

大飯3号機で発生した加圧器スプレイ配管溶接部欠陥指示事象の水平展開に伴う追加

変更後

(28/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	静的触媒式水素再結合装置	MB-045	1. 外観点検	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2. 機能・性能試験	高	5F	—	—		
		MB-046	1. 外観点検	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
			2. 機能・性能試験	高	5F	—	—		
		MB-047	1. 外観点検	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	2. 機能・性能試験		高	5F	—	—			
	MB-048	1. 外観点検	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加	
		2. 機能・性能試験	高	5F	—	—			
	MB-049	1. 外観点検	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加	
		2. 機能・性能試験	高	5F	—	—			
	原子炉格納容器水素燃焼装置	13個	1. 機能・性能試験	高	1F	○	24回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	21回施設定検時に設置 21回施設定期検査より追加
	1次系計測制御装置	1式	1. 特性試験	高	13M	○	24回	計測制御系監視機能検査	
	原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	24回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
	原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	24回	1次系弁検査	
			2. 分解点検	高・低	130M	—	24回	1次系逆止弁検査	
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	65M~156M	—	24回			
		3. 簡易点検(特性試験)	高	65M	—	24回			
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他AM (代替再循環、格納容器内注水) 機器	1式	1. 分解点検他	高	65M~130M	○	24回			
		1. 分解点検他	低	65M~130M	—	24回		一部BMあり	
原子炉設備 [その他設備]	クラス1機器(供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	7Y	○	24回	クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-1]
			2. 漏えい試験	高	1F	○	24回	クラス1機器供用期間中検査	
	クラス2機器(供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	—	24回	クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-2]
			2. 漏えい試験	高	10Y	—	24回	クラス2機器供用期間中検査	
	クラス3機器(供用期間中検査対象)	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	24回	クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-3]
			2. 漏えい試験	高	10Y	○	24回	クラス3機器供用期間中検査	
	クラス1機器Ni基金金使用部位 (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊検査	高	3Y	○	23回	供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基金金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 [別表-4]
	クラス2管(原子炉格納容器内) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	25%/10Y	○	24回	供用期間中特別検査のうちクラス2管(原子炉格納容器内)特別検査	ISIプログラムによる。 [別表-5]
	蒸気発生器管台(重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	—	24回	供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	ISIプログラムによる。 [別表-7]
			2. 漏えい試験	高	1F~10Y	○	24回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	
	重大事故等クラス2機器	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	24回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-7]
	重大事故等クラス3機器	1式	1. 漏えい試験	高	65M~130M	○	—	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-8] 24回定額事業者検査より設定
			1. 漏えい試験	高	65M~130M	○	—	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	
	クラス1配管特別検査	1式	1. 非破壊検査	高	1F	○	—	供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査	ISIプログラムによる。 [別表-9] 25回定額事業者検査より設定

(36/46)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
原子炉設備 [その他設備]	クラス1機器(供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	7Y	○	23回	クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-1]
			2. 漏えい試験	高	1F	○	23回	クラス1機器供用期間中検査	
	クラス2機器(供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	23回	クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-2]
			2. 漏えい試験	高	10Y	○	23回	クラス2機器供用期間中検査	
	クラス3機器(供用期間中検査対象)	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	23回	クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-3]
			2. 漏えい試験	高	10Y	○	23回	クラス3機器供用期間中検査	
	クラス1機器Ni基金金使用部位 (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊検査	高	3Y	—	23回	供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基金金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 [別表-4]
	クラス2管(原子炉格納容器内) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	25%/10Y	○	22回	供用期間中特別検査のうちクラス2管(原子炉格納容器内)特別検査	ISIプログラムによる。 [別表-5]
	蒸気発生器管台(重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	18回	供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	ISIプログラムによる。 [別表-1]
			2. 漏えい試験	高	1F~10Y	○	23回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	
	重大事故等クラス2機器	1式	1. 非破壊試験	高	10Y	○	23回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-7]
	重大事故等クラス3機器	1式	1. 漏えい試験	高	10Y	—	—	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別表-8] プラント運転中又は定期事業者検査停止中 24回施設定期検査より設定
			1. 漏えい試験	高	10Y	—	—	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	
	クラス3機器、クラス4管、排気筒及び安全上重要なダクト耐圧部(クラス3機器ISIは除く)	1式	1. 外観点検	高・低	100%/5Y~100%/10Y	○	23回	構造健全性検査	
	RCPBのベント・ドレン弁の閉止栓	1式	1. 漏えい試験	高	1F	○	23回	構造健全性検査	
レストレイント 1. 1次冷却管パイプ 2. 主蒸気配管パイプ 3. 主給水配管パイプ	1式	1. 外観点検	高	100%/10Y	—	16回	レストレイント検査		
原子炉設備 [その他設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	—	23回	1次系安全弁検査		
		2. 分解点検	高・低	130M	—	23回	1次系逆止弁検査		
原子炉設備 [その他設備] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	23回		一部BMあり	
		1. 分解点検他	低	12M~156M	○	23回			
原子炉設備・タービン設備 [その他設備]	1式	1. 外観点検	高・低	100%/10Y	○	23回	耐震健全性検査	一部先行実施	
		1. 外観点検	高	52M~182M	○	23回	耐震健全性検査		
耐震クラスS、Bに属する設備の支持構造物(クラス1、2、3供用期間中検査対象機器を除く)	1式	1. 外観点検	高・低	100%/10Y	○	23回	耐震健全性検査		
その他AM(格納容器内注水)機器	1式	1. 分解点検他	高	52M~182M	○	23回		12回施設定検時に設置(一部)	

変更前

(37/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	高压タービン	1. 開放点検	高	26M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		1F	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		13M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
	第1低圧タービン	1. 開放点検	高	26M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 外観点検		2F	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		13M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
	第2低圧タービン	1. 開放点検	高	26M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		2. 外観点検		2F	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		13M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
	第3低圧タービン	1. 開放点検	高	26M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 外観点検		2F	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		13M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
ロータ	1. 組立状況点検	高	B	○	23回	蒸気タービン開放検査	タービン開放時期に合わせて実施。	
蒸気タービン本体及び附属設備	1. 保安装置点検	高	1F	○	23回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後	
	2. 負荷点検	高	1F	○	23回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後	
蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	# 1 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	# 2 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	# 3 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	# 4 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	# 1 蒸気加減弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	# 2 蒸気加減弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	# 3 蒸気加減弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	# 4 蒸気加減弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	A 1 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	A 2 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	21回	蒸気タービン開放検査	
	A 3 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
B 1 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	23回	蒸気タービン開放検査		
B 2 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
B 3 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	21回	蒸気タービン開放検査		

変更後

(29/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
原子力設備 [その他設備]	クラス3機器、クラス4管、排気筒及び安全上重要なダクト耐圧部(クラス3機器ISIは除く)	1. 外観点検	高・低	100%/5Y 100%/10Y	○	24回	構造健全性検査		
		RCPBのベント・ドレン弁の閉止栓	1式	1. 漏えい試験	高	1F	○	24回	構造健全性検査
	レストレイント	1式	1. 外観点検	高	100%/10Y	○	16回	レストレイント検査	
	耐震クラスS、Bに属する設備の支持構造物(クラス1、2、3供用期間中検査対象機器を除く)	1式	1. 機組・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系安全弁検査	
			2. 分解点検	高	130M	○	23回	1次系逆止弁検査	
原子力設備[その他設備]その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	24回			
		1. 分解点検他	低	12M~156M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施 保全の有効性評価結果No. 25の反映	
原子力設備・タービン設備 [その他設備]	耐震クラスS、Bに属する設備の支持構造物(クラス1、2、3供用期間中検査対象機器を除く)	1式	高・低	100%/10Y	○	24回	耐震健全性検査		
蒸気タービン [車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	高压タービン	1. 開放点検	高	52M~182M	○	24回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 26の反映	
		2. 組立状況点検		39M	○	23回	蒸気タービン開放検査		
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		B	○	23回	蒸気タービン開放検査		
	第1低圧タービン	1. 開放点検	高	39M	○	24回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 28の反映	
		2. 外観点検		2回/3F	○	23回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 27の反映	
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		13M	○	24回	蒸気タービン開放検査		
	第2低圧タービン	1. 開放点検	高	39M	○	23回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 30の反映	
		2. 外観点検		2回/3F	○	24回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 29の反映	
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		13M	○	24回	蒸気タービン開放検査		
	第3低圧タービン	1. 開放点検	高	39M	○	24回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 32の反映	
		2. 外観点検		2回/3F	○	23回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 31の反映	
		3. 簡易点検(軸受箱内部清掃他)		13M	○	24回	蒸気タービン開放検査		
	ロータ	1. 組立状況点検	高	B	○	24回	蒸気タービン開放検査	タービン開放時期に合わせて実施。	
	蒸気タービン本体及び附属設備	1. 保安装置点検	高	1F	○	24回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後	
		2. 負荷点検	高	1F	○	24回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後	
	蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	# 1 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		# 2 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		# 3 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		# 4 主蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
			2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		# 1 蒸気加減弁	1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
2. 組立状況点検			B		○	22回	蒸気タービン開放検査		
# 2 蒸気加減弁		1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査		
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査		
# 3 蒸気加減弁		1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査		
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査		
# 4 蒸気加減弁		1. 開放点検	高	39M	○	22回	蒸気タービン開放検査		
		2. 組立状況点検		B	○	22回	蒸気タービン開放検査		

変更理由

保全の有効性評価の反映



変更前

(38/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術	
蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	A 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	A 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
	A 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	B 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	B 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
	B 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
	調速装置 (非常調速装置)	1. 外観点検	高	1F	○	23回	蒸気タービン開放検査		
	蒸気タービン [復水器]	復水、循環水系統	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	23回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
		復水器	1. 開放点検	高	13M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
2. 防汚塗装				26M	○	23回			
A 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	26M	○	22回			
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	22回			
		2. 簡易点検 (翼油ユニット作動油清浄度管理)		26M	○	22回			
B 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	26M	—	23回			
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	23回			
		2. 簡易点検 (翼油ユニット作動油清浄度管理)		26M	—	23回			
A 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	○	21回		(振動診断: 3 M)	
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	—	19回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
B 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	23回		(振動診断: 3 M)	
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	—	11回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
C 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	22回		(振動診断: 3 M)	
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	—	15回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
A 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	23回		(振動診断: 6 M (対象: 電動機))		
	1. 分解点検 (電動機)		104M	—	19回		保全の有効性評価結果No. 33の反映		
	2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	23回				
B 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	21回		(振動診断: 6 M (対象: 電動機))		
	1. 分解点検 (電動機)		104M	—	23回		保全の有効性評価結果No. 34の反映		
	2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	23回				
C 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	21回		(振動診断: 6 M (対象: 電動機))		
	1. 分解点検 (電動機)		104M	—	22回		保全の有効性評価結果No. 35の反映		
	2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	23回				
蒸気タービン [復水器] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	78M~260M	○	23回			
		1. 分解点検他	低	13M~260M	○	23回		一部BMあり	

変更後

(30/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術	
蒸気タービン [調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	A 1 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	A 2 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査		
	A 3 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	B 1 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	B 2 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査		
	B 3 再熟蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査		
	A 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	A 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査		
	A 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	B 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
	B 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査		
	B 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	24回	蒸気タービン開放検査		
	調速装置 (非常調速装置)	1. 外観点検	高	1F	○	24回	蒸気タービン開放検査		
	蒸気タービン [復水器]	復水、循環水系統	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	24回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
		復水器	1. 開放点検	高	13M	○	24回	蒸気タービン開放検査	
2. 防汚塗装				26M	○	24回			
A 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	26M	—	24回			
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	22回			
		2. 簡易点検 (翼油ユニット作動油清浄度管理)		26M	—	24回			
B 循環水ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	26M	○	23回			
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	23回			
		2. 簡易点検 (翼油ユニット作動油清浄度管理)		26M	○	23回			
A 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	24回		(振動診断: 3 M)	
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	—	19回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回			
B 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	23回		(振動診断: 3 M)	
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	—	11回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回			
C 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	○	22回		(振動診断: 3 M)	
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	—	16回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回			
A 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	○	23回		(振動診断: 6 M (対象: 電動機))		
	1. 分解点検 (電動機)		13M	○	19回		保全の有効性評価結果No. 33の反映		
	2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	24回				
B 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	24回		(振動診断: 6 M (対象: 電動機))		
	1. 分解点検 (電動機)		13M	—	20回		保全の有効性評価結果No. 34の反映		
	2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	24回				
C 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	24回		(振動診断: 6 M (対象: 電動機))		
	1. 分解点検 (電動機)		13M	—	22回		保全の有効性評価結果No. 35の反映		
	2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	24回				
蒸気タービン [復水器] その他機器	1式	1. 分解点検他	高	78M~260M	○	24回			
		1. 分解点検他	低	13M~260M	○	24回		一部BMあり	

変更理由

保全の有効性評価の反映

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(39/46)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術)
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	3 A 湿分分離加熱器 胴側	1. 開放点検	高	26M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	3 A 湿分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	18回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	18回		
	3 A 湿分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	20回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	20回		
	3 B 湿分分離加熱器 胴側	1. 開放点検	高	26M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
	3 B 湿分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	19回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	19回		
	3 B 湿分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	21回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	21回		
	A 脱気器	1. 開放点検	高	26M	○	22回	2次系容器検査	
	B 脱気器	1. 開放点検	高	26M	—	23回	2次系容器検査	
	脱気器タンク	1. 開放点検	高	130M	○	23回	2次系容器検査	
	第1 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	—	22回		
		3. 非破壊試験		130M	—	17回		
	第1 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	—	23回		
		3. 非破壊試験		130M	—	18回		
	第1 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	19回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	○	19回		
		3. 非破壊試験		130M	—	19回		
	第2 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	—	22回		
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第2 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第2 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	19回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	○	19回			
	3. 非破壊試験		130M	—	19回			
第3 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	19回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	○	19回			
	3. 非破壊試験		130M	—	19回			
第3 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	20回			

変更後

(31/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術)
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	3 A 湿分分離加熱器 胴側	1. 開放点検	高	26M	—	24回	蒸気タービン開放検査	
	3 A 湿分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	18回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	18回		
	3 A 湿分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	20回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	20回		
	3 B 湿分分離加熱器 胴側	1. 開放点検	高	26M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
	3 B 湿分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	19回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	19回		
	3 B 湿分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	21回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	21回		
	A 脱気器	1. 開放点検	高	26M	—	24回	2次系容器検査	
	B 脱気器	1. 開放点検	高	26M	○	23回	2次系容器検査	
	脱気器タンク	1. 開放点検	高	130M	—	24回	2次系容器検査	保全の有効性評価結果No.36の反映
	第1 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	—	22回		
		3. 非破壊試験		130M	—	17回		
	第1 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	—	23回		
		3. 非破壊試験		130M	—	18回		
	第1 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	24回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	—	24回		
		3. 非破壊試験		130M	—	19回		
	第2 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査	
		2. 漏えい試験		B	—	22回		
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第2 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第2 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	24回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	24回			
	3. 非破壊試験		130M	—	19回			
第3 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	24回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	24回			
	3. 非破壊試験		130M	—	19回			
第3 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	20回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	○	20回			
	3. 非破壊試験		130M	—	20回			

変更理由

保全の有効性評価の反映

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

①保全の有効性評価の反映  
②保全の有効性評価の反映  
変更前は次ページ参照

変更後

(32/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	第 6 A 高压給水加熱器	1.開放点検	高	130M	—	19回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	19回		
		3.非破壊試験		130M	—	17回		
	第 6 B 高压給水加熱器	1.開放点検	高	130M	—	19回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	19回		
		3.非破壊試験		130M	—	18回		
	グラント蒸気復水器	1.開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	23回		
		3.非破壊試験		130M	—	18回		
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	給水、復水系統	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	24回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
	Aタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験 (ポンプ)	高	B	—	24回	2次系ポンプ機能検査	
	1.機能・性能試験 (駆動タービン)	B		—	24回			
	2.分解点検 (ポンプ)	52M		—	24回	保全の有効性評価結果No. 37の反映		
	2.分解点検 (駆動タービン)	26M		—	24回	2次系ポンプ分解検査		
	Bタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験 (ポンプ)	高	B	○	23回	2次系ポンプ機能検査	
		1.機能・性能試験 (駆動タービン)		B	○	23回		
		2.分解点検 (ポンプ)		52M	—	23回		保全の有効性評価結果No. 38の反映
		2.分解点検 (駆動タービン)		26M	○	23回		2次系ポンプ分解検査
	電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	20回		
		1.分解点検 (電動機)		156M	—	22回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	Aタービン動主給水プースタポンプ	1.分解点検	高	52M	—	24回		
		2.簡易点検 (ストレータ点検)		13M	○	24回		
	Bタービン動主給水プースタポンプ	1.分解点検	高	52M	—	23回		
		2.簡易点検 (ストレータ点検)		13M	○	24回		
	電動主給水プースタポンプ	1.分解点検	高	130M	—	20回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	A復水プースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	22回		保全の有効性評価結果No. 39の反映
		1.分解点検 (電動機)		104M	—	21回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
	B復水プースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	23回		保全の有効性評価結果No. 40の反映
		1.分解点検 (電動機)		104M	—	22回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回		
C復水プースタポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	24回		保全の有効性評価結果No. 41の反映	
	1.分解点検 (電動機)		104M	—	22回			
	2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	24回			

(40/46)

変更前

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	第 4 A 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	23回		
		3.非破壊試験		130M	—	18回		
	第 4 B 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	○	19回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	○	19回		
		3.非破壊試験		130M	—	19回		
	第 4 C 低圧給水加熱器	1.開放点検	高	65M	—	20回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	20回		
		3.非破壊試験		130M	—	20回		
	第 6 A 高压給水加熱器	1.開放点検	高	130M	—	19回	2次系熱交換器検査	
		2.漏えい試験		B	—	19回		
		3.非破壊試験		130M	—	17回		
第 6 B 高压給水加熱器	1.開放点検	高	130M	—	19回	2次系熱交換器検査		
	2.漏えい試験		B	—	19回			
	3.非破壊試験		130M	—	18回			
グラント蒸気復水器	1.開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2.漏えい試験		B	—	23回			
	3.非破壊試験		130M	—	18回			
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	給水、復水系統	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	23回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
	Aタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験 (ポンプ)	高	B	○	22回	2次系ポンプ機能検査	
		1.機能・性能試験 (駆動タービン)		B	○	22回		
		2.分解点検 (ポンプ)		26M	○	22回		保全の有効性評価結果No. 37の反映
		2.分解点検 (駆動タービン)		26M	○	22回		2次系ポンプ分解検査
	Bタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験 (ポンプ)	高	B	—	23回	2次系ポンプ機能検査	
		1.機能・性能試験 (駆動タービン)		B	—	23回		
		2.分解点検 (ポンプ)		26M	—	23回		保全の有効性評価結果No. 38の反映
		2.分解点検 (駆動タービン)		26M	—	23回		2次系ポンプ分解検査
	電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	20回		
		1.分解点検 (電動機)		156M	—	22回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回		

変更理由

①保全の有効性評価の反映  
変更後は前ページ参照

②保全の有効性評価の反映  
変更前は次ページ参照

変更後

(33/36)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	A復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	○	21回	2次系容器検査		
	B復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	○	22回	2次系容器検査		
	C復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	○	23回	2次系容器検査		
	D復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	○	24回	2次系容器検査		
	E復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	○	15回	2次系容器検査		
	復水タンク	1.開放点検 2.簡易点検(通気管金網清掃)	高	130M	○	17回 13M	○ ○	24回	
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M~260M	○	24回		一部先行実施	
	1式	1.分解点検他	低	13M~260M	○	24回		一部BMあり 一部先行実施	
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する管等]	主な配管(主蒸気系統・抽気系統)	1.開放点検 2.非破壊試験	高	1F 肉厚管理指針による	○ ○	24回 24回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査		
	2次系配管他(上記以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他系統)※ ※配管の他、ポンプ、熱交換器、弁等を含む(外観点検のみ)	1式	1.外観点検 2.非破壊試験	高・低	100%/10Y 肉厚管理指針による	○ ○	24回 24回	2次系配管検査 2次系配管検査	定期事業者検査起動後
蒸気タービン [その他設備]	タービンバイパス弁	1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.分解点検 3.簡易点検(グランドパツキン脱着)	高	1F 26M~52M 26M	○ ○ ○	24回 24回 24回	タービンバイパス弁機能検査		
	タービンバイパス弁駆動部	1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高	13M 13M	○ ○	24回 24回			
	蒸気タービン [その他設備] その他の弁	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(グランド入替)	高・低	B 104M~130M 130M	○ ○ -	24回 24回 20回	1次系安全弁検査 2次系弁検査 1次系逆止弁検査 2次系弁検査		
	蒸気タービン [その他設備] その他の弁 駆動部	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(特性試験)	高	B 182M 52M	○ ○ -	16回 16回 24回	2次系弁検査		
	蒸気タービン [その他設備] その他機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高 低	13M~260M 12M~260M	○ ○	24回 24回		保全の有効性評価結果No.42,43の反映 一部BMあり 一部先行実施
	補助ボイラー	【補助ボイラー】 簡易弁 管寄せ及び管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する送風設備 ボイラーに付属する管等 油燃焼用機器	1.開放点検	低	120M※1	-	39回※2	補助ボイラー開放検査	先行実施 ※1：前点検後の運転時間が4,000時間、又は起動回数が120回に達すると見込まれる時期までに実施する。 ※2：ボイラー定期点検、今回は40回定検
			1.開放点検		117M~240M	○	39回※		先行実施 ※ボイラー定期点検、今回は40回定検
			2.性能試験		B※1	-	39回※2	補助ボイラー性能検査 補助ボイラー設備検査	先行実施 ※1：補助ボイラー開放検査にあわせて実施 ※2：ボイラー定期点検、今回は40回定検
			2.性能試験		1Y	○	39回※		先行実施 ※ボイラー定期点検、今回は40回定検
	【補助ボイラーに属する燃料設備】 燃料運搬設備に係る油の輸送管 燃料貯蔵設備に係る油タンク	1式	1.開放点検	低	120M	-	39回※		先行実施 ※ボイラー定期点検、今回は40回定検

(41/46)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	Aタービン動主給水ブースタポンプ	1.分解点検	高	52M	○	20回		
	Bタービン動主給水ブースタポンプ	1.分解点検	高	52M	○	23回		
		2.簡易点検(ストレーナ点検)		13M	○	23回		
	電動主給水ブースタポンプ	1.分解点検	高	130M	-	20回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	23回		
	A復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	39M	-	22回		
		1.分解点検(電動機)	○	104M	-	21回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	23回		
	B復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	39M	-	23回		
		1.分解点検(電動機)	○	104M	-	22回		
2.簡易点検(潤滑油入替他)			13M	○	23回			
C復水ブースタポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	39M	○	21回			
	1.分解点検(電動機)	○	104M	-	22回			
	2.簡易点検(潤滑油入替他)		13M	○	23回			
A復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	-	21回	2次系容器検査		
B復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	-	22回	2次系容器検査		
C復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	-	23回	2次系容器検査		
D復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	○	14回	2次系容器検査		
E復水脱塩塔	1.開放点検	高	130M	-	15回	2次系容器検査		
復水タンク	1.開放点検	高	130M	-	17回			
	2.簡易点検(通気管金網清掃)		13M	○	23回			
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備] その他機器	1式	1.分解点検他	高	65M~260M	○	23回		一部先行実施
	1式	1.分解点検他	低	13M~260M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する管等]	主な配管(主蒸気系統・抽気系統)	1.開放点検 2.非破壊試験	高	1F 肉厚管理指針による	○ ○	23回 23回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
	2次系配管他(上記以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他系統)※ ※配管の他、ポンプ、熱交換器、弁等を含む(外観点検のみ)	1式	1.外観点検 2.非破壊試験	高・低	100%/10Y 肉厚管理指針による	○ ○	23回 23回	2次系配管検査 2次系配管検査

施設管理の実施に関する計画の変更

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前		変更後		変更理由																																																																																																																																																											
<p style="text-align: right;">(42/46)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>実施数(機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度</th> <th>保全方式又は頻度</th> <th>今回の実施計画</th> <th>前回実施時期(定検回次)</th> <th>検査名</th> <th>備考 ( )内は適用する設備診断技術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">蒸気タービン 【その他設備】</td> <td rowspan="3">タービンバイパス弁</td> <td rowspan="3">1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンドパッキン取替)</td> <td rowspan="3">高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>タービンバイパス弁機能検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26M~52M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>26M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タービンバイパス弁駆動部</td> <td rowspan="2">15個</td> <td rowspan="2">1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)</td> <td rowspan="2">高</td> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">蒸気タービン【その他設備】その他の弁</td> <td rowspan="3">1式</td> <td rowspan="3">1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンド入替)</td> <td rowspan="3">高・低</td> <td>B</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>1次系安全弁検査 2次系弁検査 2次系安全弁検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>104M~130M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>1次系安全弁検査 2次系弁検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>130M</td> <td>—</td> <td>20回</td> <td>1次系安全弁検査 2次系弁検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸気タービン【その他設備】その他の弁駆動部</td> <td rowspan="2">1式</td> <td rowspan="2">1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(特性試験)</td> <td rowspan="2">高</td> <td>B</td> <td>—</td> <td>16回</td> <td>2次系弁検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>182M</td> <td>—</td> <td>16回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸気タービン【その他設備】その他機器</td> <td rowspan="2">1式</td> <td rowspan="2">1.分解点検他 1.分解点検他</td> <td rowspan="2">高</td> <td>52M</td> <td>○</td> <td>22回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13M~260M</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> <td>保全の有効性評価結果No.23の反映</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">補助ボイラー</td> <td rowspan="4">【補助ボイラー】 節炭器 管寄せ及び管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通風設備 ボイラーに付属する管等 油燃焼用機器</td> <td rowspan="2">1.開放点検</td> <td rowspan="2">低</td> <td>120M※1</td> <td>—</td> <td>35回※2</td> <td>補助ボイラー開放検査</td> <td>先行実施 ※1:前回点検後の運転時間が4,000時間、又は起動回数が120回に達すると見込まれる時期までに実施する。 ※2:ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> <tr> <td>117M~240M</td> <td>—</td> <td>35回※</td> <td></td> <td>先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2.性能試験</td> <td>B※1</td> <td>—</td> <td>35回※2</td> <td>補助ボイラー性能検査 補助ボイラー設備検査</td> <td>先行実施 ※1:補助ボイラー開放検査にあわせて実施 ※2:ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> <tr> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>35回※</td> <td></td> <td>先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">【補助ボイラーに属する燃料設備】 燃料運搬設備に係る油の輸送管 燃料貯蔵設備に係る油タンク</td> <td rowspan="3">1.開放点検</td> <td rowspan="3">低</td> <td>12M~120M</td> <td>○</td> <td>35回※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>120M</td> <td>○</td> <td>26回※</td> <td></td> <td>先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> <tr> <td>120M~240M</td> <td>—</td> <td>36回※</td> <td></td> <td>先行実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">【補助ボイラーに属するばい煙処理設備】 ・補助ボイラー集じん機</td> <td rowspan="2">1.開放点検 2.簡易点検(内部清掃)</td> <td rowspan="2">低</td> <td>12M</td> <td>○</td> <td>35回※</td> <td></td> <td>先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> <tr> <td>12M~240M</td> <td>○</td> <td>35回※</td> <td></td> <td>先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> <tr> <td>補助ボイラー【その他設備】その他機器</td> <td>1式</td> <td>1.分解点検他</td> <td>低</td> <td>12M~240M</td> <td>○</td> <td>35回※</td> <td></td> <td>先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回</td> </tr> </tbody> </table>		機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	蒸気タービン 【その他設備】	タービンバイパス弁	1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンドパッキン取替)	高	1F	○	23回	タービンバイパス弁機能検査		26M~52M	○	23回			26M	○	23回			タービンバイパス弁駆動部	15個	1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高	13M	○	23回			13M	○	23回			蒸気タービン【その他設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンド入替)	高・低	B	○	23回	1次系安全弁検査 2次系弁検査 2次系安全弁検査		104M~130M	○	23回	1次系安全弁検査 2次系弁検査		130M	—	20回	1次系安全弁検査 2次系弁検査		蒸気タービン【その他設備】その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(特性試験)	高	B	—	16回	2次系弁検査		182M	—	16回			蒸気タービン【その他設備】その他機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高	52M	○	22回			13M~260M	○	23回		保全の有効性評価結果No.23の反映	補助ボイラー	【補助ボイラー】 節炭器 管寄せ及び管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通風設備 ボイラーに付属する管等 油燃焼用機器	1.開放点検	低	120M※1	—	35回※2	補助ボイラー開放検査	先行実施 ※1:前回点検後の運転時間が4,000時間、又は起動回数が120回に達すると見込まれる時期までに実施する。 ※2:ボイラー回次、今回は36回	117M~240M	—	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回	2.性能試験	B※1	—	35回※2	補助ボイラー性能検査 補助ボイラー設備検査	先行実施 ※1:補助ボイラー開放検査にあわせて実施 ※2:ボイラー回次、今回は36回	1Y	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回	【補助ボイラーに属する燃料設備】 燃料運搬設備に係る油の輸送管 燃料貯蔵設備に係る油タンク	1.開放点検	低	12M~120M	○	35回※			120M	○	26回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回	120M~240M	—	36回※		先行実施	【補助ボイラーに属するばい煙処理設備】 ・補助ボイラー集じん機	1.開放点検 2.簡易点検(内部清掃)	低	12M	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回	12M~240M	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回	補助ボイラー【その他設備】その他機器	1式	1.分解点検他	低	12M~240M	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回	<p>なし</p>		<p>保全の有効性評価の反映 変更後は前ページ参照</p>	
		機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術																																																																																																																																																					
蒸気タービン 【その他設備】	タービンバイパス弁	1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンドパッキン取替)	高	1F	○	23回	タービンバイパス弁機能検査																																																																																																																																																								
				26M~52M	○	23回																																																																																																																																																									
				26M	○	23回																																																																																																																																																									
	タービンバイパス弁駆動部	15個	1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高	13M	○	23回																																																																																																																																																								
					13M	○	23回																																																																																																																																																								
	蒸気タービン【その他設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンド入替)	高・低	B	○	23回	1次系安全弁検査 2次系弁検査 2次系安全弁検査																																																																																																																																																							
104M~130M					○	23回	1次系安全弁検査 2次系弁検査																																																																																																																																																								
130M					—	20回	1次系安全弁検査 2次系弁検査																																																																																																																																																								
蒸気タービン【その他設備】その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(特性試験)	高	B	—	16回	2次系弁検査																																																																																																																																																								
				182M	—	16回																																																																																																																																																									
蒸気タービン【その他設備】その他機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高	52M	○	22回																																																																																																																																																									
				13M~260M	○	23回		保全の有効性評価結果No.23の反映																																																																																																																																																							
補助ボイラー	【補助ボイラー】 節炭器 管寄せ及び管 安全弁 ボイラーに付属する給水設備 ボイラーに付属する通風設備 ボイラーに付属する管等 油燃焼用機器	1.開放点検	低	120M※1	—	35回※2	補助ボイラー開放検査	先行実施 ※1:前回点検後の運転時間が4,000時間、又は起動回数が120回に達すると見込まれる時期までに実施する。 ※2:ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																							
				117M~240M	—	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																							
		2.性能試験	B※1	—	35回※2	補助ボイラー性能検査 補助ボイラー設備検査	先行実施 ※1:補助ボイラー開放検査にあわせて実施 ※2:ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																								
			1Y	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																								
	【補助ボイラーに属する燃料設備】 燃料運搬設備に係る油の輸送管 燃料貯蔵設備に係る油タンク	1.開放点検	低	12M~120M	○	35回※																																																																																																																																																									
				120M	○	26回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																							
				120M~240M	—	36回※		先行実施																																																																																																																																																							
【補助ボイラーに属するばい煙処理設備】 ・補助ボイラー集じん機	1.開放点検 2.簡易点検(内部清掃)	低	12M	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																								
			12M~240M	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																								
補助ボイラー【その他設備】その他機器	1式	1.分解点検他	低	12M~240M	○	35回※		先行実施 ※ボイラー回次、今回は36回																																																																																																																																																							

変更前

(44/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)	
非常用電源設備 [非常用発電装置]	ディーゼル発電機	2台	1.機能・性能試験	高 1F	○	23回	非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機の作動検査) 非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機定格容量検査)		
	安全注入信号及び格納容器スプレイ信号発信時にディーゼル発電機に電源を求めめる機器	45台	1.機能・性能試験	高 1F	○	23回	非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機の作動検査)		
	Aディーゼル機関のシリンダ (ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸)	No. 1, 8	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 2, 3, 9, 10	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 4, 5, 11, 12	1.分解点検	高	130M	—	18回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 6, 13	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 7, 14	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Bディーゼル機関のシリンダ (ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸)	No. 1, 8	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 2, 3, 9, 10	1.分解点検	高	130M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 4, 5, 11, 12	1.分解点検	高	130M	—	19回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
		No. 6, 13	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Aディーゼル機関の吸気弁		1.分解点検	高	26M	—	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
			1.分解点検	高	26M	○	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Aディーゼル機関の排気弁		1.分解点検	高	26M	—	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
			1.分解点検	高	26M	○	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	Aディーゼル機関の燃料噴射弁		1.分解点検	高	13M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
			1.分解点検	高	13M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	非常用予備発電機付属設備検査	
			2.非破壊試験		13M~78M	○	23回	非常用予備発電機付属設備検査	
3.機能・性能試験				1F~10F	○	23回	非常用予備発電機付属設備検査		
4.特性試験			高・低	13M	○	23回	非常用予備発電機付属設備検査		

変更後

(34/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術)
補助ボイラー	【補助ボイラーに属するばい煙処理設備】 補助ボイラー集じん機	1式	1.開放点検 2.簡易点検 (内部清掃)	低 120M~240M	○	39回※		先行実施 ※ボイラー定期回次、今回は40回定検
	補助ボイラー [その他設備] その他機器	1式	1.分解点検他	低 12M~240M	○	39回※		先行実施 ※ボイラー定期回次、今回は40回定検
その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設]	浸水防止蓋	1式	1.外観点検	高 1F	○	24回		
	伝播防止堰	1式	1.外観点検	高 10Y	—	—		21回施設定期検査時に設置
	水密扉	1式	1.外観点検	高 1Y	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	2次系計測制御装置	1式	1.特性試験	高 13M	○	24回		計測制御系監視機能検査
	津波監視カメラ	2台	1.機能・性能試験	高 1F	○	24回		
	蒸気漏えい検知システム	1式	1.機能・性能試験 2.外観点検	低 1F	○	24回		
	湧水ビット排水系統		1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	低 B※	○	24回		浸水防護設備検査 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
	湧水サンプポンプ (吐出ラインを含む)		1.分解点検 (ポンプ)	低 1Y	○	24回		(振動診断: 1Y (対象: 電動機))
			1.分解点検 (電動機)		○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設] その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	低 B	—	23回		浸水防護設備検査
	その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設] その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	低 B	—	18回		浸水防護設備検査 21回施設定期検査より追加
	その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設] その他機器	1式	1.外観点検	高・低 1F~8F	○	24回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	その他発電用原子炉の附属施設 [常用電源設備]	発電機設備	1式	1.分解点検他	高・低 13M~208M	○	24回	
変圧器設備		1式	1.分解点検他	高 39M~156M	○	24回		
しゃ断器		1式	1.分解点検他	高 52M~156M	—	24回		
その他発電用原子炉の附属施設 [常用電源設備] その他機器		1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高 26M~104M 低 13M~240M	○	24回		
その他発電用原子炉の附属施設 [火災防護施設]	消火水バックアップポンプ・電動機	2台	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機)	低 B※ 10F 6F	—	—		火災防護設備検査 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 21回施設定期検査時に設置 21回施設定期検査より追加
	煙等流入防止装置	1式	1.分解点検	低 260M	—	—		1次系弁検査 21回施設定期検査時に設置 21回施設定期検査より追加
	その他発電用原子炉の附属施設 [火災防護施設] その他機器	1式	1.分解点検他	高・低 5Y~10Y	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	ディーゼル発電機	2台	1.機能・性能試験	高 1F	○	24回		非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機の作動検査) 非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機定格容量検査)
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用発電装置]	安全注入信号及び格納容器スプレイ信号発信時にディーゼル発電機に電源を求めめる機器	45台	1.機能・性能試験	高 1F	○	24回		非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機の作動検査)
	Aディーゼル機関のシリンダ (ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸)	No. 1, 8	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 2, 3, 9, 10	1.分解点検	高	130M	—	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 4, 5, 11, 12	1.分解点検	高	130M	—	24回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 6, 13	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査
	Bディーゼル機関のシリンダ (ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸)	No. 1, 8	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査
No. 2, 3, 9, 10		1.分解点検	高	130M	○	17回	非常用ディーゼル発電機分解検査	

変更理由

法改正に伴う記載の適正化

変更理由

- ①特定重大事故等対処施設設置に伴う追加
- ②記載の適正化  
(保全重要度の適正化によりC蓄電池の保全重要度を「高」から「低」に変更したことによる周期の変更。保全を見直したものではない。)
- ③記載の適正化  
(原子炉施設保安規定変更に伴い、消防ポンプから送水車に変更したことにより記載の削除)  
変更前は次ページ参照

変更後

(36/36)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術
① その他発電用原子炉の附属施設 [その他の電源装置]	直流電源装置蓄電池 2組 (60個/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	直流電源系機能検査	プラント運転中
		1.機能・性能試験 (作動機能)		1F	○	24回	直流電源系作動検査	
		2.簡易点検 (充電)		2回/Y	○	24回		
	計器用電源	4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	インバータ機能検査
		2.簡易点検 (特性試験)	13M		○	24回		
	可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	
		2.外観点検	1F		○	24回		
	可搬式整流器	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	
		2.外観点検	1F		○	24回		
	土木建築設備	非常用電源設備 [その他の電源装置] その他機器	1.分解点検他	高・低	6M~180M	○	24回	
1.分解点検他			13M~180M		○	24回		
原子炉建屋		1式	1.外観点検	高	1F	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
外周建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
中間建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
原子炉補助建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
燃料取扱建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
制御建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
燃料取替用水タンク建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
ディーゼル発電機建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
1・2号機原子炉補助建屋		1式	1.外観点検	高	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
固体廃棄物貯蔵庫		1式	1.外観点検	低	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
取水口設備		1式	1.外観点検	高	1Y~1F	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
敷地内土木構造物	連続地中壁	1.外観点検	低	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	抑止ぐい	1.外観点検	低	1Y	○	24回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
プラント総合	原子炉及びその附属設備 (補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)	1.総合性能試験	高	1F	○	24回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後
非常用取水設備 [取水設備]	海水取水トンネル	1.外観点検	高	4Y	-	23回		

変更前

(45/46)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ( ) 内は適用する設備診断技術	
① 非常用電源設備 [非常用発電装置]	空冷式非常用発電装置	1.機能・性能試験	高	1F~10F	○	23回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	21回施設定期時に設置	
		2.取替他		130M	-	-			保全の有効性評価結果No.31,32,33の反映
		3.発電機ベアリング交換		195M	-	-			
	可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬式代替電源設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定期時に設置 21回施設定期検査より追加
	緊急時対策用電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	-	-	可搬式代替電源設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 2019年6月に設置
	電源車	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬式代替電源設備検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定期時に設置 21回施設定期検査より追加
	タンクローリー	3台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定期時に設置 21回施設定期検査より追加
	非常用電源設備 [非常用発電装置] その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~208M	○	23回		保全の有効性評価結果No.27,28,29,30の反映
			1.分解点検他	低	13M~182M	○	23回		
	② 非常用電源設備 [その他の電源装置]	直流電源装置蓄電池 2組 (60個/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	直流電源系機能検査	21回施設定期検査より追加
1.機能・性能試験 (作動機能)			1F		○	23回	直流電源系作動検査		
2.簡易点検 (充電)			2回/Y		○	23回	プラント運転中		
計器用電源		4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	インバータ機能検査	
		2.簡易点検 (特性試験)	13M		○	23回			
可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)		2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回		
		2.外観点検	1F		○	23回			
可搬式整流器		2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回		
		2.外観点検	1F		○	23回			
非常用電源設備 [その他の電源装置] その他機器		1式	1.分解点検他	高	6M~180M	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	1.分解点検他		低		13M	○	23回		

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由	変更後	変更前																																																																																																																																														
<p>記載の適正化 (原子炉施設保安規定変更に伴い、消防ポンプから送水車に変更したことにより記載の削除) 変更後は前ページ参照</p>	<p>なし</p>	<p style="text-align: right;">(46/46)</p> <table border="1" data-bbox="346 1804 1848 2418"> <thead> <tr> <th>機器又は系統名</th> <th>実施数(機器名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度</th> <th>保全方式又は頻度</th> <th>今回の実施計画</th> <th>前回実施時期(定検回次)</th> <th>検査名</th> <th>備考 ( )内は適用する設備診断技術</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">土木建築設備</td> <td>原子炉建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高・低</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>外周建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>中間建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>原子炉補助建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>燃料取扱建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>制御建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>1・2号機原子炉補助建屋</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物貯蔵庫</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>低</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td>取水口設備</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>1Y~1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敷地内土木構築物</td> <td>連続地中壁</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>低</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置</td> </tr> <tr> <td>抑止ぐい</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>低</td> <td>1Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置</td> </tr> <tr> <td>プラント総合</td> <td>原子炉及びその附属設備(補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)</td> <td></td> <td>1. 総合性能試験</td> <td>高</td> <td>1F</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>総合負荷性能検査 定期事業者検査起動後</td> </tr> <tr> <td>非常用取水設備 [取水設備]</td> <td>海水取水トンネル</td> <td>1式</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>4Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補機駆動用燃料設備 [燃料貯蔵設備]</td> <td>ガソリン用ドラム缶</td> <td>68個</td> <td>1. 外観点検</td> <td>高</td> <td>2回/Y</td> <td>○</td> <td>23回</td> <td>プラント運転中又は定期事業者検査停止中</td> </tr> </tbody> </table>	機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術	土木建築設備	原子炉建屋	1式	1. 外観点検	高・低	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	外周建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	中間建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	原子炉補助建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	燃料取扱建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	制御建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	燃料取替用水タンク建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	ディーゼル発電機建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	1・2号機原子炉補助建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	固体廃棄物貯蔵庫	1式	1. 外観点検	低	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	取水口設備	1式	1. 外観点検	高	1Y~1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	敷地内土木構築物	連続地中壁	1式	1. 外観点検	低	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置	抑止ぐい	1式	1. 外観点検	低	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置	プラント総合	原子炉及びその附属設備(補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)		1. 総合性能試験	高	1F	○	23回	総合負荷性能検査 定期事業者検査起動後	非常用取水設備 [取水設備]	海水取水トンネル	1式	1. 外観点検	高	4Y	○	23回		補機駆動用燃料設備 [燃料貯蔵設備]	ガソリン用ドラム缶	68個	1. 外観点検	高	2回/Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ( )内は適用する設備診断技術																																																																																																																																								
土木建築設備	原子炉建屋	1式	1. 外観点検	高・低	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	外周建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	中間建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	原子炉補助建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	燃料取扱建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	制御建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	燃料取替用水タンク建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	ディーゼル発電機建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	1・2号機原子炉補助建屋	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	固体廃棄物貯蔵庫	1式	1. 外観点検	低	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
	取水口設備	1式	1. 外観点検	高	1Y~1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								
敷地内土木構築物	連続地中壁	1式	1. 外観点検	低	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置																																																																																																																																								
	抑止ぐい	1式	1. 外観点検	低	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 21回施設定検時に設置																																																																																																																																								
プラント総合	原子炉及びその附属設備(補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)		1. 総合性能試験	高	1F	○	23回	総合負荷性能検査 定期事業者検査起動後																																																																																																																																								
非常用取水設備 [取水設備]	海水取水トンネル	1式	1. 外観点検	高	4Y	○	23回																																																																																																																																									
補機駆動用燃料設備 [燃料貯蔵設備]	ガソリン用ドラム缶	68個	1. 外観点検	高	2回/Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中																																																																																																																																								



変更理由		変更後		変更前																
<p>①記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)</p> <p>②回次の変更 以降の計画について、同修正を実施</p> <p>③定検工程の反映 以降の計画について同修正を実施</p> <p>④書類体裁変更に伴うページ数の変更 以降の計画について、同修正を実施</p>		<p>②</p> <p>高浜発電所3号機 第2-5回定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>1/35</p>		<p>②</p> <p>高浜発電所3号機 第2-4回定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>1/31</p>																
<p>主要工程</p> <p>RCS水位</p>		<p>主要工程</p> <p>RCS水位</p>		<p>主要工程</p> <p>RCS水位</p>																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
未境界維持機能	第20条 停止余裕	モード3, 4	・停止余裕: 1.0% Δ/k 以上	-	×	×														
	モード5	・停止余裕: 1.0% Δ/k 以上	-				×	×												
	第22条 減速材温度係数	モード3	・減速材温度係数: $-78 \times 10^3 \Delta/k/^\circ C$ 以上	-	×															
	第55条 ほう酸注入タンク	モード3	・ほう酸注入タンクほう酸濃度: 21000ppm 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量(有効水量): 3.4m <sup>3</sup> 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 65℃ 以上	・ほう酸注入タンク	×															
	第81条 1次冷却材中のほう酸濃度	モード6	・1次冷却材中のほう酸濃度: 2800ppm 以上	-					×	×		×	×							
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	第50条 1次冷却材中のよう素131濃度	モード3(1次冷却材温度が260℃以上)	・1次冷却材中のよう素131濃度: $6.2 \times 10^9 \text{Bq/cm}^3$ 以下	-	Δ														Δ	
	第56条 原子炉格納容器	モード3, 4	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力: 9.9Pa <sub>abs</sub> 以下 (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能(原子炉格納容器エアロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること、モード4の原子炉格納容器バージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、適用しない。) (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能(閉止可能(閉止状態であることを含む))	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁	×	Δ										×		×	×	
	第57条 原子炉格納容器真空逃げし系	モード3, 4	・原子炉格納容器真空逃げし系: 2系統動作可能(真空逃げし機能が確保されていること)	・原子炉格納容器真空逃げし弁	×	×											×		×	×
	第58条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3, 4	(1) 原子炉格納容器スプレイ系: 2系統動作可能 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量 ・苛性ソーダ濃度: 30wt%以上 ・苛性ソーダ溶液量(有効水量): 11.7m <sup>3</sup> 以上 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の運転上の制限も確認。	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	×	×										×		×	×	
	第59条 アニユラス空気浄化系	モード3, 4	・アニユラス空気浄化系: 2系統動作可能(Aアニユラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-11)の運転上の制限も確認)	・アニユラス空気浄化系	×	×											×		×	×
	第60条 アニユラス	モード3, 4	・アニユラスの機能が健全であること(アニユラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない)	・アニユラス	Δ	Δ											Δ		Δ	Δ

変更前

変更後

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

2/35

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	第71条 安全補機室空気浄化系	モード3, 4	・安全補機室空気浄化系: 2系統動作可能	・安全補機室空気浄化系	x	x										x		x	x
放射線物質放出の防止機能	第34条(表34-8) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・燃料建屋空気浄化系自動制御回路: 2系統 ・手動起励: 1チャンネル ・燃料落下検知: 2チャンネル (照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除外)	・燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第72条 燃料取扱建屋空気浄化系	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・燃料取扱建屋空気浄化系: 2系統動作可能(照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は適用しない)	・燃料取扱建屋空気浄化系	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第82条 原子炉キャビティ水位	モード6(キャビティ高水位)	・原子炉キャビティ水位: EL31.4m以上(原子炉格納容器内の燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位引きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない)		・1次冷却材系統						△		△							
第83条の2 原子炉格納容器貫通部	モード5, 6		(1) 機器ハッチが全ポートで閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することを許容する。この場合、運転上の制限を満足してはならない。) ・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%の範囲にある場合 ・原子炉キャビティ水位がEL31.4m以上である場合 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能(閉止状態であることを含む) (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること(閉止状態であることを含む)、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはならない。)	・原子炉格納容器機器ハッチ ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器貫通部															
原子炉停止後の除熱機能	第84条 使用済燃料ピットの水位および水温	全モード	・使用済燃料ピット水位: EL31.4m以上(照射済燃料の移動を行っていない場合は適用しない) ・使用済燃料ピット水温: 65℃以下	・使用済燃料ピット ・使用済燃料ピット冷却系	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第37条 1次冷却系	モード3	(1) 制御棒の引き抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中 (2) 制御棒の引き抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中  蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

2/31

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
	アニュラス		格納容器エアロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない)																
	第71条 安全補機室空気浄化系	モード3, 4	・安全補機室空気浄化系: 2系統動作可能	・安全補機室空気浄化系	x	x										x		x	x
放射線物質放出の防止機能	第34条(表34-8) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・燃料建屋空気浄化系自動制御回路: 2系統 ・手動起励: 1チャンネル ・燃料落下検知: 2チャンネル (照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除外)	・燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第72条 燃料取扱建屋空気浄化系	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・燃料取扱建屋空気浄化系: 2系統動作可能(照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は適用しない)	・燃料取扱建屋空気浄化系	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第82条 原子炉キャビティ水位	モード6(キャビティ高水位)	・原子炉キャビティ水位: EL31.4m以上(原子炉格納容器内の燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位引きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない)		・1次冷却材系統						△		△							
第83条の2 原子炉格納容器貫通部	モード5, 6		(1) 機器ハッチが全ポートで閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することを許容する。この場合、運転上の制限を満足してはならない。) ・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10~30%である場合 ・原子炉キャビティ水位がEL31.4m以上である場合 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能(閉止状態であることを含む) (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること(閉止状態であることを含む)、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはならない。)	・原子炉格納容器機器ハッチ ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器貫通部															
原子炉停止後の除熱機能	第84条 使用済燃料ピットの水位および水温	全モード	・使用済燃料ピット水位: EL31.4m以上(照射済燃料の移動を行っていない場合は適用しない) ・使用済燃料ピット水温: 65℃以下	・使用済燃料ピット ・使用済燃料ピット冷却系	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	第37条 1次冷却系	モード3	(1) 制御棒の引き抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中 (2) 制御棒の引き抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中	・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 3/31

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第38条 1次冷却系	モード4	①	高気圧発生による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認。 高気圧発生による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・高気圧発生 ・1次冷却材ポンプ		x											x		x
第39条 1次冷却系	モード5-1 (1次冷却系満水)	①	(1) 余熱除去系1系統が「運転中」 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の高気圧発生時の水位(検出)が計器スパンの5%以上であること ※: 計画的にモード4に加熱する場合は、高気圧発生1基以上の水位(検出)が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・高気圧発生 ・1次冷却材システム			x								x		x		
第40条 1次冷却系	モード5-2 (1次冷却系非満水)	①	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 ・1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は2時間以内に全ての余熱除去系を隔離することを許容 ・ポンプの切替を行う場合は、abcの全てを満足させることを条件に15分以内に全ての余熱除去ポンプを停止することを許容 a. 炉心出口温度が飽和温度より56℃以上下回るように維持されていること b. 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・1次冷却材システム				x						x		x			
第41条 1次冷却系	モード6-2 (キャビティ高水位)	①	(1) 余熱除去系1系統以上が運転中(1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間間隔で、余熱除去ポンプを停止することを許容) (2) 1次冷却材温度: 60℃以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・1次冷却材システム						x			x						
第42条 1次冷却系	モード6-1 (キャビティ低水位)	①	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中(キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であることを条件に、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容) (2) 1次冷却材温度: 60℃以下	・余熱除去システム ・1次冷却材システム						x			x						
第61条 主蒸気安全弁	モード3(原子炉起動時のモード3から主蒸気安全弁機能検査完了までを除く)	②	主蒸気安全弁が蒸気発生器間に下記の制限以上動作可能(原子炉出力29%以下: 2割)	・主蒸気安全弁	x														△
第62条 主蒸気隔離弁	モード3	②	主蒸気隔離弁が閉止可能(閉止状態にある場合は、適用しない)	・主蒸気隔離弁	△														△

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 3/35

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第38条 1次冷却系	モード4	①	高気圧発生による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認。 高気圧発生による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・高気圧発生 ・1次冷却材ポンプ		x											x		x
第39条 1次冷却系	モード5-1 (1次冷却系満水)	①	(1) 余熱除去系1系統が「運転中」 (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の高気圧発生時の水位(検出)が計器スパンの5%以上であること ※: 計画的にモード4に加熱する場合は、高気圧発生1基以上の水位(検出)が計器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・高気圧発生 ・1次冷却材システム			x								x		x		
第40条 1次冷却系	モード5-2 (1次冷却系非満水)	①	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 ・1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は2時間以内に全ての余熱除去系を隔離することを許容 ・ポンプの切替を行う場合は、abcの全てを満足させることを条件に15分以内に全ての余熱除去ポンプを停止することを許容 a. 炉心出口温度が飽和温度より56℃以上下回るように維持されていること b. 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・1次冷却材システム				x						x		x			
第41条 1次冷却系	モード6-2 (キャビティ高水位)	①	(1) 余熱除去系1系統以上が運転中(1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間間隔で、余熱除去ポンプを停止することを許容) (2) 1次冷却材温度: 60℃以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去システム ・1次冷却材システム						x			x						
第42条 1次冷却系	モード6-1 (キャビティ低水位)	①	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中(キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であることを条件に、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容) (2) 1次冷却材温度: 60℃以下	・余熱除去システム ・1次冷却材システム						x			x						

変更理由

- ①記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)
- ②記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は次ページ参照

変更理由

①記載の適正化  
 (プラント4基運転を見据えた保安  
 規定改正に伴う反映)  
 変更前は前ページを参照

②記載の適正化  
 (プラント4基運転を見据えた保安  
 規定改正に伴う反映)  
 変更後は次ページ参照

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

4/35

主要工程																				
RCS水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容 (2) 1次冷却材温度: 65℃以下 蒸気発生器が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認																	
第61条	主蒸気安全弁	モード3(原子炉起動時のモード3から主蒸気安全弁機能検査完了までを除く)	主蒸気安全弁が蒸気発生器下部配の開放以上動作可能 原子炉出力25%以下: 2種	主蒸気安全弁	×															△
第62条	主蒸気隔離弁	モード3	主蒸気隔離弁が閉止可能(閉止状態にある場合は、適用しない)	主蒸気隔離弁	△															△
第63条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード3	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能(閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない)	主給水隔離弁 主給水制御弁 主給水バイパス制御弁	△															△
第64条	主蒸気過熱器	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気過熱器が手動での開弁ができること 主蒸気過熱器が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認	主蒸気過熱器	×	△										△		△	△	×
第65条	補助給水系	モード3	電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能(タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない) 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	補助給水系 タービン動補助給水ポンプ							×									△
		モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	補助給水系 電動補助給水ポンプ				△									△		△	
第66条	復水タンク	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	復水タンク水量(有効水量): 520m <sup>3</sup> 以上 復水タンク水量(有効水量)を確認する場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	復水タンク	×	△										△		△	△	×

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

4/31

主要工程																				
RCS水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第63条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード3	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能(閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない)	主給水隔離弁 主給水制御弁 主給水バイパス制御弁		△														△
第64条	主蒸気過熱器	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気過熱器が手動での開弁ができること 主蒸気過熱器が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認	主蒸気過熱器	×	△										△		△	△	×
第65条	補助給水系	モード3	電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能(タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない) 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	補助給水系 タービン動補助給水ポンプ							×									△
		モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認	補助給水系 電動補助給水ポンプ				△									△		△	
第66条	復水タンク	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	復水タンク水量(有効水量): 520m <sup>3</sup> 以上 復水タンク水量(有効水量)を確認する場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	復水タンク	×	△										△		△	△	×
第51条	蓄圧タンク	モード3(1次冷却材圧力が3.8MPa(gage)程度) (原子炉起動時のモード3(1次冷却材圧力が3.8MPa(gage))を超えた時点)から、全ての出口弁が全閉となるまでの間は除く	(1) ほう素濃度、ほう素水量、圧力が制限値内 蓄圧タンクほう素濃度: 300ppm以上 蓄圧タンクほう素水量(有効水量): 280m <sup>3</sup> 以上 蓄圧タンク圧力: 4.0MPa(gage)以上 (2) 蓄圧タンク出口弁全閉 蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁																△
第52条	非常用炉心冷却系	モード3	(1) 高圧注入系: 2系統動作可能(弁閉閉点検を行う場合2時間に限り適用しない) (2) 低圧注入系: 2系統動作可能(弁閉閉点検を行う場合2時間に限り適用しない) 高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	高圧注入系 低圧注入系	×															×



変更理由

- ①記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照
- ②記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 6/35

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第44条 加圧器安全弁	モード3、4(1次冷却材温度130℃超)	モード3、4	・加圧器安全弁 全てが動作可能 (3箇のうち1箇所は17.16MPa(gage)以下 他は17.31MPa(gage)以下)	・加圧器安全弁	×	△										△		△	×
第45条 加圧器過熱弁	モード3	モード3	・加圧器過熱弁 全てが動作可能(動作不能時は、第85条(表85-3)および第85条の2(表85の2-2)の運転上の制限も参照) ・加圧器過熱弁弁元弁 全てが動作可能	・加圧器過熱弁 ・加圧器過熱弁弁元弁	×														×
第46条 低過熱加圧防護	モード4(1次冷却材温度130℃以下、ただし加圧器過熱弁が低圧設定になるまでの間を除く)、5、6(原子炉容器の蓋が閉められている場合)	モード3、4、5	(1)-1 2台の加圧器過熱弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器過熱弁弁元弁が閉状態 または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプ1台以下(ポンプの切替を行う場合15分に限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することを許容) および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること(蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に開閉解除を許容)	・加圧器過熱弁 ・加圧器過熱弁弁元弁 ・加圧器安全弁 ・充てん/高圧注入ポンプ ・蓄圧タンク出口弁 ・蓄圧タンク				△	×	×	△			△	×	×	△	×	△
第47条 1次冷却材漏れ率	モード3、4	モード3、4	・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏れ率のうち原子炉冷却材圧力/ワンダリからの漏れでないことが確認されていない漏れ率(未確認の漏れ率)0.23m <sup>3</sup> /h以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏れ率のうち原子炉冷却材圧力/ワンダリからの漏れでないことが確認されているが1次冷却系からの漏れでないことが確認されていない漏れ率(原子炉冷却材圧力/ワンダリ以外からの漏れ率)2.3m <sup>3</sup> /h以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能	・1次冷却材系統 ・原子炉格納容器サンプ水位計 ・凝縮液量測定装置	×	×										×		×	×
第48条 蒸気発生器細管漏れ監視	モード3、4	モード3、4	・蒸気発生器細管に漏れがないこと ・蒸気発生器細管漏れ監視装置(蒸気発生器ブローダウン水モニタ)が動作可能(プラント状態により監視ができない場合、または洗浄中を除く)	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ	×	×										×		×	×
第49条 余熱除去系への漏れ監視	モード3、4(余熱除去系隔離弁が閉じている場合)	モード3、4	・1次冷却系から余熱除去系への漏れがないこと(余熱除去系の過熱弁が動作していないこと)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系の過熱弁	×	△										△		△	×
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	第34条(表34-2)原子炉保護系計装	モード3、4、5(原子炉トリップレバが閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)	・原子炉保護系論理回路:2系統 ・手動原子炉トリップ:2チャンネル ・中性子源領域中性子実高:2チャンネル(「中間領域中性子実高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることを許容。「中性子源領域停止時中性子実高」の警報を設定する場合は、残り1チャンネルをバイパスすることを許容。)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△						△	△	△	△	△	△

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 6/31

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第46条 低過熱加圧防護	モード4(1次冷却材温度130℃以下、ただし加圧器過熱弁が低圧設定になるまでの間を除く)、5、6(原子炉容器の蓋が閉められている場合)	モード3、4、5	(1)-1 2台の加圧器過熱弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器過熱弁弁元弁が閉状態 または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプ1台以下(ポンプの切替を行う場合15分に限り、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することを許容) および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること(蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に開閉解除を許容)	・加圧器過熱弁 ・加圧器過熱弁弁元弁 ・加圧器安全弁 ・充てん/高圧注入ポンプ ・蓄圧タンク出口弁 ・蓄圧タンク				△	×	×	△			△	×	×	△	×	△
第47条 1次冷却材漏れ率	モード3、4	モード3、4	・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏れ率のうち原子炉冷却材圧力/ワンダリからの漏れでないことが確認されていない漏れ率(未確認の漏れ率)0.23m <sup>3</sup> /h以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏れ率のうち原子炉冷却材圧力/ワンダリからの漏れでないことが確認されているが1次冷却系からの漏れでないことが確認されていない漏れ率(原子炉冷却材圧力/ワンダリ以外からの漏れ率)2.3m <sup>3</sup> /h以下 ・原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置(健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は、除く)が動作可能	・1次冷却材系統 ・原子炉格納容器サンプ水位計 ・凝縮液量測定装置	×	×										×		×	×
第48条 蒸気発生器細管漏れ監視	モード3、4	モード3、4	・蒸気発生器細管に漏れがないこと ・蒸気発生器細管漏れ監視装置(蒸気発生器ブローダウン水モニタ)が動作可能(プラント状態により監視ができない場合、または洗浄中を除く)	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ	×	×										×		×	×
第49条 余熱除去系への漏れ監視	モード3、4(余熱除去系隔離弁が閉じている場合)	モード3、4	・1次冷却系から余熱除去系への漏れがないこと(余熱除去系の過熱弁が動作していないこと)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系の過熱弁	×	△										△		△	×
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	第34条(表34-2)原子炉保護系計装	モード3、4、5(原子炉トリップレバが閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)	・原子炉保護系論理回路:2系統 ・手動原子炉トリップ:2チャンネル ・中性子源領域中性子実高:2チャンネル(「中間領域中性子実高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることを許容。「中性子源領域停止時中性子実高」の警報を設定する場合は、残り1チャンネルをバイパスすることを許容。)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△						△	△	△	△	△	△

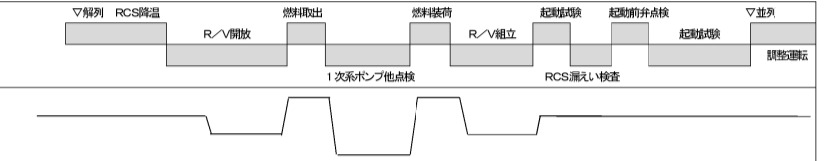

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 8/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			ことを許容。(表34)において同じ)																	
		モード3	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉格納容器圧力高(高-1):3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高:各主蒸気ライン毎3チャンネル (原子炉格納容器スプレイ系) (原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器圧力異常高(高-3):4チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離B ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)	(主蒸気ライン隔離) ・主蒸気ライン隔離動作確認回路:2系統 <sup>1)</sup> ・手動起動:2チャンネル ・原子炉格納容器圧力異常高(高-2):3チャンネル ・主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致:モード3(P-12組)(非常用炉心冷却系)参照	・主蒸気ライン隔離 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(主給水隔離弁、主給水制御弁、主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く)	(給水隔離) ・給水隔離動作確認回路:2系統 <sup>1)</sup> ・蒸気発生器水位異常高:1基あたり3チャンネル ・非常用炉心冷却系動作:本表の要求モードモード3、4、「モード3」、「モード3(P-11以上)」、「モード3(P-12組)」の非常用炉心冷却系参照 ・1次冷却材平均温度低(1次冷却材平均温度低:3チャンネルと本表の保安規定条文の「第34条(表34-2)原子炉保護系設計」のモード3、4、5(原子炉トリップリヤ断器が閉止、制御棒の引き抜きが行える場合)参照	・給水隔離 ・非常用炉心冷却系 ・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(P-11以上)	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉圧力低(3チャンネル)と加圧器水位低(3チャンネル)の一致 (インターロック) ・P-11(加圧器圧力):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(P-12組)	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・主蒸気ライン流量高(各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気ライン圧力低(各主蒸気ライン毎4チャンネル <sup>2)</sup> )または1次冷却材平均温度異常低(3チャンネル)の一致 (インターロック) ・P-12(1次冷却材平均温度):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン																

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 8/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			ことを許容。(表34)において同じ)																	
		モード3	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉格納容器圧力高(高-1):3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高:各主蒸気ライン毎3チャンネル (原子炉格納容器スプレイ系) (原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器圧力異常高(高-3):3チャンネル(残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる)	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離B ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)	(主蒸気ライン隔離) ・主蒸気ライン隔離動作確認回路:2系統 <sup>1)</sup> ・手動起動:2チャンネル ・原子炉格納容器圧力異常高(高-2):3チャンネル ・主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致:モード3(P-12組)(非常用炉心冷却系)参照	・主蒸気ライン隔離 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(主給水隔離弁、主給水制御弁、主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く)	(給水隔離) ・給水隔離動作確認回路:2系統 <sup>1)</sup> ・蒸気発生器水位異常高:1基あたり3チャンネル ・非常用炉心冷却系動作:本表の要求モードモード3、4、「モード3」、「モード3(P-11以上)」、「モード3(P-12組)」の非常用炉心冷却系参照 ・1次冷却材平均温度低(1次冷却材平均温度低:3チャンネルと本表の保安規定条文の「第34条(表34-2)原子炉保護系設計」のモード3、4、5(原子炉トリップリヤ断器が閉止、制御棒の引き抜きが行える場合)参照	・給水隔離 ・非常用炉心冷却系 ・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(P-11以上)	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉圧力低(3チャンネル)と加圧器水位低(3チャンネル)の一致 (インターロック) ・P-11(加圧器圧力):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン																
		モード3(P-12組)	(非常用炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・主蒸気ライン流量高(各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気ライン圧力低(各主蒸気ライン毎4チャンネル <sup>2)</sup> )または1次冷却材平均温度異常低(3チャンネル)の一致 (インターロック) ・P-12(1次冷却材平均温度):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン																

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

変更理由	<p style="text-align: center;">①記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)</p> <p style="text-align: center;">②記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)</p> <p style="text-align: center;">変更後は次ページを参照</p>																																																																																																																																																																																																																																															
変更後	<p style="text-align: center;">高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">9/35</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">主要工程</p> <p style="text-align: center;">RCS水位</p> <p style="text-align: center;">キャビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー</p> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保安規定条文</th> <th>要求モード</th> <th>要求内容</th> <th>関連設備</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>5-2</th> <th>6-1</th> <th>6-2</th> <th>モード外</th> <th>6-2</th> <th>6-1</th> <th>5-2</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">安全上特に重要な関連機能 (電源供給)</td> <td rowspan="3">第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照</td> <td>モード3, 4</td> <td>・(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 2系統<sup>1)</sup></td> <td>・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中</td> <td>(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 1系統</td> <td>・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>△</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中</td> <td>(ディーゼル発電機起動計装) ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(所要の母線あたり)</td> <td>・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>△</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 第73条の3 外部電源</td> <td rowspan="3">モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間</td> <td>(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の断線率は適用しない)</td> <td>・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条 ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">モード3, 4</td> <td>(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)</td> <td>・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m<sup>3</sup>以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第75条 ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">モード5, 6, モード外</td> <td>(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)</td> <td>・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m<sup>3</sup>以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>															項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	モード3, 4	・(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 2系統 <sup>1)</sup>	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x													x	x	モード5, 6および照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 1系統	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン			x	x	x	x	△	x	x	x	x	x						モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(所要の母線あたり)	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x	x	x	x	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	② 第73条の3 外部電源	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の断線率は適用しない)	・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																				(3) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																					第74条 ディーゼル発電機	モード3, 4	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	x	x														x	x	(2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																				第75条 ディーゼル発電機	モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			(2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																																																																																																																																																																																																																													
安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	モード3, 4	・(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 2系統 <sup>1)</sup>	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x													x	x																																																																																																																																																																																																																												
		モード5, 6および照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 1系統	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン			x	x	x	x	△	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																																
		モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(所要の母線あたり)	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x	x	x	x	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																											
② 第73条の3 外部電源	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の断線率は適用しない)	・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																												
		(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																																																																																																																																																																																																																																														
		(3) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																																																																																																																																																																																																																																														
第74条 ディーゼル発電機	モード3, 4	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	x	x														x	x																																																																																																																																																																																																																												
		(2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																																																																																																																																																																																																																																														
第75条 ディーゼル発電機	モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																														
		(2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																																																																																																																																																																																																																																														
変更前	<p style="text-align: center;">高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">9/31</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">主要工程</p> <p style="text-align: center;">RCS水位</p> <p style="text-align: center;">キャビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー</p> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保安規定条文</th> <th>要求モード</th> <th>要求内容</th> <th>関連設備</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>5-2</th> <th>6-1</th> <th>6-2</th> <th>モード外</th> <th>6-2</th> <th>6-1</th> <th>5-2</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">安全上特に重要な関連機能 (電源供給)</td> <td rowspan="3">第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照</td> <td>モード3, 4</td> <td>・(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 2系統<sup>1)</sup></td> <td>・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および照射済燃料移動中</td> <td>(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 1系統</td> <td>・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>△</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中</td> <td>(ディーゼル発電機起動計装) ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(所要の母線あたり)</td> <td>・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>△</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 第73条の3 外部電源</td> <td rowspan="3">モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間</td> <td>(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の断線率は適用しない)</td> <td>・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条 ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">モード3, 4</td> <td>(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)</td> <td>・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> </tr> <tr> <td>(2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m<sup>3</sup>以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第75条 ディーゼル発電機</td> <td rowspan="2">モード5, 6, モード外</td> <td>(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)</td> <td>・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク</td> <td></td> <td></td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td>x</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m<sup>3</sup>以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>															項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	モード3, 4	・(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 2系統 <sup>1)</sup>	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x													x	x	モード5, 6および照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 1系統	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン			x	x	x	x	△	x	x	x	x	x						モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(所要の母線あたり)	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x	x	x	x	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	② 第73条の3 外部電源	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の断線率は適用しない)	・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																				(3) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																				第74条 ディーゼル発電機	モード3, 4	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	x	x														x	x	(2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																				第75条 ディーゼル発電機	モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			(2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																																																																																																																																																																																																																													
安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	モード3, 4	・(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 2系統 <sup>1)</sup>	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x													x	x																																																																																																																																																																																																																												
		モード5, 6および照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・ディーゼル発電機起動計装回路: 1系統	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン			x	x	x	x	△	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																																
		モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機起動計装) ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(所要の母線あたり)	・ディーゼル発電機起動計装 ・左記信号検出, 伝送ライン	x	x	x	x	x	x	△	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																											
② 第73条の3 外部電源	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の断線率は適用しない)	・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																												
		(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																																																																																																																																																																																																																																														
		(3) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線と別個に独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の二階において1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のみにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなす)																																																																																																																																																																																																																																														
第74条 ディーゼル発電機	モード3, 4	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	x	x														x	x																																																																																																																																																																																																																												
		(2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																																																																																																																																																																																																																																														
第75条 ディーゼル発電機	モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(所要の電力供給が可能なものを用い、複数の号炉で共用することができる。非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能の場合、他の号炉のディーゼル発電機または移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。))1基を含めることができる)	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタンク			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																																																																																																																																														
		(2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)																																																																																																																																																																																																																																														



変更前

なし

変更後

**高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画** 10/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第73条 外部電源		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する種々の非常用高圧母線全てに対して電力供給ができる発電所外からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の瞬時時は適用しない) (2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの発電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。1つの発電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有しているとみなす)	・外部電源 ・起動変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第74条 ディーゼル発電機		モード3, 4	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタング貯油量(保有油量): 110m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間適用しない)  ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタング	x	x											x		x	x
第75条 ディーゼル発電機		モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機(非常用発電機とは所要の電力供給が可能ともをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。)) (2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタング貯油量(保有油量): 110m <sup>3</sup> 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間適用しない)  ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタング			x	x	x	x	x	x	x	x	x					x
第76条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気		モード3, 4, 5, 6, モード外	・所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そう油量(保有油量): 226m <sup>3</sup> 以上 ・所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量): 38m <sup>3</sup> 以上 <sup>※</sup> ・所要のディーゼル発電機の始動用空気ため圧力: 2.45MPa(gage)以上 <sup>※</sup>  ※: 予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない、ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間適用しない。  燃料油貯油そう油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認	・ディーゼル発電機燃料油貯油そう ・ディーゼル発電機潤滑油タンク ・ディーゼル発電機始動用空気ため	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第77条 非常用直流電源		モード3, 4	・非常用直流電源: 2系統(蓄電池(安全防護系用)および充電器(充電器または後継充電器のいずれかぞい)、両方が機能表)	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池	x	x											x		x	x

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照

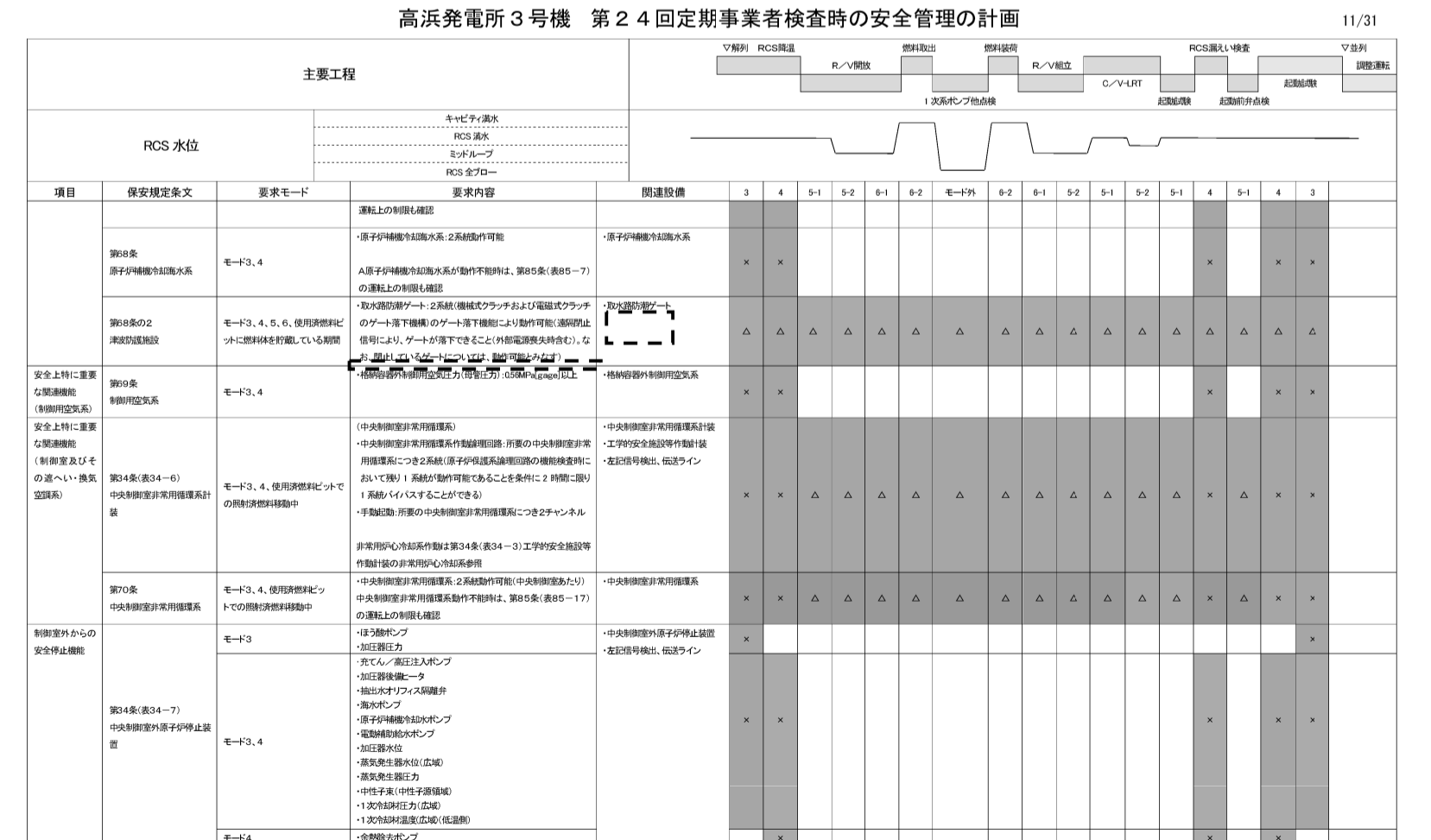
変更理由

記載の適正化  
(プラットフォーム4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)

変更後



変更前



変更前

なし

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 12/35

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			衛星電話(非業務用)と兼用する衛星電話(固定)が動作不能時は、第85条(表85-20)の制限も確認																
安全上特に重要な関連機能(制御用空気系)	第69条 制御用空気系	モード3, 4	・燃料容器外制御用空気圧力(母管圧力): 0.58MPa(gage)以上	・燃料容器外制御用空気系	x	x											x		x
安全上特に重要な関連機能(制御室及びその近へい・換気空気系)	第34条(表34-6) 中央制御室非常用循環系計装	モード3, 4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	(中央制御室非常用循環系) ・中央制御室非常用循環系作動制御回路 所定の中央制御室非常用循環系につき2系統(原子炉保護系統制御回路の機能検査時において残)1系統が動作可能であることを条件に2時間(残)1系統バイパスすることができる ・手動起動 所定の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル 非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	・中央制御室非常用循環系計装 ・工学的安全施設等作動計装 ・左記信号検出、伝送ライン	x	x	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x	△	x	x
	第70条 中央制御室非常用循環系	モード3, 4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系: 2系統動作可能(中央制御室あたり) 中央制御室非常用循環系動作不能時は、第85条(表85-17)の制限上の制限も確認	・中央制御室非常用循環系	x	x	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x	△	x	x
制御室外からの安全停止機能		モード3	・ほう筒ポンプ ・30t圧縮圧力	・中央制御室外原子炉停止装置 ・左記信号検出、伝送ライン	x														x
	第34条(表34-7) 中央制御室外原子炉停止装置	モード3, 4	・充てん/高圧注入ポンプ ・30t圧縮後継ヒータ ・抽出水オアシス隔離弁 ・海水ポンプ ・原子炉冷却機給水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・30t圧縮水位 ・蒸気発生器水位(広域) ・蒸気発生器圧力 ・中性子束(中性子線源域) ・1次冷却材圧力(広域) ・1次冷却材温度(広域)(低温度側)		x	x											x		x
		モード4	・余熱除去ポンプ			x										x		x	

変更理由

記載の適正化  
(プラットフォーム4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

13/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
事故時のプラント状態把握機能	第34条(表34-4) 事故時監視装置	モード3	(1次冷却系計装) <sup>※</sup> ・1次冷却材圧力:2チャンネル ・加圧器水位:2チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(高温側):3チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(低温側):3チャンネル (化学体積制御系計装) <sup>※</sup> ・ほう湯タンク水位:2チャンネル (主蒸気および給水、補助給水系統) <sup>※</sup> ・蒸気ライン圧力:2チャンネル(各ライン) ・復水タンク水位:2チャンネル ・蒸気発生器水位(広域):3チャンネル ・蒸気発生器水位(狭域):2チャンネル(各SG) ・補助給水流量:3チャンネル (燃料取替用水系統) <sup>※</sup> ・燃料取替用水タンク水位:2チャンネル (原子炉格納容器監視計装) <sup>※</sup> ・格納容器水位(広域):2チャンネル ・格納容器水位(狭域):2チャンネル ・格納容器内圧力:2チャンネル ・格納容器内温度:2チャンネル ・格納容器内放射線モニタ(低レンジ):2チャンネル ・格納容器内放射線モニタ(高レンジ):2チャンネル (原子炉補機冷却系計装) <sup>※</sup> ・原子炉補機冷却水サーージタンク水位:2チャンネル (制御用空気系統) <sup>※</sup> ・制御用空気圧力:2チャンネル (安全注入系統) <sup>※</sup> ・高圧安全注入流量:2チャンネル ・低圧安全注入流量:2チャンネル ※:各計装が動作不能時は、第85条(表85-16)の運転上の制限も確認	・事故時監視計装 ・左記信号機出、伝送ライン																
重大事故等対処設備	第85条(表85-3-1)の2) 1次冷却系のフィードアンドブリード	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧器過かし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能 【 <b>充てん/高圧注入ポンプ:2台</b> 】 【 <b>加圧器過かし弁:3台</b> 】 【 <b>燃料取替用水タンク</b> 】 (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める)】	・充てん/高圧注入ポンプ ・燃料取替用水タンク ・加圧器過かし弁																

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

12/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
事故時のプラント状態把握機能	第34条(表34-4) 事故時監視装置	モード3	(1次冷却系計装) <sup>※</sup> ・1次冷却材圧力:2チャンネル ・加圧器水位:2チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(高温側):3チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(低温側):3チャンネル (化学体積制御系計装) <sup>※</sup> ・ほう湯タンク水位:2チャンネル (主蒸気および給水、補助給水系統) <sup>※</sup> ・蒸気ライン圧力:2チャンネル(各ライン) ・復水タンク水位:2チャンネル ・蒸気発生器水位(広域):3チャンネル ・蒸気発生器水位(狭域):2チャンネル(各SG) ・補助給水流量:3チャンネル (燃料取替用水系統) <sup>※</sup> ・燃料取替用水タンク水位:2チャンネル (原子炉格納容器監視計装) <sup>※</sup> ・格納容器水位(広域):2チャンネル ・格納容器水位(狭域):2チャンネル ・格納容器内圧力:2チャンネル ・格納容器内温度:2チャンネル ・格納容器内放射線モニタ(低レンジ):2チャンネル ・格納容器内放射線モニタ(高レンジ):2チャンネル (原子炉補機冷却系計装) <sup>※</sup> ・原子炉補機冷却水サーージタンク水位:2チャンネル (制御用空気系統) <sup>※</sup> ・制御用空気圧力:2チャンネル (安全注入系統) <sup>※</sup> ・高圧安全注入流量:2チャンネル ・低圧安全注入流量:2チャンネル ※:各計装が動作不能時は、第85条(表85-16)の運転上の制限も確認	・事故時監視計装 ・左記信号機出、伝送ライン																
重大事故等対処設備	第85条(表85-3-1)の1) 1次系のフィードアンドブリード	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧器過かし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能 【 <b>充てん/高圧注入ポンプ:2台</b> 】 【 <b>燃料取替用水タンク</b> 】 (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める)】 【 <b>加圧器過かし弁:3台</b> 】	・充てん/高圧注入ポンプ ・燃料取替用水タンク ・加圧器過かし弁																

変更理由

①記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

②記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は次ページを参照

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

14/35

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
①	第5条(表85-4-1の2) 炉心注水-非常用炉心冷却系	モード3, 4, 5, 6	(1) 高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) (2) 低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) ・充てん/高圧注入ポンプ: 1台 ・余熱除去ポンプ: 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める)	・充てん/高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・燃料取替用水タンク	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x
①	第5条(表85-4-2の2) 炉心注水-高圧注入系	モード3, 4, 5, 6	(1) 蓄圧タンクほう素濃度: 2800ppm 以上 (2) 蓄圧タンクほう素水量(有効水量): 29.0m <sup>3</sup> 以上(1基あたり) (3) 蓄圧タンク圧力: 4.0MPa[gage] 以上(モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 超の場合) (4) 蓄圧タンク圧力: 1.0MPa[gage] 以上(モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 以下の場合) (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができること) (6) 蓄圧タンク: 3基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 超の場合) (7) 蓄圧タンク: 2基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 以下の場合), 4, 5, 6の場合)	・蓄圧タンク	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△
①	第5条(表85-4-3の2) 代替炉心注水-B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	モード3, 4, 5, 6	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) ・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却): 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85-14-2において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却) ・燃料取替用水タンク ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

13/31

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
①	第5条(表85-4-1) 炉心注水-非常用炉心冷却系	モード3, 4, 5, 6	(1) 高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) (2) 低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) ・充てん/高圧注入ポンプ: 1台 ・余熱除去ポンプ: 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める)	・充てん/高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・燃料取替用水タンク	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x
①	第5条(表85-4-2) 炉心注水-蓄圧タンク	モード3, 4, 5, 6	(1) 蓄圧タンクほう素濃度: 2800ppm 以上 (2) 蓄圧タンクほう素水量(有効水量): 29.0m <sup>3</sup> 以上(1基あたり) (3) 蓄圧タンク圧力: 4.0MPa[gage] 以上 (4) 蓄圧タンク出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができること) ・蓄圧タンク: 3基(モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 超の場合) ・蓄圧タンク: 2基(モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 以下の場合), 4, 5, 6の場合)	・蓄圧タンク	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△
①	第5条(表85-4-3) 代替炉心注水-B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	モード3, 4, 5, 6	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) ・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却): 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85-14-4において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却) ・燃料取替用水タンク ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x
②	第5条(表85-4-4) 代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS接続ライン使用)による代替炉心注水	モード3, 4, 5, 6	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること, または運転中であること) ・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS接続ライン使用): 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める)	・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS接続ライン使用) ・燃料取替用水タンク	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x

変更前

変更後

変更理由

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 14/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
②	第85条(表85-4-5) 代替炉心注水-可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水-	モード3, 4, 5, 6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ: 1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用): 1台×2 ・電動ポンプ: 2台×2 (表85-12-1および表85-14-1とは別に確定) ・変圧組立式火櫃: 1台×2 ・ガソリン用フラム: 1台 (表85-12-4)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・電動ポンプ ・変圧組立式火櫃 ・ガソリン用フラム ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
②	第85条(表85-4-6) 代替再循環	モード3, 4, 5, 6	(1) A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること、または運転中であること) (2) B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること、または運転中であること) ・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用): 1台 ・A格納容器スプレイ冷却器: 1基 ・A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁: 1台 ・格納容器再循環サンプ: 1基 ・格納容器再循環サンプスクリーン: 1基 ・B余熱除去ポンプ(海水冷却): 1台 ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却): 1台 ・大容量ポンプ (表85-7-2)において運転上の制限を定める ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める ・タンクローリー	・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用) ・A格納容器スプレイ冷却器 ・A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁 ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
③	第85条(表85-5-1) 加圧器運転が可能な状態	モード3	(1) 要素ポンベ(加圧器運転が可能な状態)または可搬式加圧器(加圧器運転が可能な状態)または可搬式加圧器(加圧器運転が可能な状態)による1次冷却系の減圧系が動作可能	・要素ポンベ(加圧器運転が可能な状態) ・可搬式加圧器(加圧器運転が可能な状態)	x															x

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 15/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
①	第85条(表85-4-4の2) 代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水-	モード3, 4, 5, 6	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること) ・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用): 1台 ・燃料油貯油そう (表85-14-3)において運転上の制限を定める	・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用) ・燃料油貯油そう	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
②	第85条(表85-4-5の2) 代替炉心注水-可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水-	モード3, 4, 5, 6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ: 1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用): 1台×2 ・電動ポンプ: 2台×2 (表85-12-1および表85-14-1とは別に確定) ・変圧組立式火櫃: 1台×2 ・ガソリン用フラム: 1台 (表85-12-4)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・電動ポンプ ・変圧組立式火櫃 ・ガソリン用フラム ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
②	第85条(表85-4-6の2) 代替再循環	モード3, 4, 5, 6	(1) A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること、または運転中であること) (2) B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)でできること、または運転中であること) ・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用): 1台 ・A格納容器スプレイ冷却器: 1基 ・A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁: 1台 ・格納容器再循環サンプ: 2基 ・格納容器再循環サンプスクリーン: 2基 ・B余熱除去ポンプ(海水冷却): 1台 ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却): 1台 ・大容量ポンプ (表85-7-2)において運転上の制限を定める ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める	・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用) ・A格納容器スプレイ冷却器 ・A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁 ・格納容器再循環サンプ ・格納容器再循環サンプスクリーン ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・大容量ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	

①記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照

②記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

③記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は次ページを参照

変更前

変更後

変更理由

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 15/31

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
①	第85条(表85-6-1)	モード3, 4, 5, 6	原子炉格納容器スレイ系 ・格納容器スレイポンプ: 1台 ・燃料取替用水タンク 【表85-14-3において運転上の制限を定める】	・格納容器スレイポンプ ・燃料取替用水タンク	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x
②	第85条(表85-6-2)	モード3, 4, 5, 6	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スレイ系が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ: 1台 ・空冷式非常用発電装置 【表85-15-11において運転上の制限を定める】 ① ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 【表85-14-2において運転上の制限を定める】 ② ・燃料取替用水タンク 【表85-14-2において運転上の制限を定める】 ③ ・燃料取替用水タンク 【表85-14-3において運転上の制限を定める】 ④ ・タンクローリー 【表85-14-2において運転上の制限を定める】 ⑤	・恒設代替低圧注水ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・燃料取替用水タンク ① ・送水タンク ② ・燃料取替用水タンク ③ ・燃料取替用水タンク ④ ・タンクローリー ⑤	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x
③	第85条(表85-6-3)	モード3, 4, 5, 6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スレイ系2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ: 1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用): 1台×2 ・用弁ポンプ: 2台×2 【表85-12-1および表85-14-1とは別に確認】	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・用弁ポンプ ・駆動用立式水櫃 ⑥ ・ガソリン用トラック ⑦	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 16/35

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
①	第85条(表85-5-1の2)	モード3	加圧器過熱防止による減圧 【表85-15-7の2において運転上の制限を定める】 ・タンクローリー 【表85-15-7の2において運転上の制限を定める】 ※A 格納容器スレイポンプ(RHPS-CSS 連続ライン使用)を用いる再循環用1基およびB 余熱除去ポンプ(海水冷却)を用いる再循環用1基	・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x														x
②	第85条(表85-6-1の2)	モード3, 4, 5, 6	原子炉格納容器スレイ系(よう素除去薬品タンクを除く)の1系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること) ・格納容器スレイポンプ: 1台 ・燃料取替用水タンク 【表85-14-3において運転上の制限を定める】	・格納容器スレイポンプ ・燃料取替用水タンク	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x
③	第85条(表85-6-2の2)	モード3, 4, 5, 6	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スレイ系が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ: 1台 ・空冷式非常用発電装置 【表85-15-11において運転上の制限を定める】 ① ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 【表85-14-2において運転上の制限を定める】 ② ・燃料取替用水タンク 【表85-14-2において運転上の制限を定める】 ③ ・燃料取替用水タンク 【表85-14-3において運転上の制限を定める】 ④ ・タンクローリー 【表85-14-2において運転上の制限を定める】 ⑤	・恒設代替低圧注水ポンプ ・空冷式非常用発電装置 ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・燃料取替用水タンク ① ・送水タンク ② ・燃料取替用水タンク ③ ・燃料取替用水タンク ④ ・タンクローリー ⑤	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x

①記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照

②記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

③記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は次ページを参照

変更前

変更後

変更理由

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 16/31

主要工程																							
RCS 水位																							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
②	第5条(表85-7-1) 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却	モード3, 4, 5, 6	② 仮設組立式水槽: 1台×2 ガリウム用ドラム缶 (表85-12-4)において運転上の制限を定める 燃料油貯留そう 燃料油貯留そう タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める (表85-15-7)において運転上の制限を定める	・燃料油貯留そう ・タンクローリー																			
			② 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・A, B格納容器再循環ユニット: 2基 ・A, B, C原子炉補機冷却水ポンプ: 2台 (A, B, Cのうち、いずれか2台) ・A, B原子炉補機冷却水冷却器: 2基 ・原子炉補機冷却水サージタンク: 1基 ・窒素ポンベ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用): 1本 ・海水ポンプ: 1台 ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1)において運転上の制限を定める	・A, B格納容器再循環ユニット ・A, B, C原子炉補機冷却水ポンプ ・A, B原子炉補機冷却水冷却器 ・原子炉補機冷却水サージタンク ・窒素ポンベ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用) ・海水ポンプ ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
			② 大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能 ・大容量ポンプ: 1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A, B格納容器再循環ユニット (表85-7-1)において運転上の制限を定める 燃料油貯留そう 燃料油貯留そう タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める (表85-15-7)において運転上の制限を定める ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1)において運転上の制限を定める ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める	・大容量ポンプ ・A, B格納容器再循環ユニット ・燃料油貯留そう ・タンクローリー ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・変圧式非常用発電機																			
③	モード3, 4(高気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) モード3および4(高気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる高気発生器への給水系1系統(電動補助給水ポンプ2台で1系統(本表を参照))が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) または	・電動補助給水ポンプ ・タービン電動補助給水ポンプ ・タービン電動補助給水ポンプ起動弁(取手手動操作) ・高気発生器 ・復水タンク	x	△														△	△	△		

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 17/35

主要工程																							
RCS 水位																							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
①	第5条(表85-6-3の2) 代替原子炉格納容器スプレー可能式代替格納容器スプレー	モード3, 4, 5, 6	① 送水車 (表85-14-1の2)において運転上の制限を定める 燃料油貯留そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める	・可搬式代替格納容器スプレー系2系統が動作可能 ・可搬式代替格納容器スプレー: 1台×2 ・送水車: 1台×2 ・燃料油貯留そう: 1台×2 ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める (表85-15-7)において運転上の制限を定める	・可搬式代替格納容器スプレー ・送水車(可搬式代替格納容器スプレー用) ・送水車 ・燃料油貯留そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
			② 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・A, B格納容器再循環ユニット: 2基 ・A, B, C原子炉補機冷却水ポンプ: 2台 (A, B, Cのうち、いずれか2台) ・A, B原子炉補機冷却水冷却器: 2基 ・原子炉補機冷却水サージタンク: 1基 ・窒素ポンベ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用): 1本 ・海水ポンプ: 1台 ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1)において運転上の制限を定める	・A, B格納容器再循環ユニット ・A, B, C原子炉補機冷却水ポンプ ・A, B原子炉補機冷却水冷却器 ・原子炉補機冷却水サージタンク ・窒素ポンベ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用) ・海水ポンプ ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
			② 大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能 ・大容量ポンプ: 1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A, B格納容器再循環ユニット (表85-7-1)において運転上の制限を定める 燃料油貯留そう 燃料油貯留そう タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める (表85-15-7)において運転上の制限を定める ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1)において運転上の制限を定める ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める	・大容量ポンプ ・A, B格納容器再循環ユニット ・燃料油貯留そう ・タンクローリー ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・変圧式非常用発電機																			

- ①記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照
- ②記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)
- ③記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は次ページを参照
- ④記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照



変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 17/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
④	第85条(表85-10-2) 汽水温度監視	モード3, 4, 5, 6	(1) 静熱換熱式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・静熱換熱式水素再結合装置: 5基 ・静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置: 5個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置: 12個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個 ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・可搬型格納容器内水素濃度計(調整装置)による水素濃度監視系1系統(1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプル)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	モード3, 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること(現場手動含む) ・主蒸気逃がし弁: 3個	・主蒸気逃がし弁	x	△										△		△	x	
	第85条(表85-10-1) 汽水温度監視	モード3, 4, 5, 6	(1) 静熱換熱式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・静熱換熱式水素再結合装置: 5基 ・静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置: 5個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置: 12個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個 ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・静熱換熱式水素再結合装置 ・静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	モード3, 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること(現場手動含む) ・主蒸気逃がし弁: 3個	・主蒸気逃がし弁	x	△											△		△	x

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 18/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
②	第85条(表85-8-1の2) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	モード3, 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(電動補助給水ポンプ2台で1系統(本表に限定))が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) または (2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること、タービン補助給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は運転上の制限は適用しない、タービン補助給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む) ・電動補助給水ポンプ: 2台 ・タービン補助給水ポンプ: 1台 ・タービン補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作): 1台 ・蒸気発生器: 3基 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・電動補助給水ポンプ ・タービン補助給水ポンプ ・タービン補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作) ・蒸気発生器 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	△										△		△	△	
	第85条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	モード3, 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること(現場手動含む) ・主蒸気逃がし弁: 3個	・主蒸気逃がし弁	x	△											△		△	x
	第85条(表85-10-1) 汽水温度監視	モード3, 4, 5, 6	(1) 静熱換熱式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・静熱換熱式水素再結合装置: 5基 ・静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置: 5個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置: 12個 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個 ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・静熱換熱式水素再結合装置 ・静熱換熱式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	モード3, 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること(現場手動含む) ・主蒸気逃がし弁: 3個	・主蒸気逃がし弁	x	△											△		△	x

変更理由

- ①記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更前は前ページを参照
- ②記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は前ページを参照
- ③記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)
- ④記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は次ページを参照

変更前

変更後

変更理由

変更理由		変更後		変更前																																																																																																																															
<p>①記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映) 変更前は前ページを参照</p> <p>②記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)</p> <p>③記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映) 変更後は次ページを参照</p>		<p style="text-align: center;"><b>高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画</b> <span style="float: right;">19/35</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">主要工程</p> <p style="text-align: center;">RCS水位</p> <p>キャビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー</p> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保安規定条文</th> <th>要求モード</th> <th>要求内容</th> <th>関連設備</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>5-2</th> <th>6-1</th> <th>6-2</th> <th>モード外</th> <th>6-2</th> <th>6-1</th> <th>5-2</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>第85条(表85-10-2)の2 水素濃度監視</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器水素濃度監視装置: 12個</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統(1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A部分分離器1個)が動作可能</li> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置: 1個</li> <li>可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ: 1台</li> <li>可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置: 1台</li> <li>Aガスサンプリング圧縮装置: 1個</li> <li>Aガスサンプリング冷却器: 1個</li> <li>A部分分離器: 1個</li> <li>大容量ポンプ (表85-7-2の2において運転上の制限を定める)</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</li> <li>可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ</li> <li>可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置</li> <li>Aガスサンプリング圧縮装置</li> <li>Aガスサンプリング冷却器</li> <li>A部分分離器</li> <li>大容量ポンプ</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第85条(表85-11-1)の2 水素排出、放射性物質の濃度低減</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>第85条(表85-12-1)の2 使用済燃料ピットに燃料油を貯蔵している期間</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>第85条(表85-12-1)の1 海水から使用済燃料ピットへの注水</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>第85条(表85-12-2)の1 使用済燃料ピットへのスプレイ系</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	①	第85条(表85-10-2)の2 水素濃度監視	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器水素濃度監視装置: 12個</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統(1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A部分分離器1個)が動作可能</li> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置: 1個</li> <li>可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ: 1台</li> <li>可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置: 1台</li> <li>Aガスサンプリング圧縮装置: 1個</li> <li>Aガスサンプリング冷却器: 1個</li> <li>A部分分離器: 1個</li> <li>大容量ポンプ (表85-7-2の2において運転上の制限を定める)</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</li> <li>可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ</li> <li>可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置</li> <li>Aガスサンプリング圧縮装置</li> <li>Aガスサンプリング冷却器</li> <li>A部分分離器</li> <li>大容量ポンプ</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>															②	第85条(表85-11-1)の2 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																	③	第85条(表85-12-1)の2 使用済燃料ピットに燃料油を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																	④	第85条(表85-12-1)の1 海水から使用済燃料ピットへの注水	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																		⑤	第85条(表85-12-2)の1 使用済燃料ピットへのスプレイ系	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																																																																																																																
①	第85条(表85-10-2)の2 水素濃度監視	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器水素濃度監視装置: 12個</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統(1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A部分分離器1個)が動作可能</li> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置: 1個</li> <li>可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ: 1台</li> <li>可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置: 1台</li> <li>Aガスサンプリング圧縮装置: 1個</li> <li>Aガスサンプリング冷却器: 1個</li> <li>A部分分離器: 1個</li> <li>大容量ポンプ (表85-7-2の2において運転上の制限を定める)</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</li> <li>可搬型原子炉格納冷却水循環ポンプ</li> <li>可搬型格納容器ガス燃料圧縮装置</li> <li>Aガスサンプリング圧縮装置</li> <li>Aガスサンプリング冷却器</li> <li>A部分分離器</li> <li>大容量ポンプ</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																														
②	第85条(表85-11-1)の2 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																															
③	第85条(表85-12-1)の2 使用済燃料ピットに燃料油を貯蔵している期間	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																															
④	第85条(表85-12-1)の1 海水から使用済燃料ピットへの注水	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																															
⑤	第85条(表85-12-2)の1 使用済燃料ピットへのスプレイ系	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																															
<p style="text-align: center;"><b>高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画</b> <span style="float: right;">18/31</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">主要工程</p> <p style="text-align: center;">RCS水位</p> <p>キャビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー</p> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保安規定条文</th> <th>要求モード</th> <th>要求内容</th> <th>関連設備</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>5-2</th> <th>6-1</th> <th>6-2</th> <th>モード外</th> <th>6-2</th> <th>6-1</th> <th>5-2</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②</td> <td>第85条(表85-11-1)の1 水素排出、放射性物質の濃度低減</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>第85条(表85-12-1)の1 海水から使用済燃料ピットへの注水</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>第85条(表85-12-2)の1 使用済燃料ピットへのスプレイ系</td> <td>モード3, 4, 5, 6</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	②	第85条(表85-11-1)の1 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																	③	第85条(表85-12-1)の1 海水から使用済燃料ピットへの注水	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																	④	第85条(表85-12-2)の1 使用済燃料ピットへのスプレイ系	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																															
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																																																																																																																
②	第85条(表85-11-1)の1 水素排出、放射性物質の濃度低減	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																															
③	第85条(表85-12-1)の1 海水から使用済燃料ピットへの注水	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																															
④	第85条(表85-12-2)の1 使用済燃料ピットへのスプレイ系	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンニラス空気浄化ファン</li> <li>アンニラス空気浄化フィルタユニット</li> <li>窒素ポンベ(アンニラス浄化排気弁等動作用)</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯油そう</li> <li>タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																															

変更理由	<p style="text-align: center;">①記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映) 変更前は前ページを参照</p> <p style="text-align: center;">②記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)</p>																																																																																																																					
変更後	<p style="text-align: center;">高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">20/35</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">主要工程</p> <p style="text-align: center;">RCS水位</p> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保安規定条文</th> <th>要求モード</th> <th>要求内容</th> <th>関連設備</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>5-2</th> <th>6-1</th> <th>6-2</th> <th>モード外</th> <th>6-2</th> <th>6-1</th> <th>5-2</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">第85条(表85-12-2)の2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>①</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車: 1台×2</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に設置する設備について2系統(1系統とは屋外に設置する送水車1台)が動作可能</li> <li>(2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に設置する設備について1系統(1系統とは屋内に設置するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む))が動作可能</li> <li>・スプレイヘッド: 4個</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車</li> <li>・スプレイヘッド</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">第85条(表85-12-3)使用済燃料ピットの監視</td> <td rowspan="2">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(使用済燃料ピットの監視)</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域): 2個</li> <li>(動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用): 2個</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個)を含む): 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位: 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター: 2個</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>(表85-15-1において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視計装</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用)</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む)</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>大容量ポンプおよび放水砲による放水系(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能</li> <li>・大容量ポンプ(放水砲用): 3台</li> <li>(2台連続で3号炉と4号炉両方向時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・放水砲: 3個(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・泡混合器: 1台(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ(放水砲用)</li> <li>・放水砲</li> <li>・泡混合器</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td> </tr> </tbody> </table>													項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	①	第85条(表85-12-2)の2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車: 1台×2</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー</li> </ul>																②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に設置する設備について2系統(1系統とは屋外に設置する送水車1台)が動作可能</li> <li>(2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に設置する設備について1系統(1系統とは屋内に設置するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む))が動作可能</li> <li>・スプレイヘッド: 4個</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車</li> <li>・スプレイヘッド</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	②	第85条(表85-12-3)使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(使用済燃料ピットの監視)</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域): 2個</li> <li>(動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用): 2個</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個)を含む): 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位: 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター: 2個</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>(表85-15-1において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視計装</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用)</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む)</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>大容量ポンプおよび放水砲による放水系(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能</li> <li>・大容量ポンプ(放水砲用): 3台</li> <li>(2台連続で3号炉と4号炉両方向時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・放水砲: 3個(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・泡混合器: 1台(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ(放水砲用)</li> <li>・放水砲</li> <li>・泡混合器</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																																																																																																			
①	第85条(表85-12-2)の2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車: 1台×2</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																	
			②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に設置する設備について2系統(1系統とは屋外に設置する送水車1台)が動作可能</li> <li>(2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に設置する設備について1系統(1系統とは屋内に設置するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む))が動作可能</li> <li>・スプレイヘッド: 4個</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送水車</li> <li>・スプレイヘッド</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																
②	第85条(表85-12-3)使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(使用済燃料ピットの監視)</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域): 2個</li> <li>(動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用): 2個</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個)を含む): 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位: 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター: 2個</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>(表85-15-1において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視計装</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用)</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む)</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																
			②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</li> <li>大容量ポンプおよび放水砲による放水系(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能</li> <li>・大容量ポンプ(放水砲用): 3台</li> <li>(2台連続で3号炉と4号炉両方向時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・放水砲: 3個(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・泡混合器: 1台(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ(放水砲用)</li> <li>・放水砲</li> <li>・泡混合器</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																															
変更前	<p style="text-align: center;">高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">19/31</span></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">主要工程</p> <p style="text-align: center;">RCS水位</p> </div> <div style="width: 50%;"> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保安規定条文</th> <th>要求モード</th> <th>要求内容</th> <th>関連設備</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>5-2</th> <th>6-1</th> <th>6-2</th> <th>モード外</th> <th>6-2</th> <th>6-1</th> <th>5-2</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>5-1</th> <th>4</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">第85条(表85-12-4)ガソリン用ドラム缶による燃料輸送設備</td> <td rowspan="2">モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>値(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む)が動作可能</li> <li>・可搬型代替低圧注水ポンプ: 1台×2</li> <li>・電源車(可搬型代替低圧注水ポンプ用): 1台×2</li> <li>・消防ポンプ: 4台×2</li> <li>(表85-12-1、表85-14-1とは別に確保)</li> <li>・仮設組立式水櫃: 1基×2</li> <li>・スプレイヘッド: 4個</li> <li>・ガソリン用ドラム缶</li> <li>(表85-12-4)において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>・ガソリン用ドラム缶</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(使用済燃料ピットの監視)</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域): 2個</li> <li>(動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用): 2個</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個)を含む): 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位: 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター: 2個</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>(表85-15-1において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視計装</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用)</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む)</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>第85条(表85-13-1)大浜への放射抑制、航空機燃料火災への泡消火</td> <td>モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大容量ポンプおよび放水砲による放水系(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能</li> <li>・大容量ポンプ(放水砲用): 3台</li> <li>(2台連続で3号炉と4号炉両方向時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・放水砲: 3個(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・泡混合器: 1台(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ(放水砲用)</li> <li>・放水砲</li> <li>・泡混合器</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul> </td> <td></td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td> </tr> </tbody> </table>													項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	②	第85条(表85-12-4)ガソリン用ドラム缶による燃料輸送設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>値(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む)が動作可能</li> <li>・可搬型代替低圧注水ポンプ: 1台×2</li> <li>・電源車(可搬型代替低圧注水ポンプ用): 1台×2</li> <li>・消防ポンプ: 4台×2</li> <li>(表85-12-1、表85-14-1とは別に確保)</li> <li>・仮設組立式水櫃: 1基×2</li> <li>・スプレイヘッド: 4個</li> <li>・ガソリン用ドラム缶</li> <li>(表85-12-4)において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>・ガソリン用ドラム缶</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>																②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(使用済燃料ピットの監視)</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域): 2個</li> <li>(動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用): 2個</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個)を含む): 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位: 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター: 2個</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>(表85-15-1において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視計装</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用)</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む)</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	②	第85条(表85-13-1)大浜への放射抑制、航空機燃料火災への泡消火	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>大容量ポンプおよび放水砲による放水系(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能</li> <li>・大容量ポンプ(放水砲用): 3台</li> <li>(2台連続で3号炉と4号炉両方向時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・放水砲: 3個(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・泡混合器: 1台(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ(放水砲用)</li> <li>・放水砲</li> <li>・泡混合器</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																																																																																																			
②	第85条(表85-12-4)ガソリン用ドラム缶による燃料輸送設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>値(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む)が動作可能</li> <li>・可搬型代替低圧注水ポンプ: 1台×2</li> <li>・電源車(可搬型代替低圧注水ポンプ用): 1台×2</li> <li>・消防ポンプ: 4台×2</li> <li>(表85-12-1、表85-14-1とは別に確保)</li> <li>・仮設組立式水櫃: 1基×2</li> <li>・スプレイヘッド: 4個</li> <li>・ガソリン用ドラム缶</li> <li>(表85-12-4)において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①</li> <li>・ガソリン用ドラム缶</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>																																																																																																																	
			②	<ul style="list-style-type: none"> <li>(使用済燃料ピットの監視)</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域): 2個</li> <li>(動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用): 2個</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置(1セット1個)を含む): 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位: 2個</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター: 2個</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>(表85-15-1において運転上の制限を定める)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> <li>・タンクローリー</li> <li>(表85-15-7)において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済燃料ピット監視計装</li> <li>・使用済燃料ピット水位(広域)</li> <li>・使用済燃料ピット温度(AM用)</li> <li>・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む)</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット水位</li> <li>・可搬型使用済燃料ピット区域周辺エリアモニター</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																
②	第85条(表85-13-1)大浜への放射抑制、航空機燃料火災への泡消火	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>大容量ポンプおよび放水砲による放水系(1系統とは、大容量ポンプ3台(予備機1台含む)、放水砲3個(予備機1個含む)および泡混合器1台)が動作可能</li> <li>・大容量ポンプ(放水砲用): 3台</li> <li>(2台連続で3号炉と4号炉両方向時に放水できる容量を有するもの、3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・放水砲: 3個(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・泡混合器: 1台(3号炉及び4号炉合計所要数)</li> <li>・燃料油貯油そう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量ポンプ(放水砲用)</li> <li>・放水砲</li> <li>・泡混合器</li> <li>・燃料油貯油そう</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																																																																																	

変更前

変更後

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 21/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-13-2)	海洋への拡散抑制	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー 所要数が使用可能 ・シルトファン: 2組(1号機, 2号機, 3号機および4号機の合計) 計所需数 取水設備: 高さ約 8m/幅約 12m(幅約 12m/本を2本で1組として2組4本) 放水口数: 高さ約 13m/幅約 80m(幅約 20m/本を4本を接続した状態で1組として2組) 高さ約 8.5m/幅約 70m(幅約 20m/本を3本, 幅約 10m/本を1本を接続した状態で1組として2組) 高さ約 10.5m/幅約 10m(幅約 10m/本を1本で1組として2組) 高さ約 10.5m/幅約 3.5m(幅約 3.5m/本を6本で1組として2組) 高さ約 2m/幅約 5m(幅約 5m/本を1本で1組として2組)	・シルトファン																
第85条(表85-14-1の2)	海水を用いた復水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	海水を用いた復水タンクへの補給系を系統動作可能 ・送水車: 1台×2 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・送水車 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																
第85条(表85-14-2の2)	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系を系統動作可能 (1) 復水タンク(有効水量): 646m <sup>3</sup> 以上 (2) 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ: 1台	・復水タンク ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ																
第85条(表85-14-3の2)	燃料取替用水タンク	モード3, 4, 5, 6(キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク: (1) ほう素濃度: 2800ppm 以上 (2) ほう素水量(有効水量): 1900m <sup>3</sup> 以上 (原子炉キャビティ水張り, 水抜き期間においては第85条に定める水張りおよび炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足しないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう)	・燃料取替用水タンク																
第85条(表85-15-1の2)	空冷式非常用発電装置からの給電	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置による電源系1系統(1系統又は、モード3, 4, 5, 6において空冷式非常用発電装置2台, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 ・空冷式非常用発電装置: 2台(使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間)	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 20/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-13-2)	海洋への拡散抑制	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・シルトファン: 2組(3号機および4号機の合計) 計所需数 取水設備: 高さ約 8m/幅約 12m(幅約 12m/本を2本で1組として2組4本) 放水口数: 高さ約 13m/幅約 80m(幅約 20m/本を4本を接続した状態で1組として2組) 高さ約 8.5m/幅約 70m(幅約 20m/本を3本, 幅約 10m/本を1本を接続した状態で1組として2組) 高さ約 10.5m/幅約 10m(幅約 10m/本を1本で1組として2組) 高さ約 10.5m/幅約 3.5m(幅約 3.5m/本を6本で1組として2組) 高さ約 2m/幅約 5m(幅約 5m/本を1本で1組として2組)	・シルトファン																
第85条(表85-14-1)	海水を用いた復水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	海水を用いた復水タンクへの補給系を系統動作可能 ・ポンプ: 4台×2 (表85-4-5, 表85-6-3, 表85-12-1, 表85-12-2とは別に確保) ・ガリウム用ラム缶 (表85-12-4)において運転上の制限を定める)	・ポンプ ・ガリウム用ラム缶																
第85条(表85-14-2)	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	モード3, 4, 5, 6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系を系統動作可能 ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ: 1台 ・復水タンク (表85-14-4)において運転上の制限を定める)	・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・復水タンク																
第85条(表85-14-3)	燃料取替用水タンク	モード3, 4, 5, 6(キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク: (1) ほう素濃度: 2800ppm 以上 (2) ほう素水量(有効水量): 1900m <sup>3</sup> 以上 (原子炉キャビティ水張り, 水抜き期間においては第85条に定める水張りおよび炉心注入手段等が確保されていることを条件に運転上の制限を満足しないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう)	・燃料取替用水タンク																
第85条(表85-14-4)	復水タンク	モード3, 4, 5, 6	・復水タンク(有効水量): 646m <sup>3</sup> 以上	・復水タンク																
第85条(表85-15-1)	空冷式非常用発電装置からの給電	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置による電源系1系統(1系統又は、モード3, 4, 5, 6において空冷式非常用発電装置2台, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 ・空冷式非常用発電装置: 2台(使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間)	・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 21/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
の給電			トに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 ・空冷式非常用発電装置: 2台(使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台) ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・タンクローリー																
第85条(表85-15-2)号機間電力融通ケーブル(3号~4号)号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 号機間電力融通ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号機のモード1, 2, 3, 4の場合の所要数/他号機のモード5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合における所要数)が使用可能 (2) 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号機のモード1, 2, 3, 4の場合の所要数/他号機のモード5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合における所要数)が使用可能 a 他号機がモード1, 2, 3, 4の場合 ・号機間電力融通ケーブル(3号~4号): 1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号): 1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号機): 2基 ・燃料油貯蔵そう(他号機): 465m <sup>3</sup> b 他号機がモード5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機間電力融通ケーブル(3号~4号): 1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号): 1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号機): 1基 ・燃料油貯蔵そう(他号機): 226m <sup>3</sup> (他号機とは4号機をいう)	・号機間電力融通ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号機) ・燃料油貯蔵そう(他号機)																
第85条(表85-15-3)号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車による電源系2系統が動作可能 ・電源車: 1台×2 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・電源車 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー																
第85条(表85-15-4)蓄電池(安全防護系用)および蓄電池(3系統目)からの給電		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池(安全防護系用)による電源系および蓄電池(3系統目)動作可能 ・蓄電池(安全防護系用): 1組 ・蓄電池(3系統目): 1組	・蓄電池(安全防護系用) ・蓄電池(3系統目)																

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 22/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-15-2)号機間電力融通ケーブル(3号~4号)号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	トに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 ・空冷式非常用発電装置: 2台(使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台) ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・タンクローリー																
第85条(表85-15-3)号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの給電		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電源車による電源系2系統が動作可能 ・電源車: 1台×2 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・電源車 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー																
第85条(表85-15-4)蓄電池(安全防護系用)および蓄電池(3系統目)からの給電		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池(安全防護系用)による電源系および蓄電池(3系統目)動作可能 ・蓄電池(安全防護系用): 1組 ・蓄電池(3系統目): 1組	・蓄電池(安全防護系用) ・蓄電池(3系統目)																

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 22/31

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第25条(表85-15-5)の2) 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式整流器からの電源系1系統(1系統とは、可搬式整流器1個)動作可能 ・可搬式整流器: 1個 ・空冷式非常用発電装置 【表85-15-1において運転上の制限を定める】 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・ディーゼル発電機(他号炉) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう(他号炉) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・電源車 【表85-15-3において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・可搬式整流器 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯蔵そう(他号炉) ・電源車 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
			代結所内電気設備からの給電系が使用可能 ・代結所内電気設備分電盤: 1個 ・代結所内電気設備変圧器: 1個 ・空冷式非常用発電装置 【表85-15-1において運転上の制限を定める】 ・可搬式整流器 【表85-15-5において運転上の制限を定める】 ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・代結所内電気設備分電盤 ・代結所内電気設備変圧器 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯蔵そう	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
			第25条(表85-15-7)の2) 燃料油貯蔵そう、タンクローリーによる燃料供給設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯蔵そうの油量(4基分) 465m <sup>3</sup> 以上 (2) タンクローリー: 3台が使用可能 (重大事故等対応設備の連結定格運搬に必要な燃料を供給できる容量を有するもの。予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)	・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 23/35

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第25条(表85-15-5)の2) 可搬式整流器からの給電	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	可搬式整流器からの電源系1系統(1系統とは、可搬式整流器1個)動作可能 ・可搬式整流器: 1個 ・空冷式非常用発電装置 【表85-15-1において運転上の制限を定める】 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・ディーゼル発電機(他号炉) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう(他号炉) 【表85-15-2において運転上の制限を定める】 ・電源車 【表85-15-3において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・可搬式整流器 ・空冷式非常用発電装置 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) ・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) ・ディーゼル発電機(他号炉) ・燃料油貯蔵そう(他号炉) ・電源車 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
			代結所内電気設備からの給電系が使用可能 ・代結所内電気設備分電盤: 1個 ・代結所内電気設備変圧器: 1個 ・空冷式非常用発電装置 【表85-15-1において運転上の制限を定める】 ・可搬式整流器 【表85-15-5において運転上の制限を定める】 ・タンクローリー 【表85-15-7において運転上の制限を定める】 ・燃料油貯蔵そう 【表85-15-7において運転上の制限を定める】	・代結所内電気設備分電盤 ・代結所内電気設備変圧器 ・空冷式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯蔵そう	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
			第25条(表85-15-7)の2) 燃料油貯蔵そう、タンクローリーによる燃料供給設備	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯蔵そうの油量(4基分) 465m <sup>3</sup> 以上 (2) タンクローリー: 3台が使用可能 (重大事故等対応設備の連結定格運搬に必要な燃料を供給できる容量を有するもの。予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)	・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

変更前

変更後

変更理由

### 高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

23/31

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-16-1)の計装設備 プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチングおよび原子炉格納容器漏えい車検査時に計器保護のため解除している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す ・[ ]は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 ・要求内容の左側に主要パラメータを、右側に代替パラメータを記載している。	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	主要パラメータ ・1次炉格納容器温度10H ・1次炉格納容器温度10H ・炉出口温度10H	代替パラメータ ①主炉ラメータの格納10H ②1次炉格納容器温度10H ③主炉ラメータの格納10H ④1次炉格納容器温度10H ⑤1次炉格納容器温度10H ⑥1次炉格納容器温度10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x		
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の圧力)	・1次炉格納圧力10H ・加圧圧力10H	①主炉ラメータの格納10H ②1次炉格納容器温度10H ③1次炉格納容器温度10H ④1次炉格納容器温度10H ⑤1次炉格納容器温度10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・加圧水位10H ・原子炉水位10H	①主炉ラメータの格納10H ②原子炉水位10H ③加圧水位10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
		モード5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・1次炉格納水位10H	①1次炉格納水位10H ②1次炉格納水位10H	・左記監視設備			x	x	x	x		x	x	x	x		x			
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への注水量)	・高圧安全注入量10H ・高圧安全注入量10H ・給排水量10H ・低圧安全注入量10H ・低圧安全注入量10H	①主炉ラメータの格納10H ②格納容器水位10H ③加圧水位10H ④原子炉水位10H ⑤格納容器水位10H ⑥主炉ラメータの格納10H ⑦格納容器水位10H ⑧原子炉水位10H ⑨格納容器水位10H ⑩格納容器水位10H ⑪格納容器水位10H ⑫格納容器水位10H ⑬格納容器水位10H ⑭格納容器水位10H ⑮格納容器水位10H ⑯格納容器水位10H ⑰格納容器水位10H ⑱格納容器水位10H ⑲格納容器水位10H ⑳格納容器水位10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への注水量)	・高圧安全注入量10H ・高圧安全注入量10H ・給排水量10H ・低圧安全注入量10H ・低圧安全注入量10H	①主炉ラメータの格納10H ②格納容器水位10H ③加圧水位10H ④原子炉水位10H ⑤格納容器水位10H ⑥主炉ラメータの格納10H ⑦格納容器水位10H ⑧原子炉水位10H ⑨格納容器水位10H ⑩格納容器水位10H ⑪格納容器水位10H ⑫格納容器水位10H ⑬格納容器水位10H ⑭格納容器水位10H ⑮格納容器水位10H ⑯格納容器水位10H ⑰格納容器水位10H ⑱格納容器水位10H ⑲格納容器水位10H ⑳格納容器水位10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x

### 高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

24/35

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-16-1)の計装設備 プラント起動に伴う計器校正、真空ベンチングおよび原子炉格納容器漏えい車検査時に計器保護のため解除している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す ・[ ]は多様性拡張設備を示し、運転上の制限は適用しない。 ・要求内容の左側に主要パラメータを、右側に代替パラメータを記載している。	モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の温度)	主要パラメータ ・1次炉格納容器温度10H ・1次炉格納容器温度10H ・炉出口温度10H	代替パラメータ ①主炉ラメータの格納10H ②1次炉格納容器温度10H ③主炉ラメータの格納10H ④1次炉格納容器温度10H ⑤1次炉格納容器温度10H ⑥1次炉格納容器温度10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x		
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器の圧力)	・1次炉格納圧力10H ・加圧圧力10H	①主炉ラメータの格納10H ②1次炉格納容器温度10H ③1次炉格納容器温度10H ④1次炉格納容器温度10H ⑤1次炉格納容器温度10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・加圧水位10H ・原子炉水位10H	①主炉ラメータの格納10H ②原子炉水位10H ③加圧水位10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
		モード5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・1次炉格納水位10H	①1次炉格納水位10H ②1次炉格納水位10H	・左記監視設備			x	x	x	x		x	x	x	x		x			
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への注水量)	・高圧安全注入量10H ・高圧安全注入量10H ・給排水量10H ・低圧安全注入量10H ・低圧安全注入量10H	①主炉ラメータの格納10H ②格納容器水位10H ③加圧水位10H ④原子炉水位10H ⑤格納容器水位10H ⑥主炉ラメータの格納10H ⑦格納容器水位10H ⑧原子炉水位10H ⑨格納容器水位10H ⑩格納容器水位10H ⑪格納容器水位10H ⑫格納容器水位10H ⑬格納容器水位10H ⑭格納容器水位10H ⑮格納容器水位10H ⑯格納容器水位10H ⑰格納容器水位10H ⑱格納容器水位10H ⑲格納容器水位10H ⑳格納容器水位10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への注水量)	・高圧安全注入量10H ・高圧安全注入量10H ・給排水量10H ・低圧安全注入量10H ・低圧安全注入量10H	①主炉ラメータの格納10H ②格納容器水位10H ③加圧水位10H ④原子炉水位10H ⑤格納容器水位10H ⑥主炉ラメータの格納10H ⑦格納容器水位10H ⑧原子炉水位10H ⑨格納容器水位10H ⑩格納容器水位10H ⑪格納容器水位10H ⑫格納容器水位10H ⑬格納容器水位10H ⑭格納容器水位10H ⑮格納容器水位10H ⑯格納容器水位10H ⑰格納容器水位10H ⑱格納容器水位10H ⑲格納容器水位10H ⑳格納容器水位10H	・左記監視設備	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)





変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

27/35

主要工程																			
RCS 水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
			① 主計ラマーの予備 ICH ② 燃料容器監視 ICH ③ 燃料容器圧力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セルまたは燃料グループ ICH ② 1次燃料圧監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 燃料セル圧 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 蒸気発生監視能力 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ④ 蒸気発生監視能力 ICH																
			・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 燃料セル圧 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 蒸気発生監視能力 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ④ 蒸気発生監視能力 ICH	・ 左記監視設備															
		モード3、4、5、6 (燃料容器バスの監視)	① 主計ラマーの予備 ICH ② 燃料容器監視 ICH ③ 燃料容器圧力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セルまたは燃料グループ ICH ② 1次燃料圧監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 燃料セル圧 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 蒸気発生監視能力 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ④ 蒸気発生監視能力 ICH	・ 左記監視設備															

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

26/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			① 燃料容器監視 ICH ② 燃料容器圧力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セルまたは燃料グループ ICH ② 1次燃料圧監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 燃料セル圧 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 蒸気発生監視能力 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ④ 蒸気発生監視能力 ICH																	
			① 燃料容器監視 ICH ② 燃料容器圧力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セルまたは燃料グループ ICH ② 1次燃料圧監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 燃料セル圧 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 蒸気発生監視能力 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ④ 蒸気発生監視能力 ICH	・ 左記監視設備																
		モード3、4、5、6 (燃料容器バスの監視)	① 燃料容器監視 ICH ② 燃料容器圧力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セルまたは燃料グループ ICH ② 1次燃料圧監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 主計ラマーの燃料セル ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 1次燃料圧監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 燃料セル圧 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ・ 蒸気発生監視能力 ICH ① 蒸気発生監視能力 ICH ② 蒸気発生監視能力 ICH ③ 蒸気発生監視能力 ICH ④ 蒸気発生監視能力 ICH	・ 左記監視設備																

変更前

なし

変更後

**高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画** 28/35

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
RCS水位			キャビティ満水	① 減圧性監視機能10H	関連設備															
			RCS満水	① 減圧性監視機能10H																
			ミッドループ	① 減圧性監視機能10H																
			RCS全ブロー	① 減圧性監視機能10H																
モード3, 4, 5, 6 (水源の確保)			・採取ポンプ1台10H	① 主冷却ポンプの監視機能10H	・左記監視設備															
			・冷却ポンプ1台10H	② 冷却ポンプの監視機能10H																
			・貯蔵ポンプ1台10H	③ 貯蔵ポンプの監視機能10H																
第85条(表85-16-2)の2 可搬型計測器		モード3, 4, 5, 6	・可搬型計測器: 40個	④ 可搬型計測器の監視機能10H	・可搬型計測器															
			第85条(表85-16-3)の2 記録	・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用): 4個																

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)  
変更前は次ページを参照

変更前

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 28/31

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
①	第85条(表85-16-2) 可燃性計測器	モード3, 4, 5, 6	・可燃性計測器: 40個	・可燃性計測器	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-16-3) 温度計	モード3, 4, 5, 6	・可燃性温度計測装置(格納容器格納ユニット入口温度/出口温度(SA)用): 4個	・可燃性温度計測装置(格納容器格納ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
②	第85条(表85-17-1) 居住性の確保および汚染の持ち込み防止(中央制御室)	モード3, 4, 5, 6	② 安全パラメータ表示システム(SPDS): 1系列(3号炉および4号炉の合計系統数) ② SPDS表示装置: 4台(3号炉および4号炉の合計所要数)	② 安全パラメータ表示システム(SPDS) ② SPDS表示装置	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3, 4, 5, 6	② ① 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上動作可能(ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中) ② 可燃性照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能 ② 中央制御室非常用循環ファン: 1台 ② 中央制御室空調ファン: 1台 ② 中央制御室循環ファン: 1台 ② 中央制御室非常用循環フィルタユニット: 1基 ② 可燃性照明(SA): 8個(3号炉および4号炉の合計所要数) ② 酸素濃度計: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ② 二酸化炭素濃度計: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ② 空弁式非常用発電装置 ② (表85-15-11)において運転上の制限を定める) 燃料油貯蔵そう ② (表85-15-7)において運転上の制限を定める) タンクローリー ② (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	② 中央制御室非常用循環ファン ② 中央制御室空調ファン ② 中央制御室循環ファン ② 中央制御室非常用循環フィルタユニット ② 可燃性照明(SA) ② 酸素濃度計 ② 二酸化炭素濃度計 ② 空弁式非常用発電装置 ② 燃料油貯蔵そう ② タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3, 4, 5, 6	② Aアニュラス空気浄化ファン ② (表85-11-1)において運転上の制限を定める) Aアニュラス空気浄化フィルタユニット ② (表85-11-1)において運転上の制限を定める) Aアニュラス空気浄化フィルタユニット ② 窒素ホレベ(Aニュラス浄化排気弁等作動用) ② (表85-11-1)において運転上の制限を定める)	② Aアニュラス空気浄化ファン ② Aアニュラス空気浄化フィルタユニット ② 窒素ホレベ(Aニュラス浄化排気弁等作動用)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x

変更後

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 29/35

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
②	第85条(表85-17-1) 居住性の確保および汚染の持ち込み防止(中央制御室)	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃焼体を貯蔵している期間	② 安全パラメータ表示システム(SPDS): 1系列(1号炉, 2号炉, 3号炉および4号炉の合計系統数) ② SPDS表示装置: 4台(1号炉, 2号炉, 3号炉および4号炉の合計所要数)	② 安全パラメータ表示システム(SPDS) ② SPDS表示装置	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3, 4, 5, 6	② ① 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上動作可能(ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中) ② 可燃性照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能 ② 中央制御室非常用循環ファン: 1台 ② 中央制御室空調ファン: 1台 ② 中央制御室循環ファン: 1台 ② 中央制御室非常用循環フィルタユニット: 1基 ② 可燃性照明(SA): 8個(3号炉および4号炉の合計所要数) ② 酸素濃度計: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ② 二酸化炭素濃度計: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ② 空弁式非常用発電装置 ② (表85-15-11)において運転上の制限を定める) 燃料油貯蔵そう ② (表85-15-7)において運転上の制限を定める) タンクローリー ② (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	② 中央制御室非常用循環ファン ② 中央制御室空調ファン ② 中央制御室循環ファン ② 中央制御室非常用循環フィルタユニット ② 可燃性照明(SA) ② 酸素濃度計 ② 二酸化炭素濃度計 ② 空弁式非常用発電装置 ② 燃料油貯蔵そう ② タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
		モード3, 4, 5, 6	② Aアニュラス空気浄化ファン ② (表85-11-1)において運転上の制限を定める) Aアニュラス空気浄化フィルタユニット ② (表85-11-1)において運転上の制限を定める) Aアニュラス空気浄化フィルタユニット ② 窒素ホレベ(Aニュラス浄化排気弁等作動用) ② (表85-11-1)において運転上の制限を定める)	② Aアニュラス空気浄化ファン ② Aアニュラス空気浄化フィルタユニット ② 窒素ホレベ(Aニュラス浄化排気弁等作動用)	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x

変更理由

- ① 記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)  
変更後は前ページを参照
- ② 記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

変更前

変更後

変更理由

記載の適正化  
(プラント4基運転を見据えた保安  
規定改正に伴う反映)

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 30/35

主要工程																						
RCS 水位																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
第85条(表85-18-1) 監視測定装置		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(放射性物質の濃度および放射線量の測定) ・可搬式モニタリングポスト: 8個 <sup>※</sup> ・電離箱サーベイメータ: 2個 <sup>※</sup> ・可搬式ガスサンブラ: 2個 <sup>※</sup> ・GM汚染サーベイメータ: 2個 <sup>※</sup> ・NaIシンチレーションサーベイメータ: 2個 <sup>※</sup> ・ZnSシンチレーションサーベイメータ: 1個 <sup>※</sup> ・線サーベイメータ: 1個 <sup>※</sup> ・小型気船: 1台 <sup>※</sup> (風向、風速その他の気象条件の測定) ・可搬型気象観測装置: 1個 <sup>※</sup> ※: 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数 (電源確保) ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-1および表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-17および表85-17-1の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-17および表85-17-1の2において運転上の制限を定める)	・可搬式モニタリングポスト ・電離箱サーベイメータ ・可搬式ガスサンブラ ・GM汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ ・線サーベイメータ ・小型気船 ・可搬型気象観測装置	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第85条(表85-19-1) 代替電源設備からの給電 (緊急時対策所)		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数) ・電源車(緊急時対策所用): 1台×2 (緊急時対策所あたりの合計所要数) ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数) (表85-15-17の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数) (表85-15-17の2において運転上の制限を定める)	・電源車(緊急時対策所用) ・空弁式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第85条(表85-19-2) 居住性の確保 (緊急時対策所)		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 緊急時対策所非空気浄化系1系統(1系統とは、緊急時対策所非空気浄化ファン1台および緊急時対策所非空気浄化フィルタユニット1基)動作可能 (2) 空気供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能	・緊急時対策所非空気浄化ファン ・緊急時対策所非空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画 29/31

主要工程																					
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-18-1) 監視測定装置		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(放射性物質の濃度および放射線量の測定) ・可搬式モニタリングポスト: 8個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・電離箱サーベイメータ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・可搬式ガスサンブラ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・GM汚染サーベイメータ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・NaIシンチレーションサーベイメータ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・ZnSシンチレーションサーベイメータ: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・線サーベイメータ: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) ・小型気船: 1台(3号炉および4号炉の合計所要数) (風向、風速その他の気象条件の測定) ・可搬型気象観測装置: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) (電源確保) ・電源車(緊急時対策所用) (表85-19-1において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-19-11において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-19-11において運転上の制限を定める)	・可搬式モニタリングポスト ・電離箱サーベイメータ ・可搬式ガスサンブラ ・GM汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・ZnSシンチレーションサーベイメータ ・線サーベイメータ ・小型気船 ・可搬型気象観測装置	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第85条(表85-19-1) 代替電源設備からの給電 (緊急時対策所)		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(3号炉および4号炉の両方が要求) (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (3号炉および4号炉の両方が要求) (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (3号炉および4号炉の両方が要求) (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・電源車(緊急時対策所用) ・空弁式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第85条(表85-19-2) 居住性の確保 (緊急時対策所)		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 緊急時対策所非空気浄化系1系統(1系統とは、緊急時対策所非空気浄化ファン1台および緊急時対策所非空気浄化フィルタユニット1基)動作可能 (2) 空気供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能 (4) 緊急時対策所内可搬型エアモニタおよび緊急時対策所内可搬型酸素濃度計	・緊急時対策所非空気浄化ファン ・緊急時対策所非空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置 ・酸素濃度計	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	

変更前

変更後

変更理由

変更理由		<p>①記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)</p> <p>②記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映) 変更後は次ページを参照</p>																		
<p>高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">31/35</span></p>																				
<p>主要工程</p>		<p>RCS水位</p>																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-20-1) 通信連絡		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が製作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所非常用空気浄化ファン: 1台<sup>※</sup></li> <li>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット: 1基<sup>※</sup></li> <li>空気供給装置: 720本以上<sup>※</sup></li> <li>酸素濃度計: 1個<sup>※</sup></li> <li>二酸化炭素濃度計: 1個<sup>※</sup></li> <li>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ: 1個<sup>※</sup></li> <li>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ: 1個<sup>※</sup></li> </ul> <p>※緊急時対策所あたりの合計所要数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>酸素濃度計</li> <li>二酸化炭素濃度計</li> <li>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ</li> <li>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</li> </ul>																
			<p>① (通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話(固定): 21台<sup>※1</sup></li> <li>衛星電話(携帯): 16台<sup>※1</sup></li> <li>衛星電話(可搬): 1台<sup>※1</sup></li> <li>トランシーバー: 90台<sup>※1</sup></li> <li>携行型通話装置: 36台<sup>※1</sup></li> <li>安全パラメータ表示システム(SPDS): 1系列<sup>※1※2</sup></li> <li>安全パラメータ伝送システム: 1系列<sup>※1※2</sup></li> <li>SPDS表示装置: 4台<sup>※1</sup></li> <li>緊急時衛星通報システム: 4台<sup>※1</sup></li> <li>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX): 1系列<sup>※1※2</sup></li> <li>空形式非常用発電装置</li> </ul> <p>② (表85-15-1および表85-15-1の2)において運転上の制限を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料油貯蔵所、タンクローリー</li> </ul> <p>③ (表85-15-7および表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源車(緊急時対策所用)</li> </ul> <p>④ (表85-19-1)において運転上の制限を定める)</p> <p>※1: 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数(系統数(本表に限る))</p> <p>※2: 安全パラメータ表示システム(SPDS)および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または、衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。(本表に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星電話(固定)</li> <li>衛星電話(携帯)</li> <li>衛星電話(可搬)</li> <li>トランシーバー</li> <li>携行型通話装置</li> <li>安全パラメータ表示システム(SPDS)</li> <li>安全パラメータ伝送システム</li> <li>緊急時衛星通報システム</li> <li>SPDS表示装置</li> <li>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX)</li> <li>空形式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯蔵所、タンクローリー</li> <li>電源車(緊急時対策所用)</li> </ul>																
			<p>② 第85条(表85-21-1) アクセサリの増設</p>			<p>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が製作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブルドーザ: 2台(3号炉および4号炉の合計所要数)</li> <li>油圧ショベル: 1台(3号炉および4号炉の合計所要数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブルドーザ</li> <li>油圧ショベル</li> </ul>													
<p>※: 機能要求あり(機能要求を満足すれば作業可能)</p>																				

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

施設管理の実施に関する計画の変更

<p>変更前</p> <p style="text-align: center;">なし</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="text-align: center;"> <p>高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">32/35</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">保安規定条文</th> <th rowspan="2">要求モード</th> <th rowspan="2">要求内容</th> <th rowspan="2">関連設備</th> <th colspan="15">検査項目</th> </tr> <tr> <th>3</th><th>4</th><th>5-1</th><th>5-2</th><th>6-1</th><th>6-2</th><th>モード外</th><th>6-2</th><th>6-1</th><th>5-2</th><th>5-1</th><th>4</th><th>5-1</th><th>4</th><th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>第85条(表80-21-1の2)</td> <td>モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が製作可能 ・ブルドーザ2台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・油圧ショベル1台(3号炉および4号炉の合計所要数)</td> <td>・ブルドーザ ・油圧ショベル</td> <td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td><td>x</td> </tr> </tbody> </table> </div>	項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	検査項目															3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	①	第85条(表80-21-1の2)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が製作可能 ・ブルドーザ2台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・油圧ショベル1台(3号炉および4号炉の合計所要数)	・ブルドーザ ・油圧ショベル	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
項目	保安規定条文						要求モード	要求内容	関連設備	検査項目																																														
		3	4	5-1	5-2	6-1				6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3																																					
①	第85条(表80-21-1の2)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が製作可能 ・ブルドーザ2台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・油圧ショベル1台(3号炉および4号炉の合計所要数)	・ブルドーザ ・油圧ショベル	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x																																					
<p>変更理由</p>	<p>①記載の適正化 (プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映) 変更前は前ページを参照</p> <p>②新規作成 特定重大事故等対処施設設置に伴う条文要求の追加</p>																																																							

施設管理の実施に関する計画の変更

<p>変更前</p>	<p>なし</p>
<p>変更後</p>	<div style="text-align: center;"> <p>高浜発電所 3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">33/35</span></p> </div>
<p>変更理由</p>	<p>新規作成 特定重大事故等対処施設設置に伴う 条文要求の追加</p>

施設管理の実施に関する計画の変更

<p>変更理由</p>	<p>新規作成 特定重大事故等対処施設設置に伴う 条文要求の追加</p>
<p>変更後</p>	<p style="text-align: center;">高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画 <span style="float: right;">34/35</span></p>
<p>変更前</p>	<p style="text-align: center;">なし</p>



添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書

# 目 次

1. 保全の有効性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------------------------------	---

別紙－1：保全の有効性評価結果について

別紙－2：保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

参 考：保全活動管理指標監視結果

## 1. 保全の有効性評価の結果

これまでの保全計画で得られた情報をもとに継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。

前保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については別紙－1のとおり。

また、これらの評価の結果等を踏まえ、保全内容の変更を行ったものは別紙－2のとおり。

## 保全の有効性評価結果について

## 保全の有効性評価結果について

「高浜発電所保守業務所則」及び「高浜発電所土木建築業務所則」に基づき、保全の有効性評価を実施

定期的な評価のインプット			総合評価
分類1	分類2	対象期間	
a. 保全活動管理指標の監視結果	① 保全活動管理指標の実績及び評価結果	プラントレベル 2019.10.07～2021.12.09	プラントレベルは目標値を満足しており、適切な保全が実施されている。システムレベルは、非待機時間で2系統に目標値を逸脱している設備があったが、当該設備の運転状態に直接影響を与えない事象の予防保全によるもので、不適合管理、是正処置が図られている。
		システムレベル MPFF: 2019.10.07～2021.12.09 U A: 2018.06.01～2021.12.09	
b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績	② 点検手入れ前データ評価結果	2019.09.21～2021.11.15	3号機第24回定検等に採取した手入れ前データを評価した結果、「非常に良い」:0件、「悪い」:54件、「非常に悪い」:0件であったが、機能・性能や監視に影響を与えるものではなく、保全計画への反映要否判断は妥当である。
	③ 状態監視(振動診断等)評価結果	2019.09.21～2021.11.15	振動診断において、「注意」が56台、「要処置」が8台発生したが、いずれも必要な保全が適切に実施または計画されている。 油分析診断において、異常を検出した機器はなかった。 赤外線サーモグラフィ診断において、7台の「注意」が見られたが、いずれも必要な保全が適切に実施されている。 また、状態監視対象機器で機能喪失に至る事象は発生していないことから、診断技術による設備故障の兆候は検知出来ていると判断する。
	④ システム及び機器運転データの評価結果 (定期事業者検査項目、保安規定サーベイランス項目及びトレンドの監視結果)	2019.10.07～2021.12.09	定期事業者検査項目において、4件の特記事項があったが、適切な保全を行っている。保安規定サーベイランス項目では、特記事項もなく、適切な保全を行っている。トレンド監視結果では、傾向に変化のあるパラメータを3件抽出し、評価した結果、特に問題もなく、適切な保全を行っている。
	⑤ 経年劣化の長期的な傾向監視の実績	2019.09.21～2021.11.15	3項目のトレンド評価項目について、傾向監視を実施した結果、いずれも判定基準値内であり、保全計画への反映を要するものではなく、適切に保全が実施されている。 2次系配管肉厚管理は、3号機第24回定検で1,180箇所を測定した結果、予寿命10年未満と判定された4箇所について、取替計画の策定及び取替えまでの点検を計画しており、妥当であることを確認した。
	⑥ 自所のトラブルなどの運転経験 (不適合・不具合管理)	2019.09.21～2021.11.15	評価期間に発行された不適合のうち、保全指針への反映要否判断されたものについて、保全指針への反映要否検討は妥当であることを確認した。 また、前回の評価時点で保全指針への反映要否が「検出中」であったため評価できなかった不適合についても、保全指針への反映要否検討は妥当であることを確認した。 3号機第25回定検までに保全計画へ反映する項目に漏れがないことを確認した。
d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果	⑦ 高経年化技術評価の結果	2019.09.21～2021.11.15	新しく策定された長期施設保守管理方針で中長期に計画されている活動内容のうち原子炉容器の胴部の中性子照射脆化による監視試験片取出しについては、3号機第24回定検期間延長に伴い第24回定検にて監視試験片取出しを実施していることを確認した。なお、短期に計画されている活動内容については完了している。
	⑧ 定期安全レビューの結果	—	—
e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	⑨ 他プラントのトラブル (未然防止処置管理、上位機関指示)	2019.09.21～2021.11.15	未然防止処置および上位機関指示事項について、保全指針への反映要否判断は妥当であることを確認した。 3号機第25回定検までに保全計画へ反映する項目に漏れがないことを確認した。
	⑩ 他プラントPLM長計 (上位機関指示)	2019.09.21～2021.11.15	他プラントのPLM評価からの保全計画への反映について、上位機関からの指示、社外および社内エキスパートパネル会議の結果による反映事項はなく、保全指針へ反映すべきものはなかった。
f. リスク情報、科学的知見	⑪ リスク情報 (改造工事等によるPRAへの影響評価)	2019.09.21～2021.11.15	3号機第24回定検終了後の安全性向上評価にて用いた最新のPRAモデルに伴い一部変更があったもののリスク重要度の見直しはなかった。リスク重要度の見直しもなかったため保全重要度の見直しもなかった。
	⑫ 科学的知見(各種技術情報) (上位機関指示、製造中止品情報)	2019.09.21～2021.11.17	科学的知見の結果等を踏まえた上位機関からの指示事項はなく、保全へ反映するものはなかった。 製造中止品情報について対応検討が未着手または検出中で検出期限を超過しているものはなかった。
g. その他	⑬ その他自主的な取り組み	2019.09.21～2021.11.15	日常的な評価により、保全計画へ反映したものについて内容を確認した結果、妥当であることを確認した。 点検計画への反映については、別紙-2参照。

保全の有効性評価結果等により  
保全へ反映した事項



## 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

### 2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
1	【原子炉冷却系統施設「余熱除去設備」】A余熱除去ポンプ・電動機 A余熱除去ポンプ	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該ポンプについては、「13M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ再使用が可能と評価されたことから「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
2	【原子炉冷却系統施設「余熱除去設備」】B余熱除去ポンプ・電動機 B余熱除去ポンプ	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該ポンプについては、「13M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ再使用が可能と評価されたことから「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
3	【計測制御系統施設「ほう酸注入機能を有する設備」】Aほう酸ポンプ・電動機 Aほう酸ポンプ	潤滑油入替	26M	39M	⑬	当該ポンプについては、「26M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
4	【計測制御系統施設「ほう酸注入機能を有する設備」】Bほう酸ポンプ・電動機 Bほう酸ポンプ	潤滑油入替	26M	39M	⑬	当該ポンプについては、「26M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
5	【計測制御系統施設「ほう酸注入機能を有する設備」】Cほう酸ポンプ・電動機 Cほう酸ポンプ	潤滑油入替	26M	39M	⑬	当該ポンプについては、「26M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①	

※インプット情報の項目は添付ー1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価



# 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
6	【計測制御系統施設【制御用空気設備】A格 納容器外制御用空気圧縮機・電動機 A格納容器外制御用空気圧縮機	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
7	【計測制御系統施設【制御用空気設備】B格 納容器外制御用空気圧縮機・電動機 B格納容器外制御用空気圧縮機	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
8	【計測制御系統施設【制御用空気設備】A格 納容器内制御用空気圧縮機・電動機 A格納容器内制御用空気圧縮機	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
9	【計測制御系統施設【制御用空気設備】B格 納容器内制御用空気圧縮機・電動機 B格納容器内制御用空気圧縮機	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替えを行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
10	【計測制御系統施設【制御用空気設備】計器 3TG1SE-06A 3TG1SE-06B	分解点検他	13M	26M	⑬	当該機器については「13M」の周期で点検を行っているが、保全高度化の取組みを行い保全の最適化が可能であると判断されたので点検周期の延長について検討を行った。	当該機器は過去不具合もなく点検結果も問題ないことから他サイトの同等の点検周期である「26M」にしても問題ないと評価した。	①④	
11	【計測制御系統施設【制御用空気設備】計器 3LCA-1846 3LCA-1866	分解点検他	13M	26M	⑬	当該機器についてはドレンセパレータの通常点検に合わせ「13M」の周期で点検を行う必要があるが、保全高度化の取組みを行い保全の最適化が可能であると判断されたので点検周期の延長について検討を行った。	当該機器はドレンセパレータの点検に合わせ点検を行う必要があるため「26M」にしても問題ないと評価した。	①	

※インプット情報の項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

# 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
12	【計測制御システム施設[その他設備]】計測制御システム施設[その他設備]その他機器 3LT-I083	分解点検他	26M	13M	⑬	当該機器については、型式が変更されたことから点検周期の検討を行った。	当該計器は、浮力式から差圧式へと仕様変更したため同種機器の点検周期を採用し点検周期を「13M」とした。	①④	
13	【計測制御システム施設[その他設備]】計測制御システム施設[その他設備]その他機器 3PK-3610C 3PK-3620C 3PK-504C 3PK-742C 3FT-1550 3FT-1551 3FT-1552	分解点検他	13M	52M	⑬	当該機器については、「13M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、52M以上で管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は最長実施頻度の「52M」とした。	①	
14	【計測制御システム施設[その他設備]】計測制御システム施設[その他設備]その他機器 3PK-3630C	分解点検他	13M	39M	⑬	当該機器については、「13M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、48Mで管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は13Mの整数倍の最短実施頻度として、「39M」とした。	①	
15	【計測制御システム施設[その他設備]】計測制御システム施設[その他設備]その他機器 3PK-732C	分解点検他	13M	39M	⑬	当該機器については、「13M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、42Mで管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は13Mの整数倍の最短実施頻度として、「39M」とした。	①	
16	【計測制御システム施設[その他設備]】計測制御システム施設[その他設備]その他機器 3LT-5200	分解点検他	52M	13M	⑬	当該機器については、「52M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、26M以上で管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は13Mの整数倍の最短実施頻度として、「26M」とした。	①	
17	【計測制御システム施設[その他設備]】計測制御システム施設[その他設備]その他機器 3PI-670 3PI-680 3PI-693	分解点検他	13M	52M	⑬	当該機器については、「13M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、52M以上で管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は最長実施頻度の「52M」とした。	①	
18	【計測制御システム施設[その他設備]】計測制御システム施設[その他設備]その他機器 3PI-683	分解点検他	13M	26M	⑬	当該機器については、「13M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、50Mで管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期延長が可能と判断し「26M」とした。	①	

※インプット情報の項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類と対応

※点検頻度の変更に適用した評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

# 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
19	【計測制御系統施設【その他設備】計測制御系統施設【その他設備】 3FT-1324 3FT-1325 3FM-1084	分解点検他 26M	26M	52M	⑬	当該機器については、「26M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	①	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、52M以上で管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は最長実施頻度の「52M」とした。	
20	【計測制御系統施設【その他設備】計測制御系統施設【その他設備】 3LT-1190	分解点検他 13M	13M	26M	⑬	当該機器については、「13M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	①	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、28Mで管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は1.3Mの整数倍の最短実施頻度として、「26M」とした。	
21	【計測制御系統施設【その他設備】計測制御系統施設【その他設備】 3TIA-1401	分解点検他 52M	52M	26M	⑬	当該機器については、「52M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	①	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、33Mで管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期は1.3Mの整数倍の最短実施頻度として、「26M」とした。	
22	【計測制御系統施設【その他設備】計測制御系統施設【その他設備】 3TIC-1400	分解点検他 13M	13M	26M	⑬	当該機器については、「13M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	①	当該計器の管理基準値とドリフト量を比較した結果、46Mで管理基準値に達すると評価された。よって、点検周期延長が可能と判断し「26M」とした。	
23	【放射性廃棄物の廃棄施設【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】 放射線管理施設【放射線管理施設【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】 その他機器 現場中継端子盤（計装用） 現場中継端子盤（制御用） 洗浄排水処理装置管理操作盤 汚泥脱水機インバータ制御盤	分解点検他 52M	52M	78M	⑬	当該機器については、「52M」の周期で点検を行っていたが、保全最適化が可能と判断されたため点検周期延長の検討を行った。	①	当該機器は、点検結果に問題はなく過去に不具合はないことから点検周期延長が可能と判断されポンプの点検周期に合わせた「78M」とした。	
24	【放射線管理施設【放射線管理用計測装置】 放射線管理施設【放射線管理用計測装置】 その他機器 ガス捕集用電離箱	分解点検他 1Y	1Y	2Y	⑬	当該機器については、「1Y」の周期で点検を行っていたが、点検結果に問題なく有意な不具合もないことから点検周期の延長が可能と判断したため検討を行った。	①	当該機器は、過去の点検実績より優位な不具合がなく保全重要度も「低」であることから点検周期延長は可能と判断されたため定期点検周期を「2Y」とした。	

※インプット情報の項目は添付-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ① 点検及び取替結果の評価
- ② 劣化トレンドによる評価
- ③ 研究成果等による評価
- ④ 類似機器等の使用実績による評価



# 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		項目					
		変更前	変更後						
30	【蒸気タービン】車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】第2低圧タービン # 2低圧タービン	26M	39M	⑬	保全最適化を踏まえた経営効率化活動の一環として蒸気タービンの開放点検周期の見直し検討を行った。	蒸気タービンの開放点検周期については、日本機械学会の「タービン検査開点検WG」で最長4年の検査がされており、最長開放点検周期である他社の蒸気タービンと同等の使用材料および使用環境が同等であり当社のカリキュラル部位の管理も他社と同等であった。また、他社を含めた過去トラブルについても是正処置等がとられており、エロージョンの進展も緩やかな傾向であることから本格点検周期を「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①②③④	蒸気タービン開放検査	
31	【蒸気タービン】車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】第3低圧タービン # 3低圧タービン	2F	X	⑬	保全最適化を踏まえた経営効率化活動の一環として蒸気タービンの開放点検周期の見直し検討を行った。	蒸気タービンの本格点検周期変更前は本格点検と簡略点検を交互に行っていたが、本格点検周期を39Mに変更するため簡略点検の周期が変則的になることを考慮し簡略点検周期を「X(2回/3F)」に変更した。	①	蒸気タービン開放検査	
32	【蒸気タービン】車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】第3低圧タービン # 3低圧タービン	26M	39M	⑬	保全最適化を踏まえた経営効率化活動の一環として蒸気タービンの開放点検周期の見直し検討を行った。	蒸気タービンの開放点検周期については、日本機械学会の「タービン検査開点検WG」で最長4年の検査がされており、最長開放点検周期である他社の蒸気タービンと同等の使用材料および使用環境が同等であり当社のカリキュラル部位の管理も他社と同等であった。また、他社を含めた過去トラブルについても是正処置等がとられており、エロージョンの進展も緩やかな傾向であることから本格点検周期を「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①②③④	蒸気タービン開放検査	
33	【蒸気タービン【復水器】】A復水ポンプ・電動機 A復水ポンプモータ	104M	X	⑬	当該機器については、「104M」の周期で分解点検を行っていたが、保全高度化の一環として保全方式の変更を検討した。	当該機器は、分解点検を行っていたが、原子力事業本部が主体となり保全方式のCBM化を検討していたがCBM化可能と判断されたため保全方式を変更し分解点検周期を「X」とした。	①		
34	【蒸気タービン【復水器】】B復水ポンプ・電動機 B復水ポンプモータ	104M	X	⑬	当該機器については、「104M」の周期で分解点検を行っていたが、保全高度化の一環として保全方式の変更を検討した。	当該機器は、分解点検を行っていたが、原子力事業本部が主体となり保全方式のCBM化を検討していたがCBM化可能と判断されたため保全方式を変更し分解点検周期を「X」とした。	①		
35	【蒸気タービン【復水器】】C復水ポンプ・電動機 C復水ポンプモータ	104M	X	⑬	当該機器については、「104M」の周期で分解点検を行っていたが、保全高度化の一環として保全方式の変更を検討した。	当該機器は、分解点検を行っていたが、原子力事業本部が主体となり保全方式のCBM化を検討していたがCBM化可能と判断されたため保全方式を変更し分解点検周期を「X」とした。	①		

※インプット情報の項目は添付1-1の定期的な評価のインプット分類と対応

※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

# 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		変更後					
		項目	変更前						
36	【蒸気タービン・蒸気タービンに附属する熱交換器】脱気器タンク 脱気器タンク	開放点検	13M	39M	⑬	当該機器については、「13M」の点検周期にて開放点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから開放点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、過去から不具合発生はなく、内部のスタック堆積量も高PH運転以降低めに推移していることから他サイトの開放点検周期である「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①④ 2次系容器検査	
37	【蒸気タービン・蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】 Aタービン動主給水ポンプ Aタービン動主給水ポンプ	分解点検	26M	52M	⑬	当該機器については、「26M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、分解点検等においても不具合が認められていないことから他サイトの最長分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
38	【蒸気タービン・蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】 Bタービン動主給水ポンプ Bタービン動主給水ポンプ	分解点検	26M	52M	⑬	当該機器については、「26M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、分解点検等においても不具合が認められていないことから他サイトの最長分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
39	【蒸気タービン・蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】 A復水ブースタポンプ・電動機 A復水ブースタポンプ	分解点検	39M	104M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、分解点検等においても不具合が認められていないことから他サイトの最長分解点検実績である「104M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
40	【蒸気タービン・蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】 B復水ブースタポンプ・電動機 B復水ブースタポンプ	分解点検	39M	104M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、分解点検等においても不具合が認められていないことから他サイトの最長分解点検実績である「104M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
41	【蒸気タービン・蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】 C復水ブースタポンプ・電動機 C復水ブースタポンプ	分解点検	39M	104M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、分解点検等においても不具合が認められていないことから他サイトの最長分解点検実績である「104M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	

※インプット情報の項目は添付ー1の定期的な評価のインプット分類と対応

※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

# 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		変更後					
		項目	変更前						
42	【蒸気タービン【その他設備】】蒸気タービン【その他設備】 A軸受冷却水ポンプモーター B軸受冷却水ポンプモーター C軸受冷却水ポンプモーター	分解点検他	104M	X	⑬	当該機器については、「104M」の周期で分解点検を行っていたが、保全高度化の一環として保全方式の変更を検討した。	当該機器は、分解点検を行っていたが、原子力事業本部が主体となり保全方式のCBM化を検討していたがCBM化可能と判断されたため保全方式を変更し分解点検周期を「X」とした。	①	
43	【蒸気タービン【その他設備】】蒸気タービン【その他設備】 A海水ブラスターポンプ B海水ブラスターポンプ C海水ブラスターポンプ	分解点検他	39M	52M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイトの機器と型式が同等であり、運転中不具合が発生しているが、機能・性能に影響を及ぼすものでなく不具合の状況に応じて修繕することにより健全性は維持されている。また他サイトにおいても同様の不具合が発生し修繕を行っていることから他サイトの分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	
44	【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵槽(冷却浄化設備)】】大容量ポンプ(放水砲用)	分解点検	10Y	X	⑬	当該機器については、「10Y」の点検周期にて分解点検を行うこととしていたが、メーカのパフォーマンス基準(累積運転時間)に到達しないことから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、「10Y」にて分解点検を行うこととしていたが、メーカ技連書にて累積運転時間を超過していない場合はオーバーホールは不要との見解が出ていること、試験運転および性能確認にてポンプの健全性確認が可能であることから分解点検周期を「X」に変更しても問題ないと評価した。	①③	
45	【原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】】大容量ポンプ	分解点検	10Y	X	⑬	当該機器については、「10Y」の点検周期にて分解点検を行うこととしていたが、メーカのパフォーマンス基準(累積運転時間)に到達しないことから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、「10Y」にて分解点検を行うこととしていたが、メーカ技連書にて累積運転時間を超過していない場合はオーバーホールは不要との見解が出ていること、試験運転および性能確認にてポンプの健全性確認が可能であることから分解点検周期を「X」に変更しても問題ないと評価した。	①③	
46	【原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】】燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ・電動機 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	
47	【原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】】恒設代替低圧注水ポンプ・電動機 恒設代替低圧注水ポンプ	潤滑油入替	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①	

※インプット情報の項目は添付1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に応じた評価方法  
 ①点検及び取替結果の評価  
 ②劣化トレンドによる評価  
 ③研究成果等による評価  
 ④類似機器等の使用実績による評価

参考

## 保全活動管理指標監視結果



## 高浜発電所3号機 第24保全サイクル 保全活動管理指標

1. プラントレベル(評価期間:2019年10月7日~2021年12月9日)

項目	目標値	実績値
計画外自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間	0回
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間	0回
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回	0回

## 2. 系統レベル(評価期間:MPFF:2019年10月7日～2021年12月9日、UA:2018年6月1日～2021年12月9日)

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考	
		MPFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値 実績値		
原子炉冷却系 統	原子炉冷却材圧カバウンダリ機能(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-	
	原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-	
	安全弁及び逆がし弁の吹き止まり機能(PS-2)	<1回/サイクル	0	-	-	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	[加圧器逆がし弁] <1回/サイクル [加圧器逆がし弁充弁、 加圧器後備ヒータ] <2回/サイクル	0	[加圧器逆がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ] <72時間/2サイクル/弁、ヒータ	0時間/2サイクル	※:逆がし弁駆動空気、 ヒータ電源含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
	未臨界維持機能(赤てんライン経由)(MS-1)	<1回/サイクル	0	[系統共通箇所以外] <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	未臨界維持機能(ほう酸注入タンク経由)ほう酸水を原子炉へ提供(MS-1) ・炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
化学体積制御 系統(赤てん、抽 出・封水・ほう酸 回収系統)						

系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MFFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値	実績値	
化学体種制御系統(ほう素熱再生系統)	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-	
	炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
余熱除去系統	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
	・未臨界維持機能(MS-1) ・炉心冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
燃料取替用水系統	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 燃料取替用水タンク以外 <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	0	-	-	

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MFFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値 実績値	
安全注入系統	・炉心冷却機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	高圧注入系、低圧注入系 トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル 蓄圧注入系※ <1時間/2サイクル/基 ほつ蓄圧注入タンク <1時間/2サイクル	0時間/2サイクル ※:蓄圧注入系は未臨界 維持機能を有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出 低減機能(MS-1) [格納容器スプレイ系への供給機能]	<1回/サイクル	0	-	-
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出 低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	よう素除去薬品タンク <72時間/2サイクル よう素除去薬品タンク以外 トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1) 蒸気発生器ブローダウン系統	<1回/サイクル	0	<72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考	
		MPPF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値		
換気空調設備 (格納容器再循環系)	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器自然対流冷知]	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
換気空調設備 (安全補機空 気浄化系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル トリン共通箇所<72時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—	
	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (1次冷却材喪失事故時、アニュラス前を真圧に保ち、原子炉格納容器からアニュラス前へ戻し、戻った空気を浄化再循環し、戻りに放出される核分裂生成物の濃度を減少させる機能)	<1回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
換気空調設備 (アニュラス空気 浄化系)	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (アニュラス内圧を格納容器に維持するため、アニュラス内圧をより低い設定値に自動調整し循環運転を行うとき、全量排気弁を閉じ、少量排気弁を開くことでアニュラス部を真圧に保つ機能)	<1回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—	
換気空調設備 (格納容器排気 筒)	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	—	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—	
換気空調設備 (充てん/高圧 注入ポンプ室冷 却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2)

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MPFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値	
換気空調設備 (格納容器スラブ ・炉心冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	レインA<240時間/2サイクル レインB<240時間/2サイクル	当該空調設備は次の安 全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機 能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備 (格納容器スラブ ・炉心冷却系)	放射性物質の閉じ込め機能・放射線の遮へい及び放出 低減機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	レインA<240時間/2サイクル レインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (配管貫通部冷 却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	レインA<240時間/2サイクル レインB<240時間/2サイクル	当該空調設備は次の安 全機能を兼ねる。 ・放射性物質の閉じ込め 機能・放射線の遮へい及 び放出低減機能(間接関 連系)(MS-2)
換気空調設備 (中央制御室空 調系)	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	レインA<720時間/2サイクル レインB<720時間/2サイクル レイン共通箇所<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (中央制御室非 常用循環系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	レインA<720時間/2サイクル レインB<720時間/2サイクル レイン共通箇所<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (アイセル発電 機室換気系)	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	
換気空調設備 (中間建屋給 排気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0	レインA<240時間/2サイクル レインB<240時間/2サイクル	当該空調設備は次の安 全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機 能(間接関連系)(MS-2)

系統名	要求機能	保全活動管理指標			実績値	備考	
		MFFF回数	目標値	実績値			非待機時間
換気空調設備 (安全補機開閉 器空室誘系)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	0	トリンA<720時間/2サイクル トリンB<720時間/2サイクル トリン共通箇所<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	0	主蒸気安全弁 <6時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 <168時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ <8時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル	※:バイパス弁を含む
主蒸気管系統	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	0	<72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	0	—	—	
主給水管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	0	主給水隔離弁 <72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	0	主給水制御弁※ <72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル	※:バイパス制御弁を含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	0	—	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考	
		MFFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値		
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トリンA <240時間/2サイクル トリンB <240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3) [リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系) (MS-1)	<1回/サイクル	0	<8時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル	
主単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」 設備]	<2回/サイクル	0	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <105時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク 重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	
特高開閉所設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<2時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-	



系統名	要求機能	安全活動管理指標			備考
		MPPF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値	
所内保護・計量 設備	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能) (MS-1)	<1回/サイクル	0	<8時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(非常用所内電源系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	<6時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル
	工学的安全施設及び原子炉停止系の作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<6時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
中央制御室退 避盤	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル/機能	0時間/2サイクル
原子炉補機冷 却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	ラインA<240時間/2サイクル ラインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	事故時のプラント状態の把握機能(直接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	0	—	—
原子炉補機冷 却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	ラインA<240時間/2サイクル ラインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)「リスク 重要度「高」設備」	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MPPF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値	
軸受冷却水系統	プラント運転補助機能(MS-3) [リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-
換気空調設備 (空調用冷水系統)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)  炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0	トレインA:<240時間/2サイクル トレインB:<240時間/2サイクル  トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	トレインA:0時間/2サイクル トレインB:4.6時間/2サイクル  0時間/2サイクル
1次系統料採取系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
1次系統器用空気系統(格納容器内、格納容器外)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	格納容器内 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 格納容器外 トレインA<1時間/2サイクル トレインB<1時間/2サイクル	格納容器内 0時間/2サイクル  格納容器外 トレインA:3.8時間/2サイクル トレインB:4.7時間/2サイクル
2次系所内用(雑用)空気系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)  空気供給機能[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-
ディーゼル発電機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
ディーゼル発電機始動空気系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1) 安全上特に重要な関連機能(吸気系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル
ディーゼル発電機潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル
ディーゼル発電機燃料系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル

当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。  
 ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2)  
 ・床下風機維持機能(間接関連系)(MS-2)  
 ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MFFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値	
非常用ディーゼル発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル
消火水系統	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
気体廃棄物処理系統(3号及び共用)	原子炉冷却材圧カバワンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
原子炉保護装置	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	原子炉保護系論理回路 モト1,2<6時間/2サイクル/トレン モト3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレン 原子炉保護系信号部 手動トリップ<48時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル
原子炉保護装置	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	工学的安全施設等作動論理回路 <6時間/2サイクル/トレン 工学的安全施設等作動信号部 手動<48時間/2サイクル/チャンネル 自動<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル ディーゼル発電機起動論理回路 <6時間/2サイクル/トレン 中央制御室非常用循環系作動論理回路(手動起動回路含む) 論理回路<720時間/2サイクル/トレン 手動起動<720時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル
エリア・フロセスモニタ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—

システム名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MPPF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値	
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
燃料取扱設備 構築物	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
炉内構造物	・炉心形状の維持機能(炉心支持機能)(PS-1) ・炉心形状の維持機能(冷却材流路形成機能)(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	原子炉の緊急停止機能(制御棒クラスタ案内機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
燃料集合体及び 非核燃料炉 心構成品	炉心形状の維持機能(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
原子炉格納容器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(原子炉格納容器ハウジング機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0	<4時間/2サイクル/弁 <24時間/2サイクル/エアロック	0時間/2サイクル
制御棒駆動装置 (機構系)	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MPPF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値 実績値	
制御棒駆動装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トリップ遮断器 モート1,2<1時間/2サイクル/トリップ モート3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トリップ	0時間/2サイクル
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	巻巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
付属建屋	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用)	0時間/2サイクル
取水口・放水口設備	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
		<2回/サイクル	0	-	-

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MFFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値 実績値	
重大事故等対処設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	1次冷却系のフイードアンドブリードをするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	0	充てん/高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 <72時間/2サイクル 炉心注水 (非常用炉心冷却系) 炉心注水 (蓄圧タンク) 代替炉心注水 (B充てん/高圧注入ポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡 ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B余熱除去ポンプ・C充てん/高圧注入ポン プ(海水冷却)) <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	加圧器逃がし弁による減圧 (窒素ポンプまたは可搬式空圧縮機を使 用した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型ハンナリを使用した減圧) <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MFFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値 実績値	
重大事故等対 処設備	原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ(恒設代替低圧 注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ(可搬式代替低 圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然 対流冷却 <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設 備(SA-2)	<1回/サイクル	0	—	—
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするため の設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	<72時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため の設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) — 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための 設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	(A)アニュラス空気浄化系 <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル





系統名	要求機能	保全活動管理指標				備考
		MPFF回数 目標値	実績値	非待機時間 目標値	実績値	
重大事故等対処設備  特定重大事故等対処施設を構成する設備	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	-	-	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	0	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	